東京都主税局委託調査

金融所得課税における所得階層間の公平性に関する各国調査委託報告書

2023年3月 有限責任 あずさ監査法人

目次

Page

01 調査の概要 02

02 米国 04

03 カナダ 44

04 ドイツ 80

05 国際比較・考察 105

06 参考 118

01　調査の概要

1. 本紙の位置づけ

本報告書は、「金融所得課税における所得階層間の公平性に関する各国調査委託」（以下「本委託」とする。）における調査結果をまとめたものである。

2. 契約期間

令和4年10月7日から令和5年3月31日まで

3. 本委託の目的

諸外国における個人の金融所得課税の仕組みを明らかにし、所得階層間の税負担の公平性を確保する観点及び中低所得者の資産形成に与える影響に配慮する観点等から調査・分析を行い、我が国における望ましい金融所得課税のあり方について検討することを本調査の目的とする。

4. 調査方法

本調査では、各国政府のwebサイトや政府税制調査会の資料を中心とする文献調査のほか、政府機関、学識経験者、税理士等の有識者に対しヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査は対面によるインタビューのほか、オンライン会議やメールによる文書回答を通じて行った。

5. 調査対象国の選定

調査対象国は、米国、英国、ドイツ、フランス、オランダ、カナダ、イタリア、スウェーデン、中国、韓国等のうち、金融所得税の課税方式が分離課税であり３段階の累進税率を用いている米国、単一の税率を用いているドイツ、総合課税であるカナダを選定した。

選定した３か国の地方税の調査にあたっては、人口集中度の高い都市圏である点や経済、金融の中心地である点、東京都と類似性がみられるニューヨーク州ニューヨーク市（以下「NY州」「NY市」という）、オンタリオ州（以下、「OT州」という）を対象に調査を実施した。なお、ドイツについては個人所得税を地方税として徴収していないため州を選定していない。

6. 金融所得の概念

本紙において金融所得とは、特段の定めがない限り「利子、配当、株式売却益」に係る所得をいう。

7. 適用する為替レート

本紙において外貨から円に換算する際に適用する為替レートは、2022年8月1日現在のレートである、1ドル＝133.221円、1カナダドル＝104.065円、1ユーロ＝136.199円を使用する。

なお、ドルは$、カナダドルはCA$、ユーロは€と表記する。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

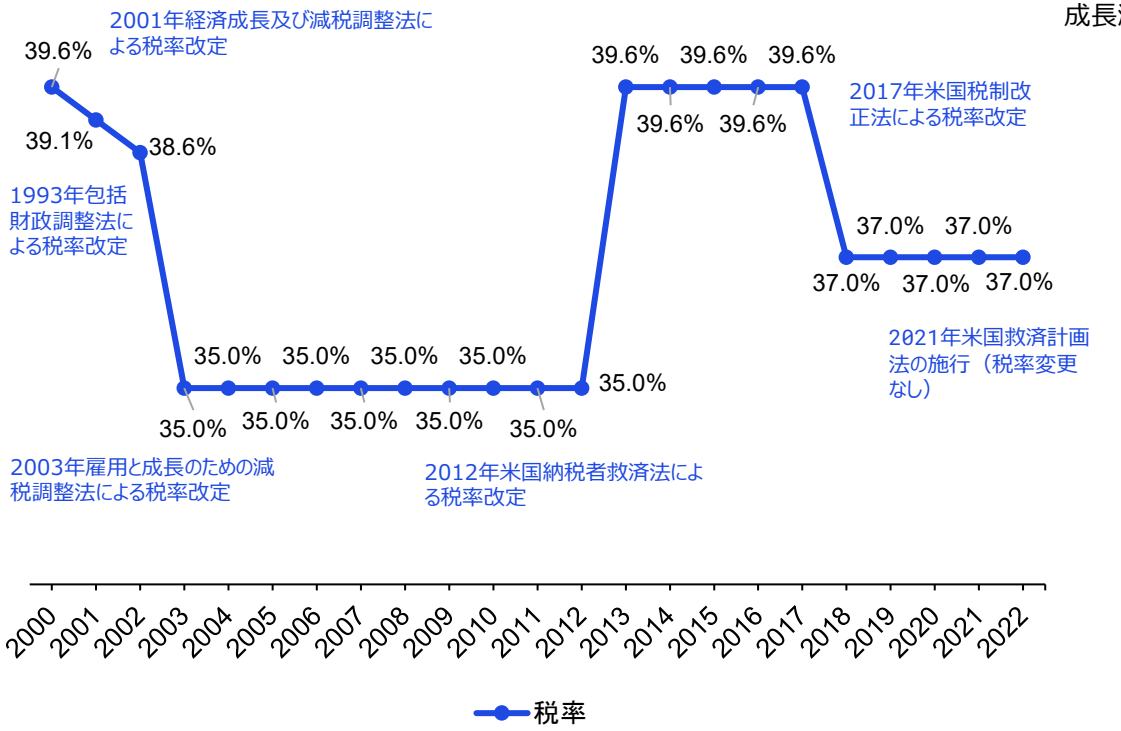
02 米国

2000年以降の米国税制の主要動向（1/2）

- **2001年に過去最大級の税制改革（「ブッシュ減税」）を実施した。当該法案により、個人及び世帯に対する複数の大規模減税が行われた。**

2000年以降の米国税制における大規模減税と主要動向：「ブッシュ減税」

米国連邦個人所得税の歴史的最高税率（2000～2021）



2001年及び2003年にジョージ・W・ブッシュ大統領は、「ブッシュ減税」と呼ばれる「2001年経済成長及び減税調整法（EGTRRA）」及び「2003年雇用及び経済成長減税調整法（JGTRRA）」を制定。

2001年経済成長及び減税調整法（EGTRRA）

EGTRRAには、以下の措置が含まれる。
- 税率の引き下げ及び**10%税率区分**の新設
- 扶養子女税額控除を2010年までに**13万円（$1,000）**に引き上げ
- 死亡税控除を2004年まで縮小し、その後2005年1月1日までに廃止して代替
- 教育関連の税制優遇策の拡大、個人退職勘定（IRA）*1及び401（k）*2拠出金の上限設定、並びに確定給付年金制度の限度額の変更
- 連邦遺産税の免税額の段階的増加

2003年雇用と成長のための減税調整法（JGTRRA）

JGTRRAには、以下の措置が含まれる。
- 配当とキャピタルゲインに対する最高税率を**5%**と**15%**に引き下げ
- 所得税と結婚ペナルティ（marriage penalty）*3の軽減措置の強化
- **10%税率区分**の拡大の強化
- 扶養子女税額控除を**13万円（$1,000）**に引き上げ
- 小規模企業経費を4倍の**1,332万円（$10万）**に拡大
- **2004年まで**企業のボーナス減価償却を**50%**に引き上げ

*1：19ページ参照
*2：16ページ参照
*3：結婚ペナルティとは、婚姻関係を締結することにより被る不利益（例えば、所得の高い世帯における所得税率の上昇）のことを意味する。

（出典） The Legacy of the 2001 and 2003 "Bush" Tax Cuts; A Concise History of Changes in U.S. Tax Law; Historical U.S. Federal Individual Income Tax Rates & Brackets, 1862-2021

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

2000年以降の米国税制の主要動向（2/2）

- **「ブッシュ減税」は、当初2010年までの時限措置であったが、オバマ大統領は、2年間（2012年まで）延長した上、大半の措置を恒久法として制定した。**

2000年以降の米国税制における大規模減税と主要動向

2012 年米国納税者救済法（ATRA）

「財政の崖」問題に対するATRAの主な救済措置は、以下である。

- 2001年の「ブッシュ減税」は、課税所得が**5,329万円（$40万）**以下の個人納税者［夫婦合算申告の場合は**5,995万円（$45万）**］を対象に恒久化
 - 課税所得が基準値を超える納税者の税率を**39.6%**に引き上げ
- 連邦遺産税の税率を**40%**に引き上げ、さらに2012年代替ミニマム税（AMT）*1免除額を**674万円（$50,600）**［夫婦合算申告の場合は**1,049万円（$78,750）**］に固定化
- 連邦政府の扶養子女税額控除を**13万円（$1,000）**に引き上げ、所得税額控除に対応するため所得基準額を引き上げ
- 課税所得が**5,329万円（$40万）**の基準値を超える納税者について、キャピタルゲイン税率を**20%**に引き上げ

2017年減税と雇用法（TCJA）

TCJAの主な措置は、以下である。

- 従来の税率区分から新区分（**10、12、22、24、32、35、37%**）に改定し、各区分に該当する所得水準を定める
- 扶養子女税額控除を17歳未満の適格子女1人当たり**27万円（$2,000）**に拡大
 - 還付可能な控除額は、適格子女1人当たり**19万円（$1,400）**を上限とした
 - 扶養子女税額控除が適用されない扶養子女に対して1人当たり**7万円（$500）**の新たな税額控除（還付不可）を認めた
- 一部の州及び地方税の個人／項目別控除額を年間**133万円（$1万）**［夫婦個別申告の場合は**67万円（$5,000）**］に暫定的に制限した
- 標準控除額を以下のとおり引き上げ
 - 夫婦合算申告の場合**320万円（$24,000）**
 - 特定世帯主申告の場合**240万円（$18,000）**
 - その他すべての納税者の場合**160万円（$12,000）**

2021年米国救済計画法（ARP）

ARPの主な措置は、以下である。

- 所得が**1,998万円（$15万）**未満の納税者の失業補償に**136万円（$10,200）**の税額控除を実施
- 暫定的かつ全額還付可能な扶養子女税額控除―6歳以上の子女には**40万円（$3,000）**、6歳未満の子女には**48万円（$3,600）**、さらに控除額は**27万円（$2,000）**に引き上げられ、還付可能額は**19万円（$1,400）**になる
- 一部の低所得納税者が適格健康保険に加入した場合の還付税額控除率の引き上げ（2021年、2022年）
- 子女養育費税額控除により子女又は扶養家族1人当たり最大**53万円（$4,000）**を暫定的に全額還付可能となる
- 医療保険取引所を通じて加入した健康保険に対して、アフォーダブルケア法*2により保険料の税額控除を拡大

*1：15ページ参照
*2：正式名称は、Patient Protection and Affordable Care Actであり、2010年オバマ大統領が署名した連邦法である。米国医療制度の適用範囲を拡大するとおもに、重要な規制を見直しした。
（出典） American Taxpayer Relief Act of 2012; Tax Cuts and Jobs Act; American Rescue Plan Act of 2021

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

連邦政府・州政府・地方政府の行政機構

- **米国は連邦制を採用する国家であり、それぞれが主権を有する50の州から構成される。地方政府は各州の創造物とされ、各州の憲法または州法において地方自治制度が定められている。**
- **州は連邦憲法の特別規定による制約などを除いて完全な統治権を有しており、課税権もその一つである。一方、地方政府も州憲法または州法の許容する範囲内で課税権を有するが、税率や税制変更に要する手続き等について制限を課されている。**

米国統治の仕組み（立憲連邦共和制）

- 連邦制：連邦政府（中央政府）と50の州及び連邦区の州政府にて構成される。合衆国憲法において、連邦政府の権限及び州政府の一般的な規定について定めており、連邦政府・各州政府はそれぞれ主権を有する。州政府は連邦政府の監督下に置かれておらず、州政府は、連邦政府の下位組織には当たらない。ただし、合衆国憲法・連邦法・州憲法・州法が相互に矛盾する場合には、合衆国憲法及び連邦法が優先される。
- 地方政府（市・群・町・学校区・特別目的区など）は、州政府の下位組織であり、各州の州憲法・州法において地方自治制度は規定される。

連邦政府（Federal Government）

- 3 つの別個の部門、すなわち立法府（連邦議会）・行政府（大統領）・司法府（連邦裁判所）から構成される。
- 権限・責任：合衆国憲法において明確に付与されているものに限定される。
- 権限の例：
 - 課税、徴税権
 - 州間の通商の規制
 - 国防への支出
 - 貨幣の鋳造
 - 移住や帰化の規制
 - 郵便局の設置
 - 諸外国との条約締結など

州政府（State Government）

- 全ての州政府は、連邦政府をモデルとしており、連邦政府同様、立法府（州議会）・行政府（州知事）・司法府（州裁判所）の3部門にて構成される。
- 権限・責任：連邦政府が権限を有するもの及び合衆国憲法第1条10節で規定する州政府禁止事項（「条約・同盟・連合の締結」「貨幣の鋳造」「平時の軍隊の保持」「他州や外国との協定の締結」など）以外については、権限を有する。
- 各州は独自の憲法、公選職員、政府組織を有するとともに、法律を制定・施行し、税を課し、概ね連邦政府や他州政府の介入なく業務を実施する権限を有し、州政府の役割は極めて広い。

地方政府（Local Government）

- 各州法において、地方政府の設置を規定している。全ての州の地方政府には、市と群は存在するが、多くの州でそれ以外の設置も規定している。

（出典）State and Local Government - The White House、米国の統治の仕組み｜About THE USA｜アメリカンセンターJAPAN (americancenterjapan.com)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（1/3）

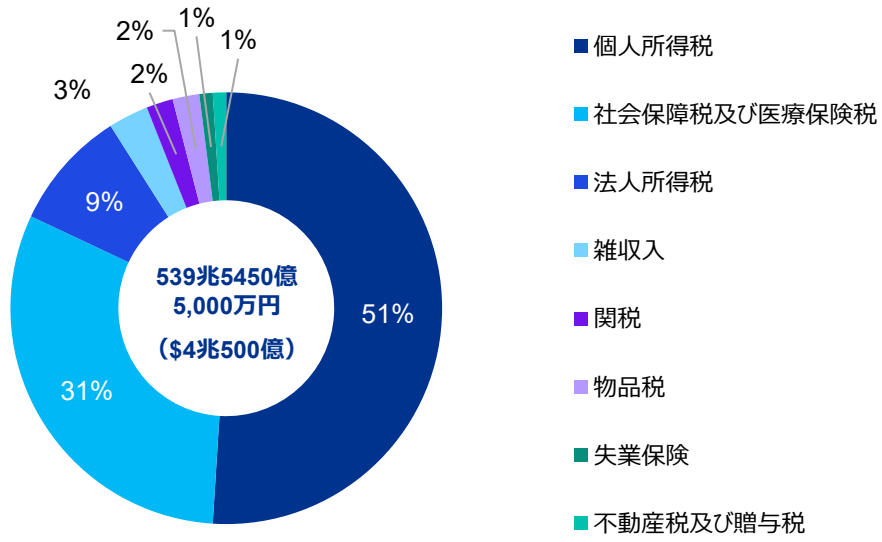
- **米国連邦政府では、金融所得の一部につき段階的分離課税、それ以外の所得について累進税率による総合課税制度を採用している。**

個人所得全般に係る課税制度

課税方式：総合課税と分離課税の組み合わせ

連邦税	▪ 納税者の全所得源泉に対して、連邦政府が課す税金 ▪ 連邦政府：独自の課税権あり ▪ 徴収主体：内国歳入庁（IRS：Internal Revenue Service） ▪ 税率：10-37%（累進課税）
州税及び地方自治体税	▪ 州税は、納税者が所得を生み出した州又は納税者の居住している州が課す税金である。 ▪ 州政府：独自の課税権あり ▪ 地方自治体：州政府の承認の下、独自の課税権あり ▪ 税率 ➢ ほとんどの州が、一部の個人所得税に対して累進税率を適用 ➢ フラット税率（一律）：9州（コロラド・イリノイ・インディア・ケンタッキー・マサチューセッツ・ミシガン・ノースカロライナ・ペンシルベニア ・ユタ） ➢ 州所得税が無い州：アラスカ・フロリダ・ネバダ・サウスダコタ・テネシー・テキサス・ワシントン・ワイオミング

2021年の連邦政府歳入源



- 内国歳入庁（IRS）が管轄する連邦課税制度における最大の歳入源は、個人所得税である。
- 2021年は、連邦政府の歳入の内、**51%（266兆4,420億円（$2兆））**は、個人所得税である。

（出典） State Individual Income Taxes; Self-Employed Individuals Tax Center, U.S. Taxation, United States – Taxation of international executives, Federal Income Tax Calculator; Estimated Taxes

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（2/3）

- **米国連邦では夫婦世帯の申告について、合算申告と個別申告を選択でき、それぞれについて申告要件の金額が定められている。**

個人課税制度（米国連邦政府）

- 源泉別適用対象所得：全世界所得
- 夫婦共同申告：可
- 年齢と申告ステータスに応じた申告要件の最低金額は、下表の通りである。

申告ステータス	2021年12月31日時点の年齢	総所得が下記の金額以上の場合、要申告（単位：百万円）
単身者	65歳未満	1.67 （$12,550）
	65歳以上	1.90（$14,250）
夫婦合算申告	65歳未満（夫婦共に）	3.34（$25,100）
	65歳以上（夫婦のいずれか一方）	3.52（$26,450）
	65歳以上（夫婦共に）	3.70（$27,800）
夫婦個別申告	年齢制限なし	0.001（$5）
特定世帯主	65歳未満	2.51（$18,800）
	65歳以上	2.73（$20,500）
適格寡婦／寡夫	65歳未満	3.34（$25,100）
	65歳以上	3.52（$26,450）

- 基礎控除制度：あり（ただし、高額所得者に対して控除制限制度あり）

課税年度：1月1日～12月31日（暦歴）

自己申告：納税者自身で申告書を作成し、納税額を計算する

源泉徴収：雇用主は、賃金及びその他報酬の各支払額から税金の源泉徴収義務あり。

- 対象：連邦所得税、社会保障税及び医療保険税、州所得税、地方自治体所得税
- ほとんどの州政府及び一部の地方自治体も、所得税の源泉徴収を義務化。所得税以外の源泉徴収税を課している州もある。
- 金融所得は、源泉徴収対象外

申告期限：通常、課税年度終了の翌年**4月15日まで**

連邦所得税・州所得税・地方自治体所得税すべて同日（年末調整はない）

- 内国歳入庁（IRS）のForm 4868「個人所得税申告の提出期限の自動延長申請書」を提出した場合、申告期限が無条件に6ヵ月延長。（納税期限は延長不可）

予定納税：源泉徴収では納税額を満たさないと予想される場合、予定納税義務あり

- 四半期ごとに分割納付
- 納付期限：4月15日、6月15日、9月15日及び翌年1月15日
- 州政府も通常同様の納付スケジュールだが、納付期限が異なる場合あり
- 源泉徴収税控除後の対象年度税額が、133千円（$1,000）未満の個人は、予定納税の対象外
- 納税者は、当該申告年度の**納税額の90%以上**を、源泉徴収払、予定納税、又は双方による納付義務あり。いずれの方法でも納税しない場合、申告時に推定納税額の罰金可能性あり。

（出典） State Individual Income Taxes; Self-Employed Individuals Tax Center, U.S. Taxation, United States – Taxation of international executives, Federal Income Tax Calculator; Estimated Taxes

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（3/3）

- 課税所得は、集計された全ての所得から所得控除項目を差し引いて算定される。
- 課税所得の水準により、適格配当所得*1及び保有期間１年超の資本資産の売却益（以下「長期キャピタルゲイン」という）に係る税率と、それ以外の所得に係る税率が決定される。

連邦個人所得税の基本計算式（米国連邦政府）

	合計総所得	給与所得、事業所得、配当所得、利子所得、賃貸所得、キャピタルゲインなどの合計
（－）	調整総所得前控除	「調整総所得前控除（Above the Line Deduction）」退職金制度への拠出金、別居（離婚）家族への生活費、学生ローンの利子などが含まれる
＝	**調整後総所得（AGI：Adjusted Gross Income）**	
（－）	調整総所得後控除（標準控除または項目別控除）	「調整総所得後控除（Below the Line Deductions）」
＝	**課税所得**	
×	税率	適格配当所得及び長期キャピタルゲインは、単身世帯、夫婦世帯、特定世帯主ごとに3段階の税率 上記以外の所得は、単身世帯、夫婦世帯、特定世帯主ごとに７段階の累進税率（10%～37%）
＝	**総税負担額**	税額控除額を差し引く前の納税者の税負担額
（－）	税額控除額と前払金	税負担額から直接、税額控除を差し引く
＝	**納税額または還付税額**	所得控除及び税額控除後の最終税額

*1：14ページ参照

（出典） The Federal Individual Income Tax Formula & Its Components, Individual Income Tax

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

総所得の主要な決定要素

- **米国連邦では、多様な源泉から生じる収入について、大きく給与所得、事業所得、配当所得、利子所得、賃貸所得、キャピタルゲインの６つの区分を設定している。**

総所得の主な分類：

給与所得

- 給与所得とは、従業員が雇用者のために行う役務に対して支払われる全ての報酬である。
- 課税対象：支払時期・場所にかかわらず、米国内の業務に対する報酬
 - 例：賃金・給与・チップ・年金所得
 - 雇用者が、自宅を離れている間の生活費または旅費に対する補償は、課税対象外（ただし、配偶者または扶養家族の同様の生活費及び旅費に対する補償は、課税対象である）
- 源泉徴収税

事業所得

- 事業所得とは、製品又はサービスの販売から得られる所得である。
 - 例：正規の事業に係る手数料、不動産業従事者が受領する賃借料
- 事業所得は、相当な部分が、雇用者所得と同様の方法で課税
 - 個人事業、パートナーシップ（有限責任会社を含む）、S法人（Sコーポレーション）*1など、特定のパススルー・ビジネスは、通常、事業所得を事業主に渡し、個人所得税率を適用。

配当所得

- 配当所得とは、保有株式に対する分配金であり、資本の払戻に該当する分配金は、配当金に該当しない。
 - 納税者が役務に対する支払いとして、株式又は他の資産を売買するオプションを受ける場合、オプション受領時、又はオプション行使時に所得発生可能性あり

利子所得

- 利子所得とは、特定の銀行口座から受領する所得、又は他の人にお金を貸すことにより受け取る所得である。
- 課税対象：非課税利子所得に該当しない、米国内外源泉の全ての利子所得
 - 非課税利子所得：州・市・コロンビア特別区等が発行する債券から派生する利子

賃貸所得

- 賃貸所得とは、資産の使用または占有に対して受け取る支払いである。
- 課税対象：米国内外源泉の賃貸所得から賃貸物件経費を控除した金額

キャピタル・ゲイン

- キャピタル・ゲインとは、資本資産を売却した場合に、売却金額と取得原価の差額から生じる所得である。
 - 資本資産の例：住宅、家具などの個人用アイテム、投資として保有される株式や債券
- 課税対象：実現純キャピタル・ゲイン

*1：米国における小規模法人であり、税法上法人としての課税を受けず、株主レベルで課税が認められる法人の略称である。

（出典） Overview of the Federal Tax System in 2022、State Individual Income Taxes; Self-Employed Individuals Tax Center, U.S. Taxation, United States – Taxation of international executives, Federal Income Tax Calculator; Estimated Taxes、Topic No. 407 Business Income | Internal Revenue Service (irs.gov)、Rental Income and Expenses - Real Estate Tax Tips | Internal Revenue Service (irs.gov)、Topic No. 404 Dividends | Internal Revenue Service (irs.gov)、Understanding Taxes - Interest Income (irs.gov)、Topic No. 409 Capital Gains and Losses | Internal Revenue Service (irs.gov)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：税率（1/2）

- **適格配当所得及び長期キャピタルゲイン以外の所得（以下この章において「総合課税対象所得」という）に対して適用される税率は単身世帯、夫婦世帯、特定世帯主ごとに７段階の累進税率が設定されており、夫婦世帯では合算申告と個別申告が選択できる。**

総合課税にて適用される税率

- 税率【総合課税】
 - 対象：給与所得・事業所得・賃貸所得・利子所得・配当所得（適格配当を除く）・短期キャピタルゲイン
 - 税率構造：7段階の累進税率

単身者の課税所得区分		夫婦合算申告の課税所得区分		夫婦個別申告の課税所得区分		特定世帯主申告の課税所得区分		税率（%）*1
下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	
0	137万円（$10,275）以下	0	274万円（$20,550）以下	0	137万円（$10,275）以下	0	195万円（$14,650）以下	10%
137万円（$10,275）超	～557万円（$41,775）以下	274万円（$20,550）超	～1,113万円（$83,550）以下	137万円（$10,275）超	～557万円（$41,775）以下	195万円（$14,650）） 超	～745万円（$55,900）以下	13.7万円（$1,027.5）+137万円（$10,275）超過分x12%
557万円（$41,775）超	～1,187万円（$89,075）以下	1,113万円（$83,550）超	2,373万円（$178,150）以下	557万円（$41,775）超	～1,187万円（$89,075）以下	745万円（$55,900）超	1,186万円（$89,050）以下	64万円（$4,807.5）+557万円（$41,775）超過分x22%
1,187万円（$89,075）超	～2,265万円（$170,050）以下	2,373万円（$178,150）超	4,530万円（$340,000）以下	1,187万円（$89,075）超	～2,265万円（$170,050）以下	1,186万円（$89,050）超	2,265万円（$170,050）以下	202.6万円（$15,213.5）1,187万円＋（$89,075）超過分x24%
2,265万円（$170,050）超	～2,877万円（$215,950）以下	4,530万円（$340,000）超	5,754万円（$431,900）以下	2,265万円（$170,050）超	～2,877万円（$215,950）以下	2,265万円（$170,050）超	2,877万円（$215,950）以下	461.6万円（$34,647.5）2,265万円＋（$170,050）超過分x32%
2,877万円（$215,950）超	～7,193万円（$539,900）以下	5,754万円（$431,900）超	8,630万円（$647,851）以下	2,877万円（$215,950）超	～4,315万円（$323,925）以下	2,877万円（$215,950）超	7,193万円（$539,900）以下	657.3万円（$49,335.5）2,877万円＋（$215,950）超過分x35%
7,193万円（$539,900）超		8,630万円（$647,851）超		4,315万円（$323,925）超		7,193万円（$539,900）超		2,167.7万円（$162,718）7,193万円＋（$539,901）超過分x37%

*1：税率は、すべての申告ステータスにおいて同じ税率が適用されるが、表内の金額は、参考として単身者の申告の場合を記載している。

（出典） Overview of the Federal Tax System in 2022

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：税率（2/2）

- **適格配当所得及び長期キャピタルゲインの合計額は、分離課税対象所得として総合課税対象所得とは分離して計算され、単身世帯、夫婦世帯、特定世帯主ごとに3段階の税率が適用される。**

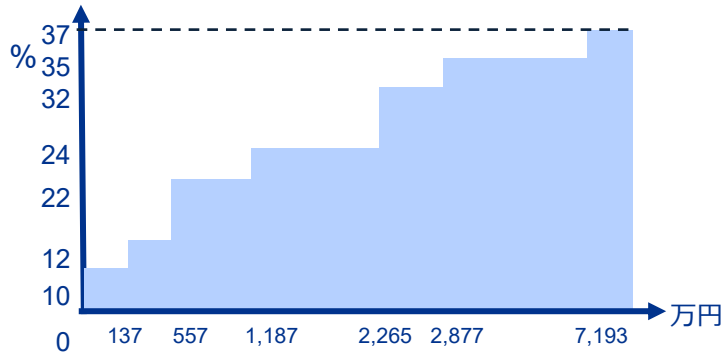
分離課税にて適用される税率

- 税率【分離課税】
 - 対象：長期キャピタルゲイン及び適格配当所得
 - 税率構造：3段階の累進税率

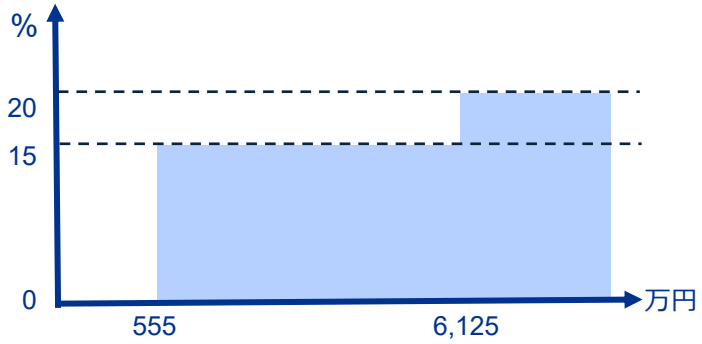
個別申告の課税所得区分		夫婦合算申告の課税所得区分		夫婦個別申告の課税所得区分		特定世帯主申告の課税所得区分		税率（%）
下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	
0	～555万円（$41,675）以下	0	～1,110万円（$83,350）以下	0	～555万円（$41,675）以下	0	～743万円（$55,800）以下	0%
555万円（$41,675）超	～6,125万円（$459,750）以下	1,110万円（$83,350）超	～6,890万円（$517,200）以下	555万円（$41,675）超	～3,445万円（$258,600）以下	743万円（$55,800）超	～6,508万円（$488,500）以下	555万円（$41,675）超過分×15%
6,125万円（$459,750）超		6,890万円（$517,200）超		3,445万円（$258,600）超		6,508万円（$488,500）超		918万円（$68,963）＋6,125万円（$459,750）超過分×20%

税率構造

【総合課税】Regular tax



【分離課税】 長期キャピタルゲイン・適格配当所得



（出典）Overview of the Federal Tax System in 2022

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得の基本的事項

- **米国連邦では、金融所得のうち、利子所得、非適格配当所得、短期キャピタルゲインは総合課税対象項目として、他の所得と合算されて税額が計算される。**
- **適格配当所得と長期キャピタルゲインの合計額は、総合課税対象項目とは独立して3段階の税率が適用され、税額が計算される。**

主な税目

配当所得に適用される税率

- 課税対象区分：適格配当／非適格配当
- 課税方式：分離課税（源泉徴収対象外）
- 税率：課税対象区分に応じた税率は、以下のとおりである。

区分	税率
非適格配当	総合課税により10～37%
適格配当	段階的分離課税により0～20%

（適格配当に該当するかは、通常、以下の３要素で決定）

1) 米国法人又は適格外国法人による支払
2) 保険会社の保険料、信用組合の年間配当金、組合等からの配当金は、「配当」の名称は有しているが、配当とはみなされない場合がある
3) 証券の保有期間が「十分」である「十分」とは、通常、配当落ち日までの間、60日超証券を保有していること）

キャピタルゲインに適用される税率

- 課税方式：分離課税（源泉徴収対象外）
- 税率：保有期間（資産の取得から売却まで）に応じた税率は、以下のとおりである。

区分	保有期間	税率
短期保有キャピタルゲイン税	12か月以下	総合課税により10～37%
長期保有キャピタルゲイン税	12か月超	段階的分離課税により0～20%

- キャピタルロスの相殺制度：有り
- キャピタルロスの繰越制度：有り

（出典） Estate Tax: Definition, Tax Rates and Who Pays in 2022, IRS- Estate Tax, A breakdown of 2022 property tax by state, 2022-2023 Capital Gains Tax Rates & Calculator – NerdWallet, Dividend Tax Rate: What It Is, How to Calculate – NerdWallet, Traditional and Roth 401(k) Plans | Investor.gov

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

課税の公平性を促す税制

- **高所得者の納税額がゼロであったことを背景に、所得控除や税額控除を過度に利用した節税を防止し、最低納税額を確保するため代替ミニマム税が創設された。また、投資収益が一定額を超える個人に対しても純投資所得税が課されている。**

主な税目

代替ミニマム税 (AMT)

- 代替ミニマム税（AMT：Alternative Minimum Tax）は、所得控除や税額控除等を過度に利用した節税を防止し、最低納税額を確保するため、経済所得が高額な納税者を対象に、通常の税額計算過程とは別に、代替ミニマム税の下で認められた税額控除等を適用し税額を算出し、Regular Taxと比較して、上回る金額を代替ミニマム税として支払う連邦税である。
- 開始年：1969年
- 経緯：1966年、155人の高所得者の納税額がゼロであったことを受け、税優遇措置を廃止する代わりに、最低税を創設
- 適用対象者：経済的所得が高い一部の納税者の内、税法に基づき税制優遇措置を享受する所得を有する納税者、または特定の控除を享受できるの納税者で、税制上の優遇措置を利用することにより、Regular taxを大幅に削減できる者
- 計算方法：①通常の方法で計算した後に、②一定の控除項目を追加し、③AMT免除額を控除の上、④代替的課税所得（AMTI：Alternative Minimum Tax Income）を計算し、⑤AMTIの額に応じて、AMT税率を乗じた金額が通常の税額より上回る金額が税額となる。
- 外国税額控除は、外国源泉のAMT所得に対する外国税額を限度として、AMTの負債を決定するために利用可能。
- AMT税率（2021年）：26%又は28%

個別申告／夫婦合算申告		夫婦個別申告		税率（%）
下限	上限	下限	上限	
0	～2,663万円（$20万）以下	0	～1,332万円（$10万）以下	26%
2,663万円（$20万）超		1,332万円（$10万）超		28%

- AMT計算上の留意点
 - 定額控除なし、項目別控除制限あり
 - AMT用標準控除あり

純投資所得税（NIIT）

- 純投資所得税（NIIT：Net Investment Income Tax）とは、内国歳入法1411条に基づき、法定基準額を超える所得を有する個人の不動産及び信託等、一定の純投資所得に対して課す連邦税である。
- 開始年：2013年
- 課税対象個人：
 - 純投資所得を有する個人の修正後総所得が以下の基準値を超える場合

申告区分	基準額
夫婦合算申告 寡婦／寡夫	3,331万円（$25万）
単身（寡婦・寡夫除く） 特定世帯主	2,664万円（$20万）
夫婦個別申告	1,665万円（$12.5万）

- 課税対象所得：純投資所得と修正後総所得が法定基準額を超える所得のうち、いずれか低い金額
 - 純投資所得：利息、配当金、資産売却益、賃貸料、ロイヤリティ収入、不適格年金等（対象外：賃金、失業補償、社会保障給付、扶養手当、個人住宅売却益及び大部分の自営業所得）
- 税率：一律3.8%

（出典） Topic No. 556 Alternative Minimum Tax, About Form 6251, Alternative Minimum Tax - Individuals | Internal Revenue Service (irs.gov), Net Investment Income Tax | Internal Revenue Service (irs.gov)、IRS document, Questions and Answers on the Net Investment Income Tax | Internal Revenue Service (irs.gov)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

投資促進及び資産形成支援制度

- **事業形成及び投資促進を目的として、株式売却時のキャピタルゲインにつき、キャピタルゲイン税、AMT税、及びNIIT税を免税する適格中小企業株式非課税措置が2015年に開始された。**
- **将来の生活水準を退職前と同じように保つため、公的年金制度の不足分を補う資産形成支援制度として確定拠出年金制度が整備されている。**

主な税制優遇措置

【適格中小企業株式（QSBS：Qualified Small Business Stock）非課税措置】

- 概要：合衆国法典第1202条に基づき、特定の中小企業の設立者及び投資家に対して、事業形成及び投資促進を目的として、株式売却時のキャピタルゲインにつき、キャピタルゲイン税、AMT税、及びNIIT税を免税している。
- 開始年：2015年
- 条件：2010年9月28日以降株式取得、かつ保有期間5年以上
- 免税限度額：13億3,221万円（$1,000万）又は初期投資額の10倍のいずれか大きい方
- 免除の減額

株式取得日	免税率
～2009年2月17日	50%
2009年2月18日～2010年9月27日	75%

- 免税対象とならなかったキャピタルゲインの取り扱い：原則、AMT税率28%かつNIIT3.8%

【確定拠出年金（Defined Contribution Plan）】

- 概要：通称401(k)プランは、将来の生活水準を退職前と同じように保つため、公的年金制度の不足分を補う資産形成支援制度として誕生。従業員が給与所得の一部を現金で受取らず、退職後に受取ることを選択し、貯蓄・運用した場合に課税繰延等の税金優遇を受けられる制度である。

種類	Traditional （税引き前資金積立）	Roth （税引き後資金積立）
資金拠出時（元本）	非課税	個人の累進所得税率 （給与所得に含まれる）
引き出し時 (元本・利息・キャピタルゲイン)	個人の累進所得税率	非課税

- 開始年：1978年（Roth：2006年～）
- 罰則：早期解約・引き出しした場合、連邦所得税10%加算

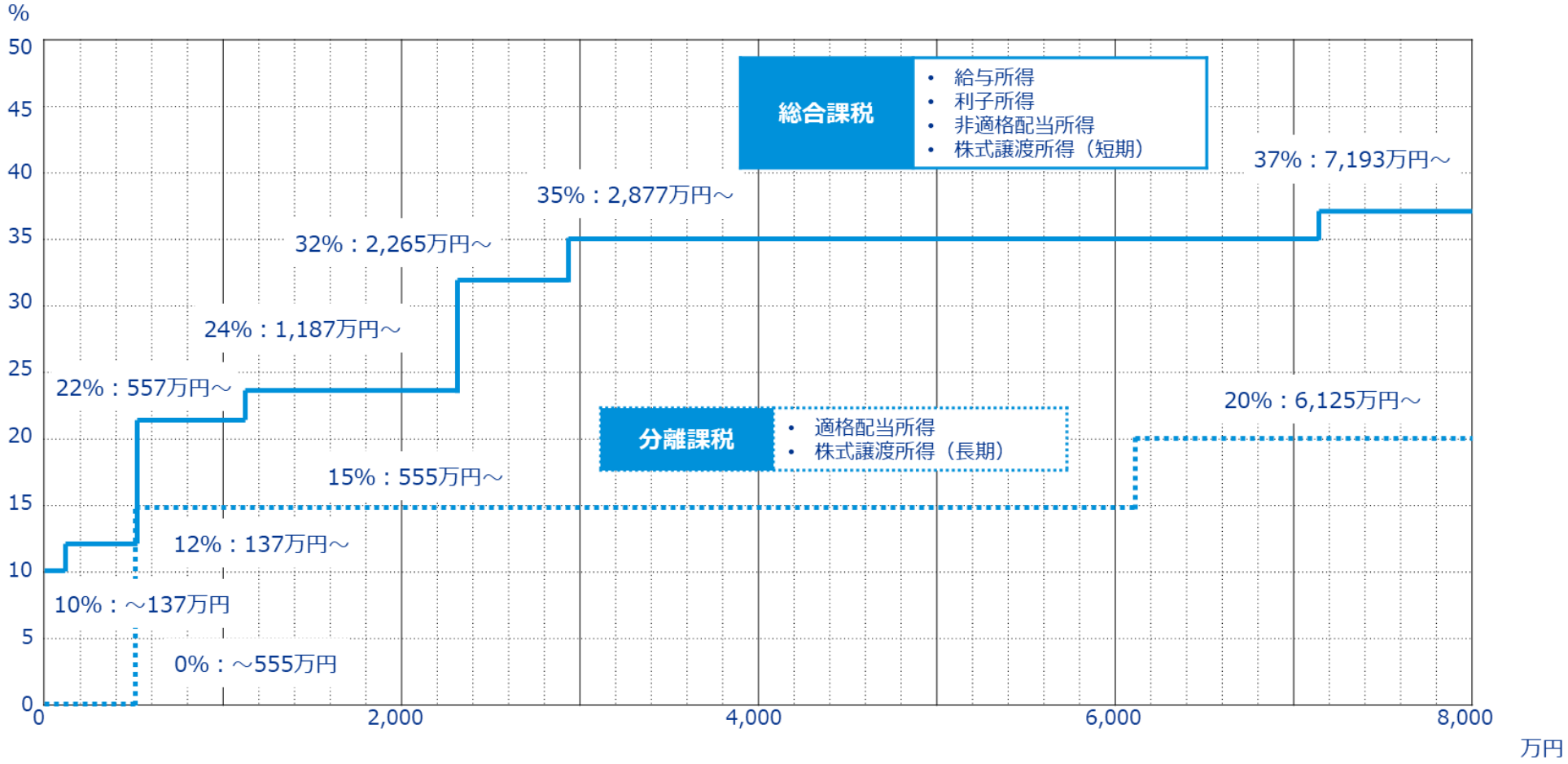
（出典） 2022 Instructions for Schedule D (2022) | Internal Revenue Service (irs.gov)、Understanding Section 1202: The Qualified Small Business Stock Exemption | Wilson Sonsini (wsgr.com)、Qualified Small Business Stock: Considerations for 100% Gain Exclusion (thetaxadviser.com)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得に係る課税方式・税率構造

- **米国連邦では、総合課税だけでなく、分離課税についても段階的な税率を採用している。ただし、リスク資産である配当所得や株式譲渡所得よりも、無リスク資産である利子所得に対する税率が高く設定されている。**



© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

調整総所得前控除（1/2）_損益通算

- **資本資産の売却により生じた損失（キャピタルロス）は、キャピタルゲインと相殺が可能で、キャピタルゲインと相殺しきれない部分は一定の金額を限度として合計所得から相殺できる。**
- **一定の限度額を超過したキャピタルロスには年限はなく、ゼロになるまで繰越が可能である。**

キャピタルロスに係る損益通算

キャピタルロス

- キャピタルゲイン／ロスが生じるのは通常、資本資産の売却時である。
- 資本資産には通常以下のものが含まれる。
 - 株式、新株引受権、及び債券
 - 個人使用の固定資産
 - 自作音楽作品の資本資産扱い
 - 投資不動産及び商品先物
 - 金・銀・印紙・硬貨・宝石等
 - 割引債務証券
 - 非事業上の貸倒損失：短期キャピタルロスとして控除可能
- 以下の取引は、資本資産の売却には該当しない。
 - 転換取引：転換による利益のすべてまたは一部が、経常利益
 - 年金保険の売却：満期日前の年金契約の売却益のうち、契約上の累積利子に基づく部分は経常利益
 - ヘッジ取引：ヘッジを利用した先物契約は通常、経常利益または損失
 - 中小企業投資会社株式に対する損失：当該株式の売却、取引または無価値化による損失は経常損失となり、その株式の売却や取引による利益はキャピタルゲイン
- キャピタルロスが実現する最終日：当該暦年の最終取引日
- 課税対象キャピタルゲイン：予定納税を求められる可能性あり

- キャピタル・ロス相殺
 - 当該課税年度において実現した課税対象のキャピタルゲインは、キャピタルロスと相殺可。
 - 短期キャピタルロスは、まず短期キャピタル・ゲインと相殺し、長期キャピタル・ロスもまず長期キャピタル・ゲインと相殺。同一カテゴリーの損失が同一カテゴリーの利益を上回る場合、当該損失を他のカテゴリーの利益と相殺可能。
 - 「純額キャピタルロス」：納税者のキャピタルロスが、キャピタル・ゲインを超える分
 - 「純額キャピタルロス」は、（キャピタルゲイン以外の）通常の所得と相殺可能。
 - 通常の所得と相殺可能な年間限度額は、以下の通りである。

申告区分	限度額
単身者 夫婦合算申告	40万円（$3,000）
夫婦個別申告	20万円（$1,500）

- キャピタルロス繰越
 - 「純額キャピタルロス」が、上記限度額40万円（$3,000）を超える場合、当該損失額は将来年度に繰り越し、キャピタルゲインと相殺するか、通所の所得と相殺可能（限度額まで）であり、損失額自体は消失しない
- 保有株式企業が破産し、当該株式が無価値化：通常、当該株式に係る損失全額控除可能（ただし、限度額まで。超過損失額は将来年度に繰り越し）。
- 損失の控除は、課税勘定に対してのみ可能。キャピタルゲインが課税対象ではないIRAや401（k）などの特別税優遇勘定に対しては不可。

（出典） Topic No. 409 Capital Gains and Losses; Topic No. 559 Net Investment Income Tax; 2021 Capital Gains Tax Rates and Rules

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

調整総所得前控除（2/2）

- **合計総所得から教育関連の費用や投資関連の費用などの控除が可能である。**
- **米国内の低所得地域の経済成長及び雇用創出を目的として、2017年に減税及び雇用法に基づき、優遇区域への投資に対する税制上の優遇措置が設定されている。**

主な所得控除

教育関連控除

- **学生ローンの利子控除（Deduction for Student Loan Interest）**：適格な学生ローン[*1]に対する利息を控除できる制度である。
- 控除金額（2022年）：以下のいずれか低い金額
 - 実際に支払った利息金額
 - 33万円（$2,500）
- 控除額は、段階的に減額し、修正調整後総所得（MAGI）[*2] 額が申請資格の年間限度額に達すると、段階的消失する
- 申請資格：以下の全てに該当する場合
 - 課税年度に学生ローンの利息を実際に支払った
 - 学生ローンの利息を支払う法的義務を有している
 - 申請ステータス：夫婦個別申告の既婚者ではない
 - MAGI：年間基準額を下回っている
 - 夫婦共同申告の場合：第三者の扶養として申告不可
- 教員の教育費（ Educator Expense Deduction）： 適格な教育者が、経費等を控除可能な制度である。
- 控除可能金額（2022年）：

申告区分	年間限度額
単身者	4万円（$300）
夫婦合算申告	8万円（$600）（ただし、一人当たり$300を超過不可）

- 認定費用：授業で使用する専門能力開発コース・書籍・消耗品・コンピュータ機器 (関連ソフトウェア等含む)・その他の機器等
- 適格経費：個人用保護具・消毒剤・コロナウイルスの拡散防止のために使用されるその他の備品の金額等

投資関連控除

- 住宅の売却：一定の条件に該当する場合、住宅売却益（個別申告：33百万円（$25万）、共同申告：2倍）の控除可能。
- **個人退職制度（IRA：Individual Retirement Arrangements）**：1974年開始の個人で退職金を積み立てる個人貯蓄制度である。
 - 銀行・保険会社・その他金融機関との間で設定
 - 拠出上限金額：79万9千円（$6,000）（50歳以上の場合93万3千円（$7,000））
 - 拠出資金の運営：制限なし（CD（定期預金）、株式、ETF[*3]、ミューチュアルファンド[*4]等）
- 不良債権控除（Bad Debt Deduction）：融資と判断された場合には、貸倒損失の控除が可能。
 - 未払給与・未払賃貸料・贈与に該当する場合は、貸倒損失控除は、認められない
- **オポチュニティ・ゾーンズ（Opportunity Zones）**：米国内の低所得地域の経済成長及び雇用創出を目的として、2017年に減税及び雇用法（Tax Cuts and Jobs Act）に基づき設定した、優遇区域への投資に対する税制上の優遇措置である。

（出典） Overview of the Federal Tax System in 2022, Credits and Deductions for Individuals, Topic No. 456 Student Loan Interest Deduction | Internal Revenue Service (irs.gov)、Topic No. 458 Educator Expense Deduction | Internal Revenue Service (irs.gov)、Topic No. 451 Individual Retirement Arrangements (IRAs) | Internal Revenue Service (irs.gov)、2021 Publication 523 (irs.gov)、Topic No. 453 Bad Debt Deduction | Internal Revenue Service (irs.gov)、Opportunity Zones | Internal Revenue Service (irs.gov)、IRS Federal Standard Deduction for 2022, 2023 Tax Returns. (efile.com) ; IRS provides tax inflation adjustments for tax year 2022,Retirement Topics - IRA Contribution Limits | Internal Revenue Service (irs.gov);

*1：適格な学生ローンとは、高等教育費の支払いにみを目的として取得したローンである。
*2：修正調整後総所得（MAGI：Modified Adjusted Gross Income）とは、調整後総所得（AGI）に特定の控除項目等を加えたものであり、IRAは、MAGIを用いて、特定の税制上の優遇措置を受ける資格があるかを判断する。
*3：ETFとは、Exchange Traded Fund の略であり、上場投資信託のことである。
*4：ミューチュアルファンドとは、米国の一般的な投資信託の通称であり、会社型投資信託のうち、複数の投資家が資金を提供し、共同で運用を行うオープンエンド型投資信託である。

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

調整総所得後控除

- **調整後総所得について、人的 / 項目別控除又は標準控除の適用が可能である。**
- **代替ミニマム税には、特有の標準控除がある。**

主な所得控除

人的／項目別控除

- 以下は、項目別控除（米国市民及び居住外国人に適用される）に該当する例である。
 - 適格住宅利子
 - 住宅ローン利子
 - 不動産税、固定資産税及び売上税
 - 慈善寄付金
 - ギャンブルによる損失及び支払利息
 - 州税及び地方自治体税（所得税、売上税、または固定資産税）
 - 医療費及び歯科治療費
 - 連邦政府が認定した災害に起因する災害及び盗難による損失

標準控除

- 米国市民及び居住外国人は、標準控除（standard deduction）を請求する権利がある。2022年の金額は、以下の通りである。

申告区分	標準控除金額	視覚障害者控除
単身（65歳未満）	172万5千円 ($12,950)	195万8千円 ($14,700)
単身（65歳以上）	195万8千円 ($14,700)	219万1千円 ($16,450)
特定世帯主（65歳未満）	285万4千円 ($19,400)	281万8千円 ($21,150)
特定世帯主（65歳以上）	281万8千円 ($21,150)	305万1千円 ($22,900)
夫婦合算申告（65歳未満）	345万円 ($25,900)	363万7千円 ($27,300)
夫婦合算申告（65歳以上）	363万7千円 ($27,300)	382万3千円 ($28,700)

代替ミニマム税免除額

- AMT免除額（2022年）：以下の通りである。

申告区分	標準控除金額
夫婦合算申告 寡婦／寡夫	1,573万円 ($118,100)
単身（寡婦・寡夫除く）	999万円（$75,000）

- AMT免除額控除後、当該AMT免除額を下回る場合、AMTを支払う必要はないが、最高所得者には例外があり、基準値を超えるAMTIを有する納税者は、AMT免除の対象外となる。
- 標準控除額の段階的縮小又は完全消滅を決定する際の標準金額（2022年）は、以下の通りである。

申告区分	段階的縮小 基準値	完全消滅 基準値
夫婦合算申告 寡婦／寡夫	1億4,385万円 ($1,079,800)	2億649万円 ($155万)
単身 (寡婦・寡夫除く)	7,193万円 ($539,900)	1億1,191円 ($84万)

（出典） Overview of the Federal Tax System in 2022, Credits and Deductions for Individuals, IRS Federal Standard Deduction for 2022, 2023 Tax Returns. (efile.com); Topic No. 556 Alternative Minimum Tax; IRS provides tax inflation adjustments for tax year 2022; Alternative Minimum Tax Explained (How AMT Tax Works) (cmp.cpa)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

税額控除（Tax credits）　（1/2）

- **主な税額控除には、家族及び扶養控除、所得及び貯蓄控除、クリーンエネルギー所有者税額控除、医療費控除及び教育費控除がある。**
- **一部の税額控除には、税負担がない納税者に対しても税金還付があるものや、実質的に給付金の性格を有するものもある。**

1 家族及び扶養税額控除

扶養子女税額控除（CTC：Child Tax Credit）

- **米国市民、居住外国人、非居住外国人**は、17歳以下の扶養子女1人当たりに対し最大**27万円（$2,000）**の扶養子女税額控除を請求可能な（子供が米国居住者の場合）**給付付き税額控除**である。

子女養育費税額控除（Child and Dependent Care Credit）

- 子女／扶養家族1人に対する減額養育費のうち最大**40万円（$3,000）**、2人以上の場合は**80万円（$6,000）**の控除が認められる。
- 2022年は還付されない。最高控除率は**35%**である。

勤労所得税額控除（EITC：Earned Income Tax Credit）

- 勤労所得税額控除は、低中所得層の労働者に対する**給付付き税額控除**である。
- 納税申告のステータス、所得及び扶養子女の人数により、**7万円（$560）から92万円（$6,935）**が控除される。

養子縁組税額控除（Adoption Credit）

- 2022年の最大控除額は適格費用に対し**198万円（$14,890）**である。
- この控除は、還付はなく、修正調整後総所得（MAGI）が2,976万円（$223,410）を超えると段階的に減額され、3,509万円（$263,410）で廃止される。

リカバリーリベート税額控除（RRC：Recovery Rebate Credit）

- 2021年中にほとんどの個人が新型コロナウィルス対策給付金（Economic Impact Payment）として受け取った**給付付き税額控除**である。
- 適格個人1人当たり**19万円（$1,400）**［夫婦合算申告の場合は**37万円（$2,800）**］である。

2 所得及び貯蓄税額控除

退職貯蓄拠出金税額控除（貯蓄者税額控除）

- 対象：401(k)、IRA、ABLE*1
- 納税者の調整後総所得に基づき、当該納税者の拠出金のうち**50%、20%または10%**が控除される。還付はない。
- 控除額は**最大13万円（$1,000）**［夫婦合算申告の場合**27万円（$2,000）**］相当である。

外国税額控除

- 納税者は、外国または米国領によって課された外国税に限り、控除を申請することができる。還付はない。
- 通常は、所得税、戦時利得税及び超過利得税のみが本税額控除の対象である。

社会保障税及びRRTA税源泉徴収超過額

- Excess Social Security and RRTA Tax Withheldと呼ばれる。
- 納税者が、賃金から源泉徴収された社会保障税の過払い分につき、税務申告の控除対象となる。

未分配キャピタルゲイン税に関する税額控除

- 規制投資会社（RIC）または不動産投資信託（REIT）の株主につき、RICやREITが長期キャピタルゲインの一部を保有し、納税した場合に適用される税額控除である。

前課税年度のミニマム税控除

- 改定後の米国法典Section 53に基づき、2022年以降に始まるすべての過去の課税年度のネットミニマム税は、繰越控除が可能で、BEAT負債*2を含む納税者の通常の納税額に対して活用することができる。

*1：ABLEとは、Achieving a Better Life Experience Actに基づく、障害者向けの非課税貯蓄口座である。
*2：BEATとは、Base Erosion and Anti-Abuse Taxのことであり、2017年の米国税制改正法案の一部として採用され、米国で事業を行っている企業が、利益を米国外へ移転することにより租税回避することを防ぐことを目的とした税金である。

（出典） Credits and Deductions for Individuals、Tax Credits and Deductions | USAGov

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

税額控除（Tax credits） （2/2）

③ クリーンエネルギー所有者税額控除

住宅関連クリーンエネルギー税額控除（Residential Clean Energy Credit）

- 適格固定資産の費用のうちの該当する割合相当の税額控除が認められる。還付はない。
- 適格固定資産とは、特に太陽光発電資産、太陽光温水器、地熱ヒートポンプ、小型風力タービン及び燃料電池資産である。
- 太陽光や風力、地熱など家庭用クリーンエネルギー設備の設置に対する税額控除額は、2022年の26%から2032年には30%に引き上げられる。
 - その後、2033年は26%、2034年は22%に低下する。

プラグイン電気自動車税額控除（Plug-in Electric Drive Vehicle Credit）

- 2022年8月16日以降に電気自動車（EV）を新規購入する場合に限り、税額控除が適用される。還付はない。
- 法令により、中古EVの購入に対しては53万円（$4,000）の税額控除が導入され、新車EVに対しては100万円（$7,500）に税額控除額が適用される。
- 購入者の所得に基づき、本税額控除が適用可能な新車購入価格に上限が設けられている。
 - 上限価格は、電気自動車に対して733万円（$55,000）、SUV及びピックアップトラックに対しては1,066万円（$8万）である。

④ 医療費税額控除

保険料税額控除（PTC：Premium Tax Credit ）

- 保険料税額控除（PTC：Premium Tax Credit）は、政府が運営する保険加入システム（Health Insurance Marketplace）を通じて適格個人及び適格家族が健康保険を購入した場合、その保険料の支払いを支援する**給付付き税額控除**である。
- インフレ抑制法により、2025年の課税年度末まで暫定的な特例の上限が**400%**に拡大された。
 - これにより、世帯所得が当該金額を超える人は、さらに3年間、保険料税額控除を請求できる。

⑤ 教育費税額控除

米国機会税額控除及び生涯学習税額控除（American Opportunity Credit and Lifetime Learning Credit）

- 米国機会税額控除及び生涯学習税額控除（American Opportunity Credit and Lifetime Learning Credit）は、適格大学または職業訓練学校に通う適格学生の学費に対する**給付付き税額控除**である。
- 2種類の税額控除があり、どちらも所得水準に応じた段階的な控除がある。ある課税年度には、2つの税額控除のうち1つだけを申請することができる。
 - 米国機会税額控除（修正ホープ税額控除）：中等後教育の最初の4年の各年に対して1学生当たり最大33万円（$2,500）。当該控除額は一部還付可能である。
 - 生涯学習税額控除：控除額は、適格教育費の初回133万円（$10,000）のうち20%または1回の申告で最大27万円（$2,000）である。当該控除額は還付されない。

（出典） Credits and Deductions for Individuals

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

ニューヨーク州・ニューヨーク市個人所得税：概要（1/2）

- **NY州及びNY市は、個人所得課税制度において、連邦政府とは異なり、全ての所得に対して総合課税制度を採用している。**

NY州・NY市　個人所得全般に係る課税制度

課税方式：総合課税

NY州・NY市税

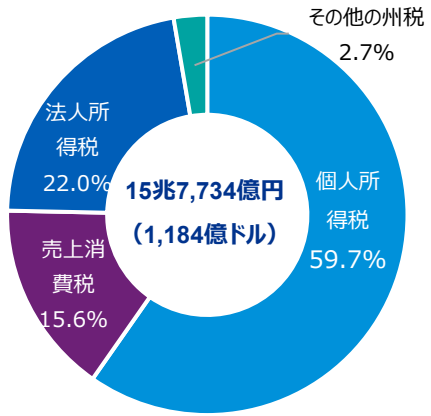
- 州・市独自の徴収制度：連邦政府内国歳入庁（IRS）とは、別の徴収制度を採用
- 徴収主体：NY州税務当局（New York State Department of Taxation and Finance）が徴収
- 税率：
 - -NY州：4-10.9%（累進課税）
 - -NY市：3.078-3.876%（累進課税）

NY州住民[*1]は、以下のいずれかの場合には、州所得税の申告書の提出義務あり

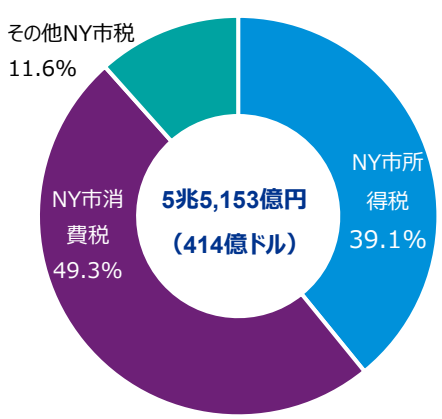
- 連邦所得税申告書を提出する必要がある場合
- 連邦所得税申告書の提出はないが、NY州課税所得金額が53万3千円（$4,000）以上
- 給与源泉徴収のNY州・NY市の所得税の還付請求をしたい場合
- 繰越可能な税額控除等を請求する場合

- **課税年度：**1月1日～12月31日（暦歴）
- **申告期限：**通常、課税年度終了の翌年**4月15日まで**
 - NY州政府のForm g IT-370「Application for Automatic Six-Month Extension of Time to File for Individuals (個人所得税申告の提出期限の6か月自動延長申請書」を提出した場合、申告期限が無条件に6ヵ月延長。（納税期限は延長不可）

NY州政府　税収内訳（2021年度）



NY市政府　税収内訳（2021年度）



- NY州政府の税収総額（2021年度）は、15兆7,734億円（$1,184億）であり、最大の歳入源は個人所得税である。2021年度は、全体の約6割、9兆4,187億円（$707億）が個人所得税である。
- NY市政府の税収総額（2021年度）は、5兆5,153億円（$414億）であり、個人所得税は、売上消費税に次ぐ2番目の収入源である。2021年度は、全体の約4割、2兆1,582億円（$162億）を個人所得税が占める。

*1：NY州非居住者であっても、所得の源泉がNY州の場合（勤務地がNY州など）には、NY州所得税申告書の提出義務あり。NY市税については、所得の源泉に関係なく、NY市居住者のみが課税される（現地ヒアリング）。

（出典）Audits, bills, and collections (ny.gov)；Filing information for New York State residents (ny.gov)；Instructions for Form IT-201 Full-Year Resident Income Tax Return Tax Year 2021 (ny.gov)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

ニューヨーク州・ニューヨーク市個人所得税：概要（2/2）

- 連邦政府個人所得税申告時の合計総所得をNY州・NY市個人所得税の「合計総所得」として取り扱い、「合計総所得」から州固有の所得控除項目を差し引くことによりNY州・NY市の課税所得が算定される。
- NY州とNY市で固有の税率と税額控除が設定されており、それぞれの税率を乗じた後の金額から税額控除額等を差し引くことによりNY州とNY市それぞれの納税額または還付金額が算定される。

NY州・NY市の個人所得税の基本計算式

	合計総所得	連邦政府個人所得税申告時の合計総所得
（－）	調整後総所得に関する調整額／所得控除額	NY州固有の所得控除
＝	**NY州調整後総所得（AGI）**	
（－）	標準控除または項目別控除	NY州調整後総所得（AGI）から標準又は項目別控除を差し引く
＝	**NY州課税所得**	
		ここまでは、NY州・NY市ともに、同一の計算式
×	税率	NY州・NY市、それぞれ固有の税率を適用
＝	**総税負担額**	
（－）	税額控除額と前払金	NY州・NY市、それぞれ固有の税額控除
＝	**納税額または還付税額**	

（出典） The Federal Individual Income Tax Formula & Its Components, Individual Income Tax

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

ニューヨーク州個人所得税：税率（1/2）

- **NY州では連邦とは別途、税率表等が設定されており、NY州調整後課税所得（AGI)やNY州課税所得を基準に適用する税率表等が決定される。**

個人所得に対する課税制度

NY州調整後課税所得（AGI）：1,423万円（$107,650）以下	NY州課税所得：866万円（$65,000）以下	NY州税表（2021）に基づき税額決定
	NY州課税所得：866万円（$65,000）超	NY州税率表に基づき税額算出（次ページ参照）
NY州調整後課税所得（AGI）：1,423万円（$107,650）超		税金計算ワークシート（Tax computation worksheet）（2021）を利用して税額算出

【NY州税表（2021）】

If your taxable income is –		And you are –			If your taxable income is –		And you are –			If your taxable income is –		And you are –		
At least	But less than	Single or Married filing separately	Married filing jointly*	Head of a household	At least	But less than	Single or Married filing separately	Married filing jointly*	Head of a household	At least	But less than	Single or Married filing separately	Married filing jointly*	Head of a household
		Your New York State tax is:					Your New York State tax is:					Your New York State tax is:		
$0	$13	$0	$0	$0	2,000					4,000				
13	25	1	1	1	2,000	2,050	81	81	81	4,000	4,050	161	161	161
25	50	2	2	2	2,050	2,100	83	83	83	4,050	4,100	163	163	163
50	100	3	3	3	2,100	2,150	85	85	85	4,100	4,150	165	165	165
100	150	5	5	5	2,150	2,200	87	87	87	4,150	4,200	167	167	167
150	200	7	7	7										
200	250	9	9	9	2,200	2,250	89	89	89	4,200	4,250	169	169	169
250	300	11	11	11	2,250	2,300	91	91	91	4,250	4,300	171	171	171
300	350	13	13	13	2,300	2,350	93	93	93	4,300	4,350	173	173	173
350	400	15	15	15	2,350	2,400	95	95	95	4,350	4,400	175	175	175
400	450	17	17	17	2,400	2,450	97	97	97	4,400	4,450	177	177	177
450	500	19	19	19	2,450	2,500	99	99	99	4,450	4,500	179	179	179
500	550	21	21	21	2,500	2,550	101	101	101	4,500	4,550	181	181	181
550	600	23	23	23	2,550	2,600	103	103	103	4,550	4,600	183	183	183
600	650	25	25	25	2,600	2,650	105	105	105	4,600	4,650	185	185	185
650	700	27	27	27	2,650	2,700	107	107	107	4,650	4,700	187	187	187
700	750	29	29	29	2,700	2,750	109	109	109	4,700	4,750	189	189	189
750	800	31	31	31	2,750	2,800	111	111	111	4,750	4,800	191	191	191
800	850	33	33	33	2,800	2,850	113	113	113	4,800	4,850	193	193	193
850	900	35	35	35	2,850	2,900	115	115	115	4,850	4,900	195	195	195
900	950	37	37	37	2,900	2,950	117	117	117	4,900	4,950	197	197	197
950	1,000	39	39	39	2,950	3,000	119	119	119	4,950	5,000	199	199	199
1,000		Your New York State tax is:			3,000		Your New York State tax is:			5,000		Your New York State tax is:		
1,000	1,050	41	41	41	3,000	3,050	121	121	121	5,000	5,050	201	201	201
1,050	1,100	43	43	43	3,050	3,100	123	123	123	5,050	5,100	203	203	203
1,100	1,150	45	45	45	3,100	3,150	125	125	125	5,100	5,150	205	205	205

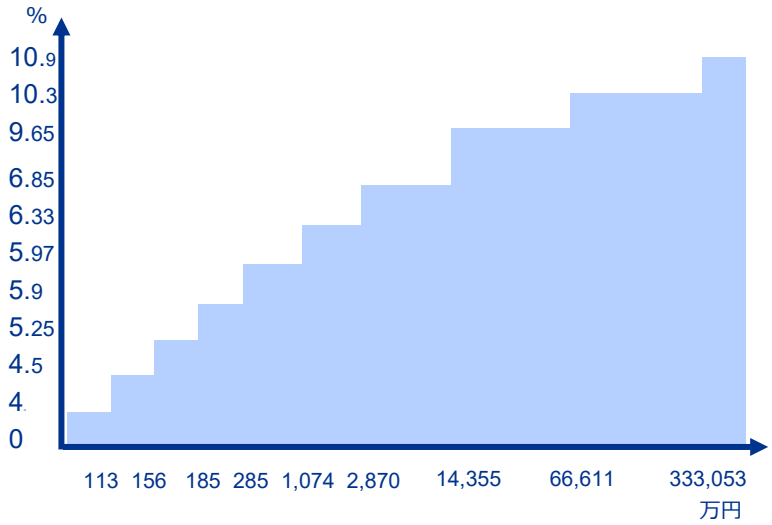
【NY州税金計算ワークシート】

Tax computation worksheet 1

If your New York AGI (line **33**) is **more than $107,650, but not more than $25,000,000,** and your taxable income (line **38**) is **$161,550 or less,** then you must compute your tax using this worksheet.

1	Enter your New York AGI from line 33	1	
2	Enter your taxable income from line 38	2	
3	Multiply line 2 by 5.97% (.0597) (**Stop:** If the line 1 amount is **$157,650 or more,** skip lines 4 through 8 and enter the line 3 amount on line 9)	3	
4	Enter your New York State tax on the line 2 amount from the *New York State tax rate schedule* on page 51	4	
5	Subtract line 4 from line 3	5	
6	Enter the excess of line 1 over $107,650	6	
7	Divide line 6 by $50,000 and round the result to the fourth decimal place	7	
8	Multiply line 5 by line 7	8	
9	Add lines 4 and 8 **Enter here and on line 39.**	9	

【NY州税率構造】



（出典） Instructions for Form IT-201 Full-Year Resident Income Tax Return Tax Year 2021 (ny.gov) ; Instructions for Form IT-201 Full-Year Resident Income Tax Return Tax Year 2021 (ny.gov)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

ニューヨーク州個人所得税：税率（2/2）

- **NY州調整後課税所得（AGI）：1,423万円（$107,650）以下かつNY州課税所得：866万円（$65,000）超の場合のNY州の個人所得税の税率は、4-10.9%の10段階の累進課税である。**

個人所得に対する課税制度

個別申告の課税所得区分 夫婦個別申告の課税所得区分		夫婦合算申告の課税所得区分		特定世帯主申告の課税所得区分		税率（%）*1
下限	上限	下限	上限	下限	上限	
0	～113万円 （$8,500）以下	0	～228万円 （$17,150）以下	0	～171万円 （$12,800）以下	4%
113万円 （$8,500）超	～156万円 （$11,700）以下	228万円 （$17,150）超	～314万円 （$23,600）以下	171万円 （$12,800）超	～235万円 （$17,650）以下	4.5万円（$340）+113万円（$8,500）超過分x4.5%
156万円 （$11,700）超	～185万円 （$13,900）以下	314万円 （$23,600）超	～372万円 （$27,900）以下	235万円 （$17,650）超	～278万円 （$20,900）以下	6.4万円（$484）＋156万円 （$11,700）超過分x5.25%
185万円 （$13,900）超	～285万円 （$21,400）以下	372万円 （$27,900）超	～573万円 （$43,000）以下	278万円 （$20,900）超	～429万円 （$32,200）以下	8万円（$600）+185万円（$13,900）超過分x5.9%
285万円 （$21,400）超	～1,074万円 （$80,650）以下	573万円 （$43,000）超	～2,152万円 （$161,550）以下	429万円 （$32,200）超	～1,434万円 （$107,650）以下	13.9万円（$1,042）+285万円 （$21,400）超過分x5.97%
1,074万円 （$80,650）超	～2,870万円 （$215,400）以下	2,152万円 （$161,550）超	～4,306万円 （$323,200）以下	1,434万円 （$107,650）超	～3,588万円 （$269,300）以下	61万円（$4,579）＋1,074万円 （$80,650）超過分x6.33%
2,870万円 （$215,400）超	～1億4,355万円 （$1,077,550）以下	4,306万円 （$323,200）超	～8,630万円 （$2,155,350）以下	3,588万円 （$269,300）超	～2億1,535万円 （$1,616,450）以下	174.6万円（$13,109）＋2,870万円 （$215,400）超過分x6.85%
1億4,355万円 （$1,077,550）超	～6億6,611万円 （$5,000,000）以下	8,630万円 （$2,155,350）超	～6億6,611万円 （$5,000,000）以下	2億1,535万円 （$1,616,450）超	～6億6,611万円 （$5,000,000）以下	961.4万円（$72,166）＋1億4,355万円 （$1,077,550）超過分x9.65%
6億6,611万円 （$5,000,000）超	～33億3,053万円 （$25,000,000）以下	6億6,611万円 （$5,000,000）超	～33億3,053万円 （$25,000,000）以下	～6億6,611万円 （$5,000,000）超	～33億3,053万円 （$25,000,000）以下	6,004万円（$450,683）＋6億6,611万円（$5,000,000）超過分x10.3%
33億3,053万（$25,000,000）超		33億3,053万（$25,000,000）超		33億3,053万円（$25,000,000）超		2,167.7万円（$2,510,683）+33億3,053万円＋（$25,000,000）超過分x10.9%

*1：税率は、すべての申告ステータスにおいて同じ税率が適用されるが、表内の金額は、参考として個別申告の場合を記載している。

（出典） Instructions for Form IT-201 Full-Year Resident Income Tax Return Tax Year 2021 (ny.gov)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

ニューヨーク州所得控除（Tax deductions）

- **連邦所得税の申告において項目別控除を選択した納税者は、州政府申告においても同様の控除が可能である。ただし、NY州政府は、高額所得納税者に対して、一定の制限を課している。**

主な所得控除には、以下のものが含まれる

NY州 人的／項目別控除

- 以下は、州政府の項目別控除に該当する例である。
 - 適格住宅利子
 - 住宅ローン利子
 - 慈善寄付金
 - 州税及び地方自治体税：連邦政府の項目別控除では、州・地方自治体税合算して1万ドルの制限があるが、州政府では制限なし
 - 医療費及び歯科治療費
 - 死傷者や盗難による損害賠償：連邦政府の項目別控除では、連邦政府が認定する特定災害でない限り、災害損失を控除できないが、州政府では損害賠償の控除可能
 - 雇用関連経費：連邦政府の項目別控除では控除不可
- 控除可能金額の例：
 - 認定された組織（教会・モスク・その他宗教団体、ボーイ/ガールスカウト・赤十字・救世軍、友愛会、退役軍人等特定文化団体）への寄付金
 - 州調整後総所得の7.5%以上の医療費及び歯科治療費
- **高額所得納税者に対する制限の例**
 - 年間1億3,322万円（$100万）超の高額所得住民：慈善寄付金以外の項目別控除認めない
 - 慈善寄付金の州控除額：連邦政府控除額×50%
 - 年間13億3,221万円（$1,000万）超の超高額所得住民：連邦政府控除額×25%

NY州 人的／項目別控除

- 529プラン：教育資金確保を支援するため、高等教育目的の積立金に対して、運用益の課税繰延、所得控除等の税制優遇措置を設けた各州が運用する制度である。
 - 開始年：1996年
 - 控除可能金額（州により異なる）：以下の通りである。

納税区分	NY州控除金額
個別申告	66万6千円（$5,000）
夫婦合算申告	133万2千円（$10,000）

 - 教育資金の内容：授業料、教科書代、コンピュータ・文具代、部屋代、食費など
 - 罰則：非適格分配金に対して、連邦・州政府所得税10%加算

NY州 標準控除

- 標準控除（standard deduction）：いわゆる州の基礎控除

納税区分	標準控除金額
個別申告（扶養）	41万円（$3,100）
個別申告（非扶養）	107万円（$8,000）
夫婦合算申告	214万円（$16,050）
夫婦個別申告	107万円（$8,000）
特定世帯主申告	149万円（$11,200）

（出典） 2021 standard deductions (ny.gov) ; What Can a New York State Taxpayer Deduct on Their Taxes? | Sapling ; 2021 Publication 502 (ny.gov) ; Itemized deductions (ny.gov) ; Tax benefits | NY 529 Direct Plan (nysaves.org)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

ニューヨーク州税額控除（Tax credits）

- **NY州では、配偶者控除を含む、家族及び扶養税額控除に属する項目が独自に設定されている。**

主な税額控除には、以下のものが含まれる

NY州 配偶者控除

- NY州の配偶者控除（household credit）は、配偶者又は内縁のパートナーを扶養している場合に、控除可能となるNY州政府の税額控除である。
- 控除可能金額：

納税区分	連邦調整後総所得（FAGI）	控除可能金額
個別申告	373万円（$28,000）以下	上限1万円（$75）
夫婦合算申告 特定世帯主申告	426万円（$32,000）以下	扶養家族＋１名（本人）の数に基づき計算

NY州子女養育費税額控除

- NY州の子女・扶養控除（NY State child and dependent care credit）とは、連邦政府とは別個に設定された、扶養家族に支払った養育費が払い戻し可能となるNY州政府の「給付付き税額控除（控除額が税額を上回る場合、差額分を給付する制度）である。
- 控除可能金額：NY州調整後総所得金額、人数、支払金額に応じて計算
- 受給資格：原則、連邦政府調整後総所得（FAGI）に基づき連邦児童扶養控除を請求する権利がある者

NY州勤労所得税額控除

- NY州の勤労所得控除（EITC：Earned Income Tax Credit）とは、低所得者を対象に、税負担を減らす目的で、連邦政府とは別個に設定された、NY州政府の給付付き税額控除である。
- 控除可能金額：連邦政府の勤労所得税額控除×30%
- 受給条件：連邦政府EITC適格者は自動的に適用対象

NY州扶養子女税額控除

- NY州の扶養子女税額控除（Empire State child credit）は、連邦政府とは別個の扶養家族ごとに利用可能なNY州政府固有の定額税額控除である。
- 控除可能金額：
 - 連邦子女税額控除を請求した場合、いずれか大きい方
 - ✓ 連邦子女税額控除等のうち、適格児童に帰属する部分×33%
 - ✓ 1万3千円（$100）×適格児童の数
 - 連邦子女税額控除を請求していない場合：1万3千円（$100）×適格児童の数
- 受給資格：以下、すべてを充たしている
 - NY州に居住
 - 適格児童（4歳以上17歳未満）を有している
 - 以下のいずれかを充たす
 - ✓ 連邦子女税額控除等を受給している
 - ✓ NY州調整後総所得が以下である

納税区分	NY州調整後総所得
夫婦合算申告	1,465万円（$110,000）以下
個別申告 特定世帯主申告	999万円（$75,000）以下
夫婦個別申告	733万円（$55,000）以下

（出典） Tax credits (ny.gov)；Instructions for Form IT-216 Claim for Child and Dependent Care Credit Tax Year 2021 (ny.gov)；Empire State child credit (ny.gov)；2021 standard deductions (ny.gov)；Form IT-215 Claim for Earned Income Credit Tax Year 2022 (ny.gov)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

ニューヨーク市個人所得税：税率

- NY州では連邦とは別途、税率表等が設定されており、NY市課税所得を基準に適用する税率表等が決定される。
- NY市の個人所得税の税率は、3.078-3.876%の4段階の累進課税である。

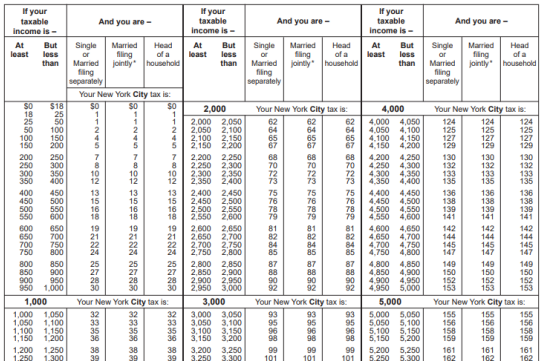
個人所得に対する課税制度

NY市課税所得：$65,000以下	NY市税表（2021）に基づき税額決定
NY市課税所得：$65,000超	NY市税率表（2021）に基づき税額

【NY市税率表（2021）】

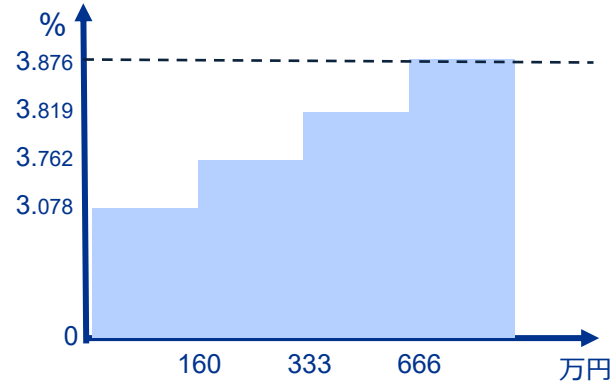
個別申告の課税所得区分 夫婦個別申告の課税所得区分		夫婦合算申告の課税所得区分		特定世帯主申告の課税所得区分		税率（%）
下限	上限	下限	上限	下限	上限	
0	～160万円（$12,000）以下	0	～288万円（$21,600）以下	0	～192万円（$14,400）以下	3.078%
160万円（$12,000）超	～333万円（$25,000）以下	288万円（$21,600）超	～599万円（$45,000）以下	192万円（$14,400）超	～400万円（$30,000）以下	4.9万円（$369）+160万円（$12,000）超過分x3.762%
333万円（$25,000）超	～666万円（$50,000）以下	599万円（$45,000）超	～1,199万円（$90,000）以下	400万円（$30,000）超	～799万円（$60,000）以下	11.4万円（$858）+333万円（$25,000）超過分x3.819%
666万円（$50,000）超		1,199万（$90,000）超		799万円（$60,000）超		24.1万円（$1,813）+666万円+（$50,000）超過分x3.876%

【NY市税表（2021）】



If your taxable income is –		And you are –		
At least	But less than	Single or Married filing separately	Married filing jointly*	Head of a household
		Your New York City tax is:		
$0	$18	$0	$0	$0
18	25	1	1	1
25	50	1	1	1
50	100	2	2	2
100	150	4	4	4
150	200	5	5	5
200	250	7	7	7
250	300	8	8	8
300	350	10	10	10
350	400	12	12	12
400	450	13	13	13
450	500	15	15	15
500	550	16	16	16
550	600	18	18	18
600	650	19	19	19
650	700	21	21	21
700	750	22	22	22
750	800	24	24	24
800	850	25	25	25
850	900	27	27	27
900	950	28	28	28
950	1,000	30	30	30
1,000		Your New York City tax is:		
1,000	1,050	32	32	32
1,050	1,100	33	33	33
1,100	1,150	35	35	35
1,150	1,200	36	36	36
1,200	1,250	38	38	38
1,250	1,300	39	39	39
2,000		Your New York City tax is:		
2,000	2,050	62	62	62
2,050	2,100	64	64	64
2,100	2,150	65	65	65
2,150	2,200	67	67	67
2,200	2,250	68	68	68
2,250	2,300	70	70	70
2,300	2,350	72	72	72
2,350	2,400	73	73	73
2,400	2,450	75	75	75
2,450	2,500	76	76	76
2,500	2,550	78	78	78
2,550	2,600	79	79	79
2,600	2,650	81	81	81
2,650	2,700	82	82	82
2,700	2,750	84	84	84
2,750	2,800	85	85	85
2,800	2,850	87	87	87
2,850	2,900	88	88	88
2,900	2,950	90	90	90
2,950	3,000	92	92	92
3,000		Your New York City tax is:		
3,000	3,050	93	93	93
3,050	3,100	95	95	95
3,100	3,150	96	96	96
3,150	3,200	98	98	98
3,200	3,250	99	99	99
3,250	3,300	101	101	101
4,000		Your New York City tax is:		
4,000	4,050	124	124	124
4,050	4,100	125	125	125
4,100	4,150	127	127	127
4,150	4,200	129	129	129
4,200	4,250	130	130	130
4,250	4,300	132	132	132
4,300	4,350	133	133	133
4,350	4,400	135	135	135
4,400	4,450	136	136	136
4,450	4,500	138	138	138
4,500	4,550	139	139	139
4,550	4,600	141	141	141
4,600	4,650	142	142	142
4,650	4,700	144	144	144
4,700	4,750	145	145	145
4,750	4,800	147	147	147
4,800	4,850	149	149	149
4,850	4,900	150	150	150
4,900	4,950	152	152	152
4,950	5,000	153	153	153
5,000		Your New York City tax is:		
5,000	5,050	155	155	155
5,050	5,100	156	156	156
5,100	5,150	158	158	158
5,150	5,200	159	159	159
5,200	5,250	161	161	161
5,250	5,300	162	162	162

【NY市税率構造】



（出典） Instructions for Form IT-201 Full-Year Resident Income Tax Return Tax Year 2021 (ny.gov)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

ニューヨーク市税額控除（Tax credits）

- **NY市に固有の所得控除はないが、税額控除として配偶者控除、子女養育費控除、勤労所得控除のほか、NY市特有の項目として学校税額控除がある。**

主な税額控除には、以下のものが含まれる

NY市 配偶者控除

- NY市の配偶者控除（NYC Household Tax Credit）は、配偶者又は内縁のパートナーを扶養している場合に、控除可能となるNY市政府の税額控除である。
- 控除可能金額：

納税区分	連邦調整後総所得（FAGI）	控除可能金額
夫婦個別申告	166万円（$12,500）以下	上限2千円（$15）
夫婦合算申告 特定世帯主申告	300万円（$22,500）以下	扶養家族＋１名（本人）の数に基づき計算

- 受給資格
 - NY市に居住
 - 他の納税者の連邦所得税申告書の扶養でない

NY市 子女養育費税額控除

- NY市の子女養育費税額控除（NYC Child and Dependent Care Tax Credit）とは、NY市において4歳未満の児童を養育している市民を対象とした、NY市政府の給付付き税額控除である。
- 受給資格：以下の要件を充たす必要がある
 - NY州の扶養子女税額控除を請求する権利あり
 - 12月末に４歳未満の子どもに対して支払った養育費
 - 世帯収入：400万円（$30,000）以下
 - NY市に居住
- 控除可能金額：連邦政府調整後総所得金額（FAGI）に応じて、NY州扶養子女税額控除×75%として計算

NY市 勤労所得税額控除

- NY市の勤労所得控除（NYC Earned Income Credit）とは、低所得者を対象に、税負担を減らす目的で、連邦・州政府とは別個に設定された、NY市政府の給付付き税額控除である。
- 控除可能金額：連邦政府の勤労所得税額控除×5%
 - 2022年以降控除率30%に変更

NY市 学校税額控除（定額）

- NY市の学校税額控除（NYC School Tax Credit）は、一定の世帯収入以下の納税者が申請可能な、NY市政府の定額の給付付き税額控除である。
- 控除可能金額（定額）：
 - 夫婦合算申告の場合：上限1万7千円（$125）
 - その他全ての納税区分：上限8千円（$63）
- 受給資格：
 - NY市に居住
 - 他の納税者の連邦所得税申告書の扶養でない
 - 世帯収入：3,331万円（$250,000）以下

※NY市の不動産税額控除（NYC Enhanced Real Property Tax Credit）は、2020年に廃止

（出典） Tax credits (ny.gov)；New York City credits (ny.gov)

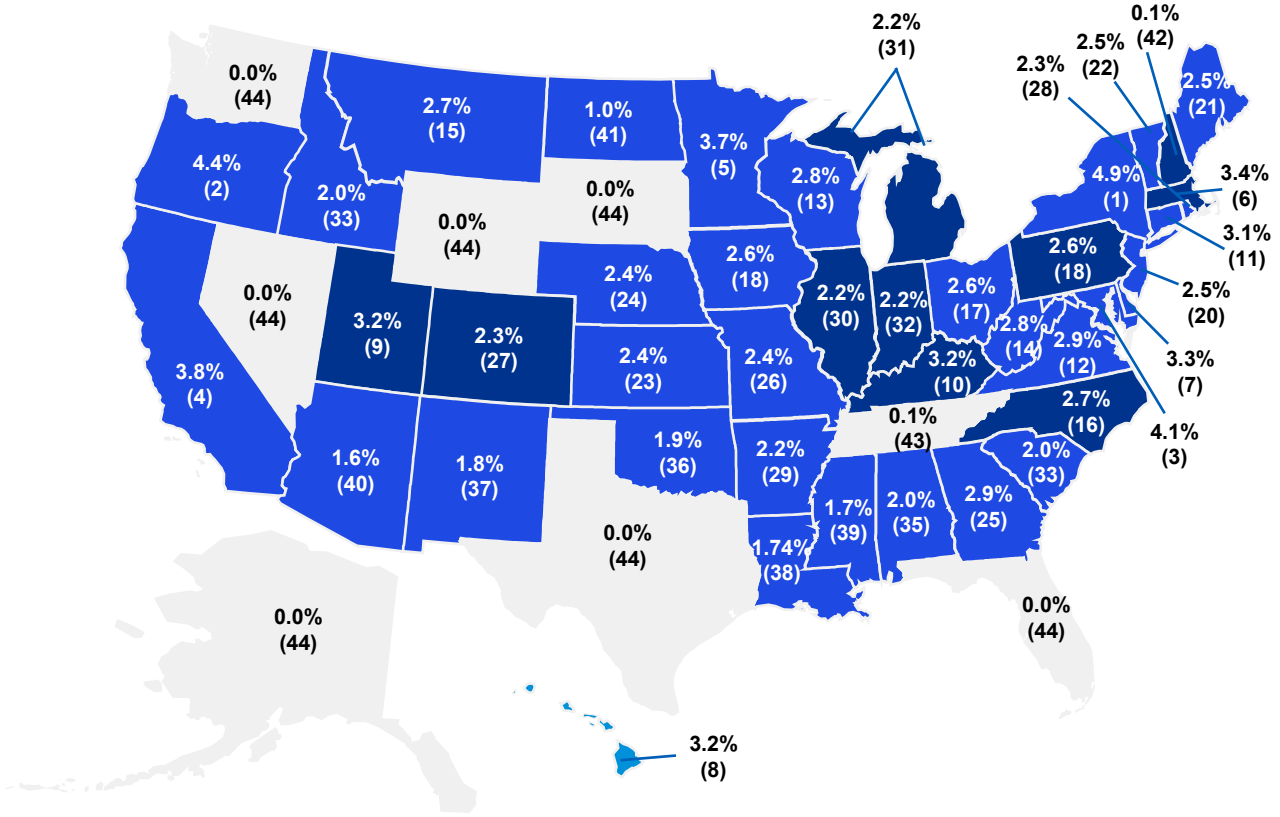
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

（参考）州政府の個人所得税率及び負担率

- 43州において、個人所得税を課している。うち、19州では、法令上、所得税の税率区分、標準控除、及び（または）人的控除をインフレ率に応じて自動調整する規定がある。

2022年の州政府個人所得税率及び個人所得税負担額の概要（%）



所得税が無い州　フラット税率の州

累進所得税率の州

x.x% (x)　左記の割合は、各州における、総個人所得に対し個人所得税が占める割合である。括弧内の数字は、該当州の順位である。

- 米国では、個人所得税は43州で課税され、内41州は課税対象が、給与所得に対し課税。ニューハンプシャー州は、配当所得と利子所得にのみ課税。
- 賃金に課税する州のうち、9州は、課税所得額にかかわらず同一税率を適用する一律税率構造を採用。
- 32州とコロンビア特別区は、累進所得税率を採用。
- 税率区分は、州ごとに大きく異なる。
 - 例えば、カンザスの所得税制度における税率区分は3つに分類。ハワイの税率区分は12つに分類。
- その他、州による主な所得税対応は、以下の通りである。
 - 一部の州は、結婚重課税回避の目的で、夫婦申告者に対して、単身申告者の税率幅を2倍に拡大。
 - 一部の州でのみ、税率区分、標準控除額及び所得控除額をインフレに連動するアプローチを採用。
 - 一部の州は、標準控除及び人的控除を連邦税法と連動させているが、独自の控除を採用している州または控除を設けてていない州もある。

（出典） State individual income taxes; Tax Burden by State

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得捕捉の仕組（共通番号制度）

- **米国の納税者番号（TIN：Tax Identification Number）は、各種の固有の9桁から成る番号であり、税務申告書及び内国歳入庁（IRS）に提出するその他書類において個人、企業またはその他事業体を識別するためのものである。**
- **利用範囲は、税務目的に限定されず、身分証として日常生活においても利用されている。**

税法の執行において内国歳入庁（IRS）が使用する識別番号：

- **納税者番号（TIN：Tax Identification Number）：**内国歳入庁（IRS）が税法の執行において使用する固有の9桁の番号である。
- **発行者：**社会保障庁（SSA）が社会保障番号を発行するのに対し、IRSはそれ以外のTINを発行している。
- **TINの必要性：**TINは、確定申告や租税条約の適用を受ける際に提出する必要がある。
- 受益者が以下のいずれかを請求する場合、源泉徴収票にTINを記載する必要がある。
 - 租税条約の恩恵（市場性有価証券からの所得に関するものを除く）
 - 実質的に関連する所得に対する控除
 - 特定の年金に対する控除
- **予備源泉徴収（Backup Withholding）**：所得の申告漏れの回避策として、以下の場合などに、支払者は、連邦所得税24%を源泉徴収し、税額を留保しなければならない。
 - 銀行等にTIN未届けの場合
 - 銀行等に誤ったTINを届出した場合
 - IRS未報告の受取利子がある旨の通知に返答しなかった場合

5種類のTIN番号

社会保障番号（SSN：Social Security Number）

SSNは、米国の市民、永住権を保持する居住者、及び適格非移民労働者に割り当てられる数字による識別子であり、所得の確認*1や給付金の判定に使用される。

個人納税者番号（ITIN： Individual Taxpayer Identification Number）

ITINは、SSNを取得できない特定の非居住者や居住外国人、その配偶者、扶養家族のみが取得できる税務処理番号である*2。

申告書作成者番号（PTIN：Preparer Tax Identification Number）

PTINは、公認会計士（CPA）や税理士（EA）など、専門的な税務申告書作成者に発行される番号である。

養子手続中納税者番号（ATIN： Adoption Taxpayer Identification

ATINは、米国市民または米国居住者子供を合法的に養子縁組している途中で、その子供のSSNを確定申告に間に合わせることができない個人に発行される9桁の仮の番号である。

雇用者番号（EIN: Employer Identification Number ）

EIN（または連邦納税者番号）は、事業体を識別するために使用される。また、Form 1041や「不動産及び信託に関する米国所得税申告」において申告が必要な所得がある不動産及び信託においても使用される。

*1：税金徴収管理システムは、各州政府が有しており、個人のSSNやITINごとに識別・管理がなされ、銀行口座と紐づいている（現地ヒアリング）。
*2：海外赴任者は、銀行口座開設にITINが必要であり、通常、赴任手続きの一環としてITINを取得する。また、ITINを取得していない場合、罰金が課される（現地ヒアリング）。

（出典） Taxpayer Identification Numbers (TIN)、Backup Withholding | Internal Revenue Service (irs.gov)

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得捕捉の仕組（法定資料制度）

- **金融機関は特定の支払いが生じた場合、法定資料を税務当局及び支払先（納税者）に提出しなければならない。**
- **納税者は、受領情報に基づき申告書（Form1040）に記入の上、確定申告を行う。**

金融所得等の種別	共通	利子	配当	株式譲渡
提出書類	Form W-9 (Form W-9 (Rev. October 2018) (irs.gov))	Form 1099-INT (Form 1099-INT (Rev. January 2022) (irs.gov))	Form 1099-DIV (Form 1099-DIV (Rev. January 2022) (irs.gov))	Form 1099-B (2023 Form 1099-B (irs.gov))
主な作成者	• 作成者：様式（Form1099）関連の受領者（投資家） • 提出者：金融機関	• 金融機関	（1.3千円（$10）以上支払った） • 金融機関	• 金融機関
主な受領者	• IRA	• IRA • 受領者の州の税務当局 • 受領者	• IRA • 受領者の州の税務当局 • 受領者	• IRA • 取引者の州の税務当局 • 取引者
主な報告対象	以下の様式（Form）を受領する投資家の納税者番号確認書 • 1099-INT (受取利息) • 1099-DIV (株式等の配当) • 1099-B (株式等の売買等)	• 国内銀行預金利子*1 • 生命保険会社の支払累積配当 • 不動産抵当投資導管 (REMIC) の利息 • 金融資産証券化投資信託 (FASIT) 定期利息 • 債務担保証券 (CDO) 保有者への支払額	• 課税年度内に、国内企業又は認定された外国企業から支払われた配当金 ✓ Section 404(k) 配当金 ✓ RICs and REITsの配当金 ✓ Restricted Stock ✓ Widely Held Fixed Investment Trusts (WHFITs)	• 株式 • 先物契約 • 外貨建契約 • 先渡契約 • 負債性金融商品 • オプション契約 • 証券先物契約
主な記載内容	① 投資家情報（氏名・連邦税区分・住所） ② TIN番号（SSN又はEIN） ③ 証明内容の確認（署名）	① 支払者情報（氏名・住所・TIN番号） ② 受領者情報（TIN番号・氏名・住所） ③ 利息情報（利息金額・米国貯蓄債券等利息・源泉徴収連邦税・投資費用・支払外国税額・社債プレミアム等） ④ FATCA提出の有無 ⑤ 口座番号 ⑥ 州関連情報（州・州識別番号・源泉徴収州税）	① 支払者情報（氏名・住所・TIN番号） ② 受領者情報（TIN番号・氏名・住所） ③ 配当金情報（普通配当金総額・不動産投資信託 (REIT)等 からのキャピタルゲイン配分の合計・源泉徴収連邦税・外国支払税額・清算分配金等） ④ FATCA提出の有無 ⑤ 口座番号 ⑥ 州関連情報（州・州識別番号・源泉徴収州税）	① 支払者情報（氏名・住所・TIN番号） ② 取引者情報（TIN番号・氏名・住所） ③ 資産情報（取得日・取引日・取得価額・償還価格・短期損益・長期損益・源泉徴収連邦税・IRS報告の有無・未実現損益・実現損益等） ④ 口座番号 ⑤ CUSIP番号*2 ⑥ FATCA提出の有無 ⑦ 州関連情報（州・州識別番号・源泉徴収州税）

*1：海外銀行口座については、外国金融口座報告書（様式Form FinCEN 114）を通じて、申告を義務付けており、申告しなかった場合には罰金が課される（現地ヒアリング）。
*2：CUSIP番号は、Committee on Uniform Securities Identification Proceduresの略で、米国・カナダ等で発行される９桁の証券識別コードである。
（出典） Instructions for Form 1099-DIV (Rev. January 2022) (irs.gov)、About Form 1099-DIV, Dividends and Distributions | Internal Revenue Service (irs.gov)；Instructions for Forms 1099-INT and 1099-OID (Rev. January 2022) (irs.gov)；Form 1099-INT: What It Is, Who Files It, and Who Receives It (investopedia.com)；About Form 1099-B, Proceeds from Broker and Barter Exchange Transactions | Internal Revenue Service (irs.gov)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

非居住者の課税

- **米国法では、納税者区分を「米国人」と「外国人」に分類しているため、非居住米国人は、「米国人」として納税義務を有する。非居住者とは、非居住外国人の取扱いを意味する。**

非居住者の課税

- **非居住者外国人（税務上）の定義：以下のいずれにも該当する者をいう**
 - 米国市民ではない者
 - グリーンカード又は実質滞在テスト（Substantial Presence Test）のどちらの条件も満たさない者
- **申告対象所得：**米国源泉の所得及び米国内の取引又は事業と実質的に関連する所得（一部例外あり）に対して課税される。
- **申告期限**
 - 源泉徴収対象報酬がある場合：**4月15日**までに申告
 - 源泉徴収対象報酬がない場合：**6月15日**までに申告
- **労働所得・その他の所得の税率等**
 - 税率：総所得の30%（条約により、低税率が適用されない場合）
 - その他の所得の対象：米国取引または事業と実質的に関連していない米国源泉の所得
 - ✓ キャピタルゲイン：キャピタルゲインが発生した課税年度中に、米国滞在期間が183日以上の場合は、キャピタルゲイン純額が課税対象
 - ✓ 事業所得：社会保障税及び医療保険税は課税されない
 - 源泉徴収払い
 - ✓ 米国取引または事業と実質的に関連する所得（個人の役務所得を除く）がある非居住者は、居住者同様、予定納税要件の対象となる
- **代替ミニマム税（AMT）の扱い**
 - 非居住外国人で米国不動産持分の売却益がある場合、AMT所得と米国不動産持分の売却益のうち、いずれか少ない方の金額で計算。
- **所得控除**
 - 一定の制限のもとで、（米国で発生した）災害及び盗難による損失、米国の慈善団体への寄付金、並びに州所得税及び地方自治体所得税を控除可能
- **条約による低税率**
 - 条約規定の恩恵を受けたい場合、または米国の内国歳入法の適用条件を軽減したい場合、当該非居住者は、当該課税年度の税務申告において、自身のポジションを開示することが義務付けられる可能性がある。怠った場合には、高額な罰金対象となる場合がある。

（出典） United States – Taxation of international executives

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

（参考）税務上の納税者区分

- **米国法では、納税者区分を米国人と外国人に分類しており、米国人と外国人に対する税務上の対応が異なる。**

納税者区分

米国人

「米国人」には以下が含まれる。
- 米国市民又は米国居住者
- 米国内（で組成された）パートナーシップ
- 内国法人
- 遺産（米国外に所在する遺産を除く）
- 以下に該当する信託
 - 米国内の裁判所が信託の管理に対して主たる監督権を行使できる
 - 1人以上の米国人が信託の実質的な意思決定権を全てコントロールする権限を有している
- 外国人でないその他の者

外国人

「外国人」には以下が含まれる。
- 非居住外国人個人
- 外国法人
- 外国パートナーシップ
- 外国信託
- 外国の不動産
- 米国人でないその他の者

税務上の用語

居住者
- 合法的永住者（グリーンカードテスト）又は実質滞在テスト（Substantial Presence Test*1）の条件を満たす個人

市民
- 米国市民となるには、米国で出生、米国市民の両親を有する（出生時の法律による）、または帰化手続をしなければならない。
- 外国人は、居住者として認定されない限り、米国の税務上、非居住者として扱われる。

居住外国人
- 米国市民である者、又はグリーンカード若しくは実質滞在テスト（Substantial Presence Test）のいずれかの条件を満たす外国籍の者。以下は、居住外国人とみなされる。
 - 米国滞在が5暦年を超えたFビザ及びJビザの学生
 - 米国滞在が2暦年を超えたJビザの研究者及び教授
 - 「実質滞在」テストの条件を満たしたH-1ビザ、TNビザ、及びO-1ビザ保有者

非居住外国人

*1： 実質滞在テストの条件は、米国の実質的な滞在日数が当該申告暦年に31日以上、かつ当該申告暦年と過去2年間の合計が183日以上（ただし、当該暦年の実質滞在の全日数、前年の滞在日数の3分の1、前々年の6分の1で算出）である。

（出典） United States – Taxation of international executives, Classification of Taxpayers for U.S. Tax Purposes, Resident Alien or Non-Resident Alien for Tax Purposes

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策_概要

租税回避行為とは、法律上明らかにされていないが、一般的には、「私法上の形成可能性を異常または変則的な態様で利用すること（濫用）によって、税負担の軽減または排除を図る行為」をいうとされ、脱税との相違点は、「脱税が課税要件の充足の事実を全部または一部秘匿する行為であるのに対し、租税回避は、課税要件の充足そのものを回避する行為である」とされている。

租税回避行為は、あくまでも法律上有効な取引を行っている点で脱税行為とは異なり、租税法規が予定しない異常または変則的な態様を用いる点で節税と異なる。

租税回避行為への対策は、対抗手段としての一般的租税回避行為否認規定（GAAR：General Anti-Avoidance Rule）と予防策としての義務的開示制度（MDR：Mandatory Disclosure Rules）などがある。

一般的租税回避行為否認規定とは、納税者が不当な税制上の利益を得るために利用した不適切な書類に対してではなく、税務当局が事業の実質に即して税規則を適用する義務を課した規定である。GAARは、一般的に不正行為を対象としており、特定の税金の特定の状況に関して適用する個別租税回避否認規定（SAAR：Specific Anti-Avoidance Rule／TAAR：Targeted Anti-Abuse Rule）とは区別される。適用される条件として、客観的要素（経済的実質）と主観的要素（意図）があるが、その範囲及び内容は各国ごとに異なる。

義務的開示制度とは、納税者または立案者（プロモーター：会計事務所、法律事務所、コンサルタント等）が、過度に課税を回避しようとする計画を立案した段階で、税務当局に報告する義務を課すことにより、法令・執行上の早期解決ひいては卑劣なスキームの販売・利用を抑止することを目的とする制度である。

OECDでは、多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）に対処するため、平成24年にBEPSプロジェクトを立ち上げた。このプロジェクトにより策定された「BEPS行動計画」の12（以下、「BEPS12」という）にMDRが挙げられている。

OECDはBEPS12を公表するに際し、開示義務者、開示すべき取引の範囲、開示基準、開示手続き、報告時期などを明示するよう勧告している。そして、MDRの機能強化のために、義務を順守しなかった場合に財務的な罰則を導入すべきであるとするとともに、国内法制と首尾一貫した罰則条項を導入すべきであるとしている。

本調査では、租税回避対策として、諸外国の一般的租税回避行為否認規定と義務的開示制度を対象に調査を行う。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策（一般的租税回避否認規定）

- **租税回避行為への対策として2010年に一般的租税回避否認規定（GAAR：General Anti-Avoidance Rule）を導入している。**

一般的租税回避否認規定（GAAR）

- 導入時期：2010年
- 背景：米国では、一般的否認規定を設けていなかったが、2010年に、一般的に租税回避を否認する機能を果たす判例法理である「経済的実質主義（economic substance doctrine）」を導入し、経済的実質又は事業上の目的を有しない取引を認めないこととした
- 根拠条文：内国歳入法7701条o項
- 概要
 - 「経済的実質主義（economic substance doctrine）」とは、ある取引が経済的実質を有しない場合、又は事業目的を欠く場合には、当該取引に関する所得税の軽減が認められないという原則である
 - 「経済的実質主義」は、1つの取引又は複数の一連の取引に適用可能（全てのステップが、1つの目的に集約されていると判断される場合には、集約的アプローチを選択し、全てのステップが考慮対象となる）
- 「経済的実質主義」の判断にあたっての考慮事項
 - **第1**：「経済的実質主義」が取引に関連していること
 - **第2**：加えて、以下の2つのテスト（conjunctive two-prong test）を充足すること
 - ✓「経済的実質テスト（economic substance test）」：当該取引が、納税者の経済的状況を好転させているかどうか
 - ✓「事業目的テスト（business purpose test）」：納税者が、当該取引を開始する実質的な目的を有しているかどうか
- 罰則：経済的実質を有さない取引につき、取引に関連する税金減免金額の40%の罰金。ただし、申告書で開示した場合には、罰金額が20%に軽減。（内国歳入法第6662条）

（出典） The Economic Substance Doctrine: A U.S. Anti-Abuse Rule (ruchelaw.com)、Microsoft Word - PrebbleUS GAAR for TxPfBlog.doc (typepad.com)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策（義務的開示制度（MDR：Mandatory Disclosure Regime））

- **米国では、連邦規則集（CFR）1.6011-4条に基づき、「特定の取引」につき、納税申告書に特定の様式を添付することを通じて、内国歳入庁（IRA：Internal Revenue Agency）へ報告を義務付けている。**

概要

「特定の取引」とは、全ての報告対象取引であり、以下のものが含まれる。

- 報告対象取引の種類：指定取引（Listed）、守秘義務（Confidential）、契約上の保護（Contractual protection）、損失取引（Loss）、特筆すべき取引（Transaction of Interest）
- 開始年：1984年（2004年改正）
- 報告義務者：納税者又は2004年10月22日以降に報告対象取引について重要な支援・助言を行うアドバイザー
- 「特定の様式」：納税者は様式8886、アドバイザーは様式8918
- 報告期限：報告対象取引に該当した時から90日以内又は次回の納税申告書提出時

報告対象となる損失取引：内国歳入法第165条に基づき、以下のいずれかの金額を申告した場合

【報告対象となる損失取引】

- 個人の場合：単年度2億6,644万円 （$200万）以上、又は複数年度5億3,288万円 （$400万）以上
- 法人の場合：単年度13億3,221万円 （$1000万） 以上、又は複数年度26億6,442万円 ($2000万) 以上
- パートナーシップのパートナーの場合 ：損失が1人か複数のパートナーを通じて認識されるかどうかにかかわらず、単年度13億3,221万円（$1000万） 以上、又は複数年度26億6,442万円 ($2000万) 以上
- その他のパートナーシップ等の場合：損失が1人か複数のパートナー/株主を通じて認識されるかどうかにかかわらず、単年度2億6,644万円 （$200万）以上、又は複数年度5億3,288万円 （$400万）以上
- 信託の場合：損失が受益者に流れるかどうかにかかわらず、単年度2億6,644万円（$200万）以上又は複数年度5億3,288万円 （$400万）以上
- 内国歳入法第988条では、外国通貨取引による損失は、その損失がパートナーシップ等を通じて認識されるかどうかにかかわらず、単年度666万1千円 （$5万）以上 の損失額である場合には、損失取引とみなされる。

罰則

【報告対象取引の報告を怠った場合】

- 指定取引に該当する場合：2,664万4千円（$200,000）又は重要な支援・助言により受領した総所得の50%のいずれか大きい額が罰金
- その他の報告対象取引：666万1千円（$50,000）の罰金

【必要なリストの作成を怠った場合】

- IRAの書面による要求に応じて、20営業日以内にリストを作成できなかった場合：1日当たり133万2千円（$10,000）の罰金

（出典） Form 8886 (Rev. December 2019) (irs.gov)

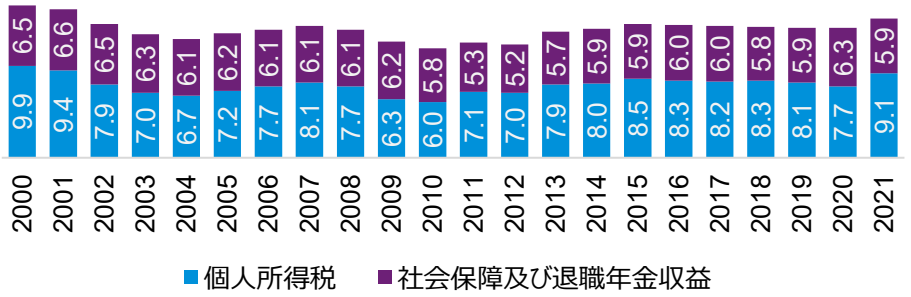
KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

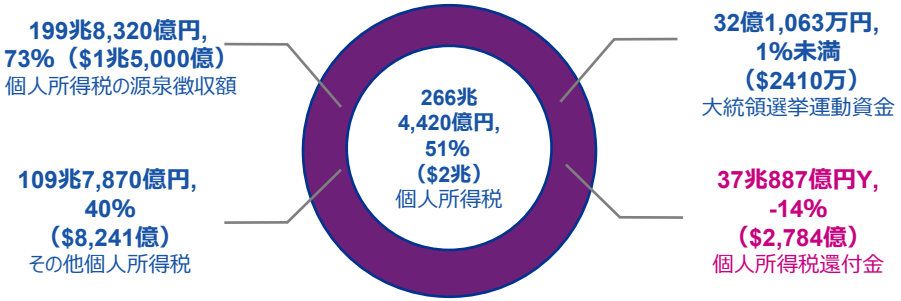
個人所得税統計データ（1/4）

- 2021年におけるGDP個人に占める個人所得税の割合は9.1%、社会保障及び退職年金収益の割合は5.9%であり、2000年からの10年で減少傾向だったものの、2010年からの10年間では増加傾向にある。
- 2021年の歳入（266兆4,420億円）の内、51%が連邦政府徴収の個人所得税である。
- 個人所得のうち、賃金及び給与が68%と最も多い。一方、キャピタルゲインは7.0%、利息・配当は4.0%であった。

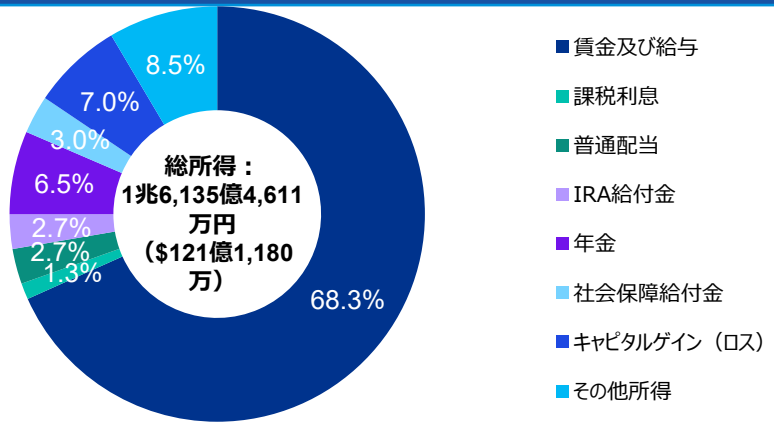
GDPにおける個人所得税、及び社会保障・退職年金収益の割合（%）



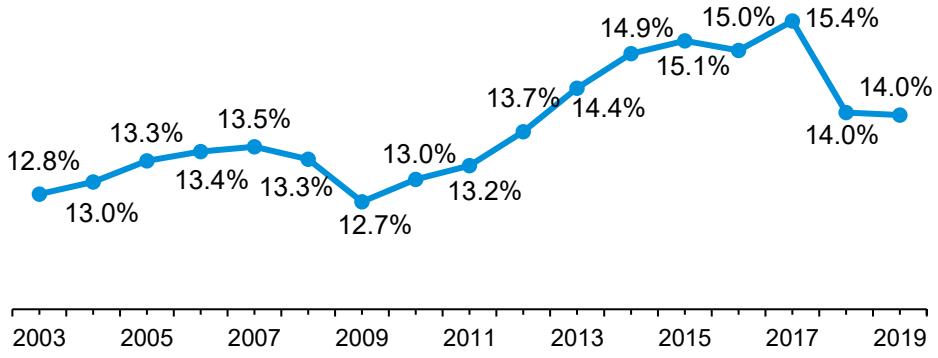
2021年源泉別歳入



2019年総個人所得の内訳



総所得税額／調整後総所得の割合（2003～2019年）



（出典） Office of Management and Budget, Receipts by Source as percentages of GDP; Individual Income Tax Returns Line-Items; Individual Income Tax Returns Complete Report

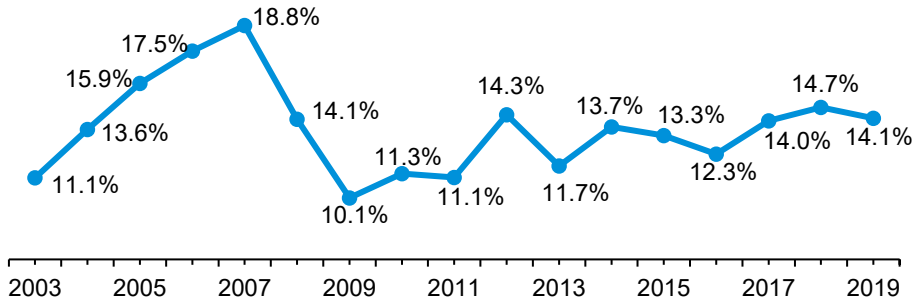
KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

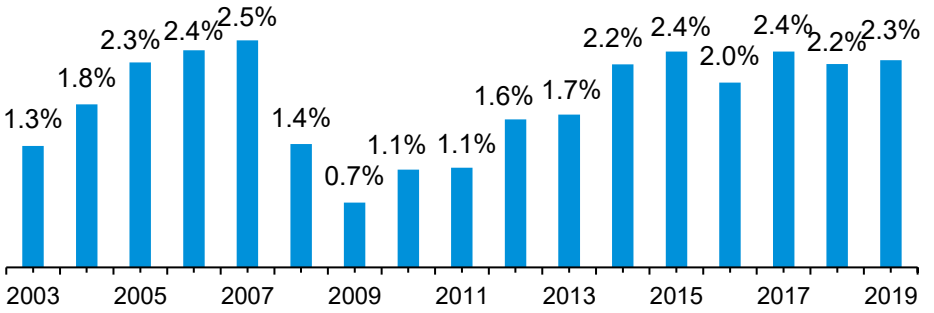
個人所得税統計データ（2/4）

- 2019年の「総所得に対する金融所得の割合」と「総課税所得に対する金融所得課税額の割合」は、変動が大きいものの両者ともに2003年から増加している。
- キャピタルゲイン課税の連邦政府と州政府及び地方政府の割合は横ばいで推移している。

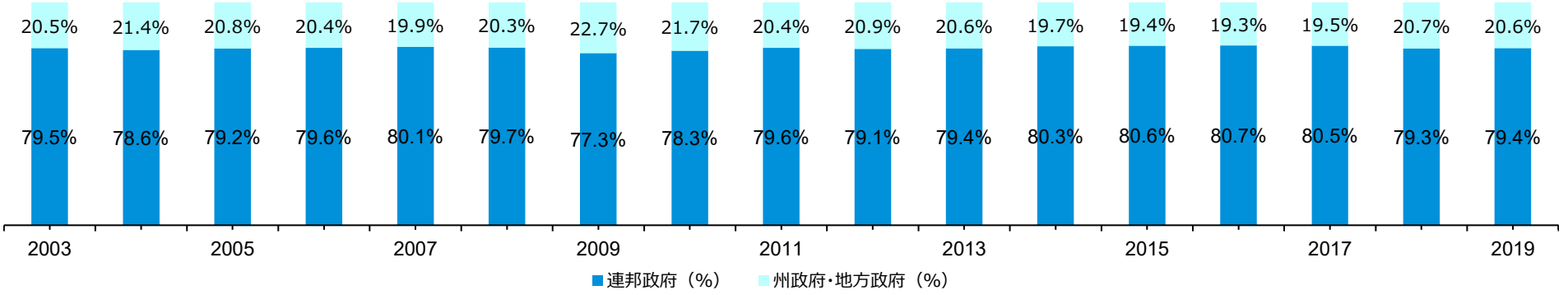
総所得に対する金融所得の割合（2003～2019年）*1



総課税所得に対する金融所得税の割合（2013～2019年）*2



キャピタルゲイン課税の連邦政府と州政府および地方政府の税収内訳（2003～2019年）



*1：金融所得には、非課税利息、課税利息、適格配当、普通配当、賃貸所得及びキャピタルゲイン／ロスが含まれる。
*2：キャピタルゲインのみで構成されるOECDデータに基づく金融所得税
（出典） Details of Tax Revenue - United States; Individual Income Tax Returns: Line Item Estimates

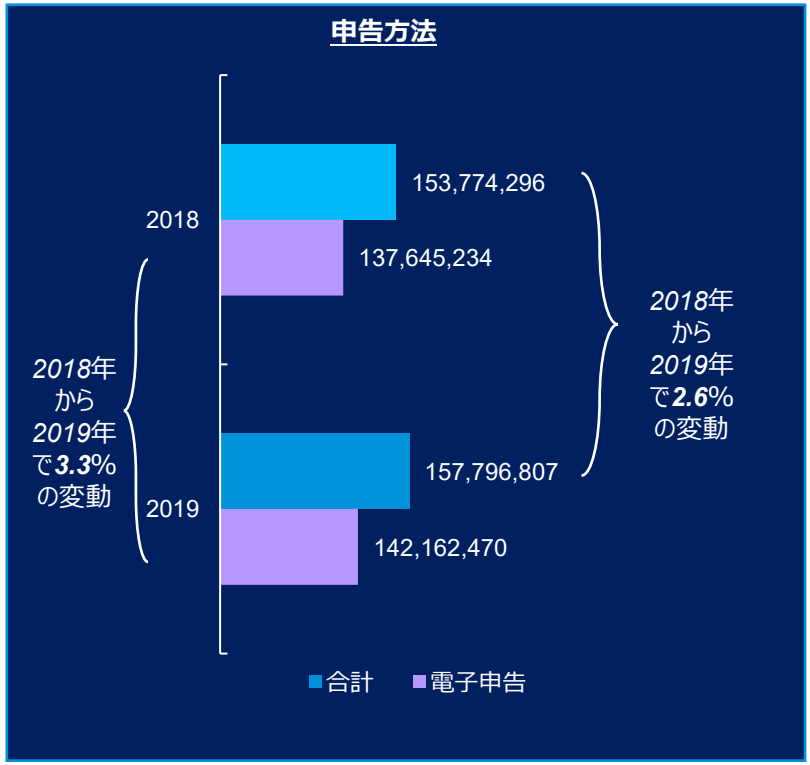
KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

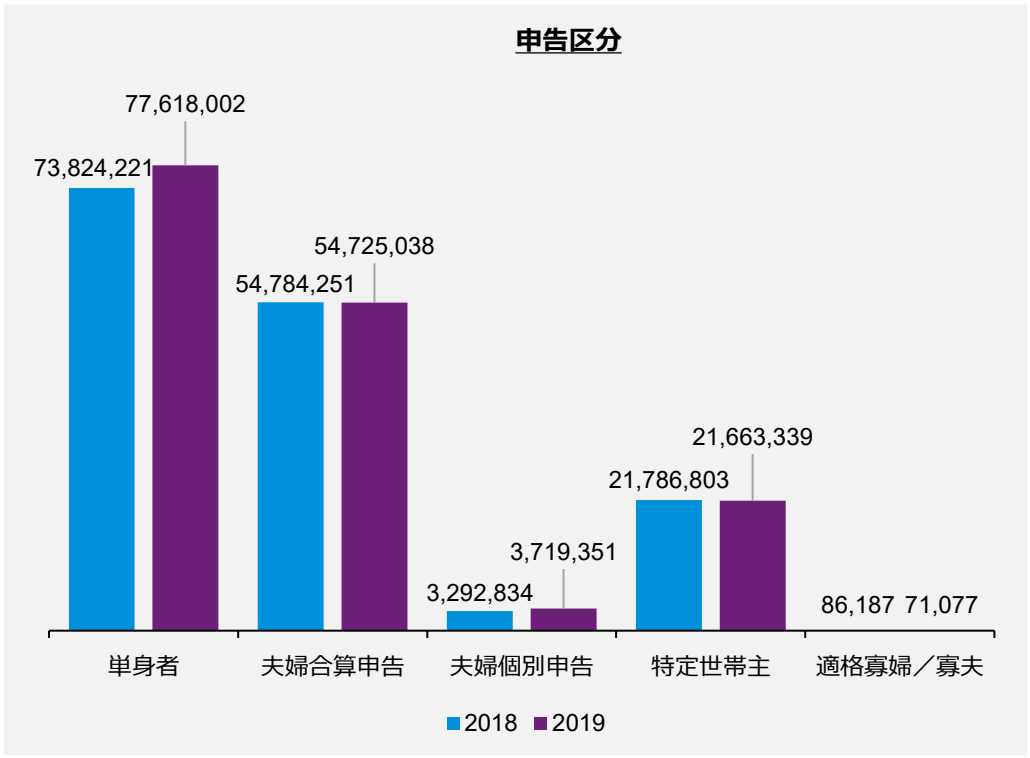
Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税統計データ（3/4）

- 所得税申告の申告方法の内、電子媒体による申告は、2018年の89.5%から2019年は90.1%に上昇している。申告区分では、単身申告者が、2018年は48.0%、2019年は49.2%である。

2018年及び2019年中の税務申告数





（出典） SOI Tax Stats - Individual Income Tax Returns Line Item Estimates

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

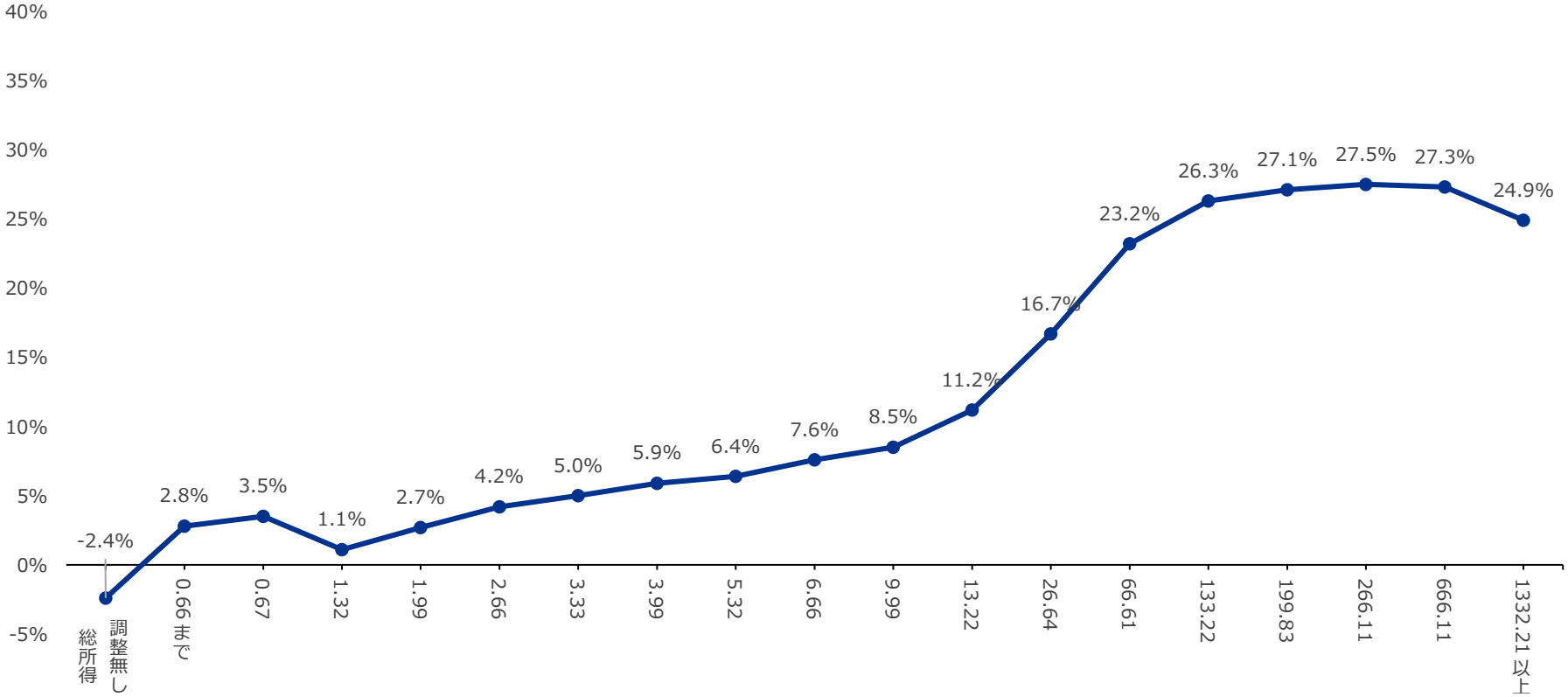
Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税統計データ（4/4）

- **1億円の所得では、1,000万の所得に比べて約2.7倍、500万円の所得に比べて約3.9倍税負担率が上昇する。**

調整後総所得（AGI）に対する総所得税の割合（AGI規模別）（2019年）*1

（単位：百万円）



*1：AGIから欠損金及び還付金を控除。

（出典） Individual Income Tax Returns - Complete Report – 2019

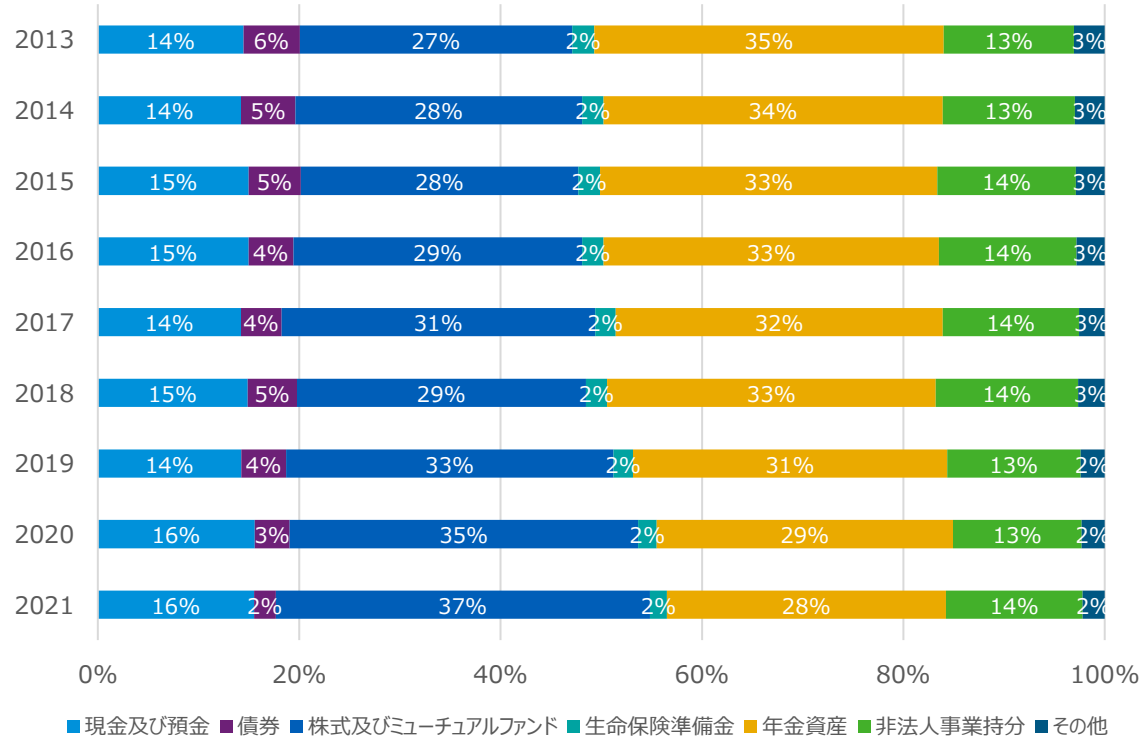
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融資産の保有状況

- 2021年の家計金融資産の内訳では、株式及びミューチュアルファンドが37%と最も大きく、2003年から増加傾向にある。
- 年金資産は2013年は35%と最も大きかったものの、2021年までに28%に減少した。

家計金融資産の保有状況（%）



（出典） https://www.federalreserve.gov/releases/z1/20221209/z1.pdf

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

03　カナダ

2000年以降のカナダ税制の主要動向

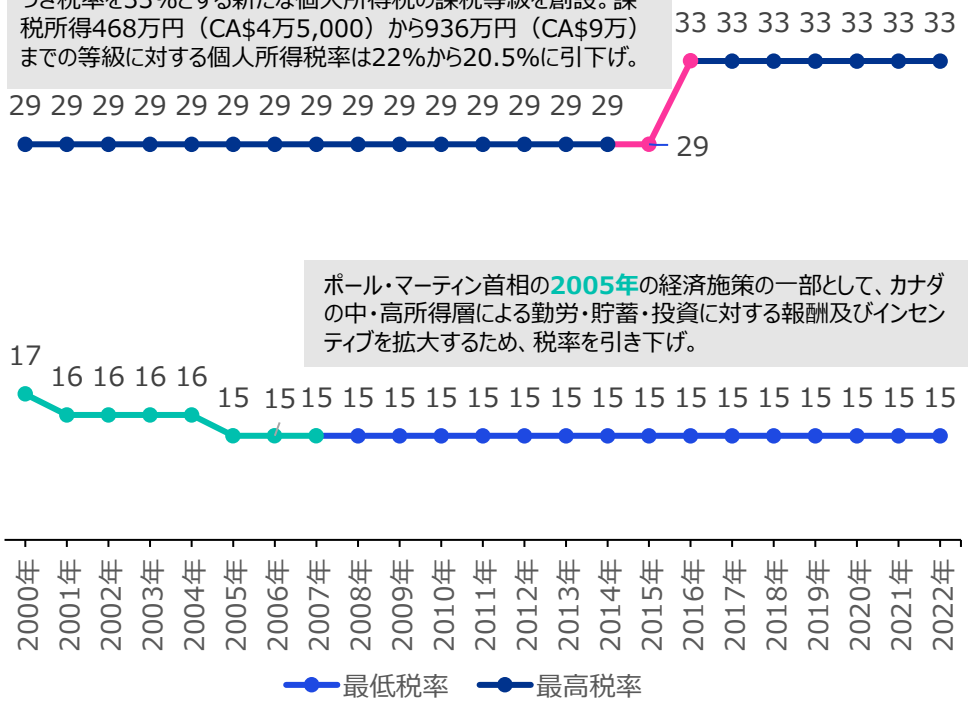
- **2016年に最高税率の引上げと中間所得階層について税率を引下げる税制改革を実施している。**
- **同年、低・中所得層向けにカナダ児童手当を導入するとともに、関連する児童関連の給付や税額控除の整理が行われた。**

2000年以降の主な所得税法改正

連邦個人所得税率（%）（2000～2022年）

2016年、連邦政府は課税所得2,081万円（CA$20万）超につき税率を33%とする新たな個人所得税の課税等級を創設。課税所得468万円（CA$4万5,000）から936万円（CA$9万）までの等級に対する個人所得税率は22%から20.5%に引下げ。

ポール・マーティン首相の**2005年**の経済施策の一部として、カナダの中・高所得層による勤労・貯蓄・投資に対する報酬及びインセンティブを拡大するため、税率を引き下げ。



児童関連の税控除及び手当の統合

- 2016年7月、連邦政府は、児童手当関連予算を増額するとともに、現行の低・中所得層をターゲットにした、カナダ児童手当（CCB: Canada Child Benefit）*1を導入。
- CCBの導入に伴い、これまで導入されていた児童関連の控除（旧カナダ児童税給付（CCTB：Canada Child Tax Benefit）、普遍的保育給付（UCCB：Universal Child Care Benefit））、全国児童付加給付（NCB：National Child Benefit）、児童フィットネス税額控除（Children's Fitness Tax Credit）、及び児童芸術税額控除（Children's Arts Tax Credit））等は、統合・廃止された。

コロナ禍における特別支給

- 2020年5月、2019-20年度にカナダ児童手当（CCB）を受給中の世帯に対し、CCBの追加支給として、子ども1人当たり3万1千円（CA$300）を給付。
- 2020年4月、中・低所得世帯を対象に、物品サービス税の控除を通じた特別一時金を支給し、2019-20年度の最大支給額は、以下のとおり実質的に2倍に増額。
 - 単身者：4万6千円（CA$443）から9万2千円（CA$886）へ
 - 夫婦：6万円（CA$580）から12万円（CA$1,160）へ
 - 19歳未満の子：1人につき1万6千円（CA$153）から3万2千円（CA$306）へ
 - 一人親世帯の適格な子（一人目）：3万円（CA$290）から6万円（CA$580）へ

*1：59ページ参照

（出典） The Canadian income taxation: Statistical analysis and parametric estimates - Kurnaz - 2022 - Canadian Journal of Economics/Revue canadienne d'économique - Wiley Online Library、Canadian income tax rates for individuals - Canada.ca、Canada | Taxing Wages 2022 : Impact of COVID-19 on the Tax Wedge in OECD Countries | OECD iLibrary (oecd-ilibrary.org)、The Introduction and Evolution of Child Benefits in Canada (tamarackcommunity.ca)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

連邦政府・州政府・地方政府の行政機構

- **カナダは10の州と3つの準州からなる連邦制国家である。連邦および州の権限は憲法上に列記されているものの、憲法改正等を経て、連邦と州は対等の権限を持っていると解されている。地方政府は各州の創造物とされ、各州の州法において地方自治制度が定められている。**
- **課税権についても同様の経緯により、連邦と州は同等の権限を有すると解されている。一方、地方政府は州法から授権された範囲内で課税権を有する。**

カナダ統治の仕組み（立憲連邦君主制）

- 連邦制：連邦政府（中央政府）と10州（Province）及び3準州（Territory）の州・準州政府にて構成される。憲法において、連邦政府及び州・準州政府の権限について定めており、連邦政府・各州・準州政府はそれぞれ主権を有する。州・準州政府は連邦政府の監督下に置かれておらず、州政府は、連邦政府の下位組織には当たらない。ただし、憲法において、連邦法は、州法に優先する旨、規定している。
- 君主制：イギリス連邦王国の1つであり、イギリス国王が国家元首である。国家元首の代理として、連邦政府に総督、州政府に副総督を設置。ただし、総督の権限・責任は、形式的である。
- 地方政府は、州政府の下位組織であり、各州の州法において地方自治制度は規定される。

連邦政府（Federal Government）

- 3 つの別個の部門、すなわち立法府（上院・下院両議会）・行政府（内閣）・司法府（最高裁判所）から構成され、いずれの長も国家元首が担っている。
- 権限・責任：憲法において州政府の専属権限として規定しているもの以外について権限を有する。
- 権限の例：
 - 国防・外交政策
 - 州間の商取引及び国際貿易
 - 漁業
 - 税制・金融制度
 - 銀行業、紙幣
 - 先住民族、人権など

州・準州政府（Provincial Government）

- 全ての州政府は、連邦政府同様、立法府（州議会）・行政府（議員）・司法府（州裁判所）の3部門にて構成される。
- 権限・責任：憲法において、州の組織について規定している他、州政府の専属権限として明確に規定しているものに限定される。州の専属権限は、教育・保健・道路・地方財政・徴税権・財産権及び市民権など、地方的・民事的事項に関し16項目を定めている。
- 州の憲法は存在しないが、各州において、議会法、選挙法等を州法として規定している。

地方政府（Municipal Government）

- 各州法において、地方政府の設置を規定している。
- 地方政府には、都市自治体（city/town/villageなど）と都市以外の広域自治体（district/municipality/countyなど）がある。

（出典） Federalism in Canada | The Canadian Encyclopedia、The Branches of Government (leg.bc.ca)、Parliamentary System | The Canada Guide、世界の法制度　～欧州編～ (bizlawjapan.com)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（1/3）

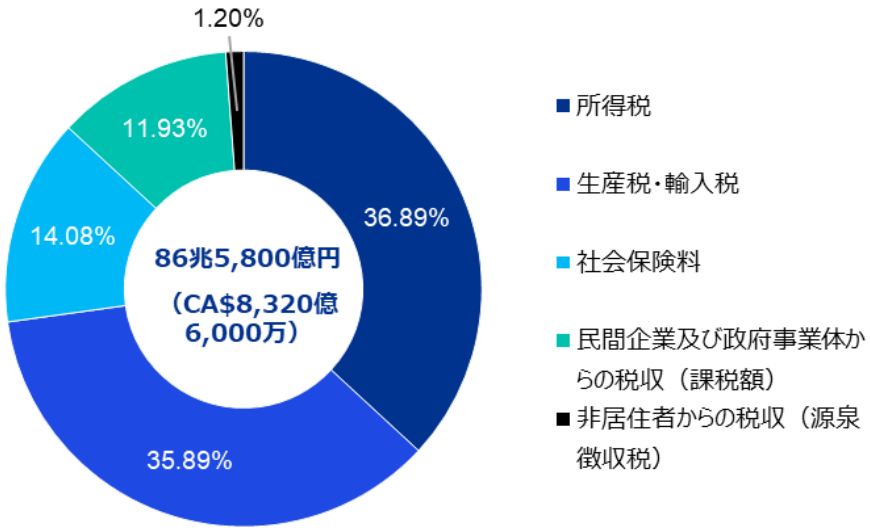
- **カナダ連邦政府では、全ての所得について累進税率による総合課税制度を採用している。また、州又は準州政府において、固有の所得税が課される。**

個人所得全般に係る課税制度

課税方式：総合課税

連邦税	▪ 納税者の全所得源泉に対して、連邦政府が課す税金 ▪ 徴収主体：カナダ歳入庁（CRA：Canada Revenue Agency） ▪ 税率：累進課税であり、個人の所得に応じて15-33%
州税及び準州税	▪ 10の州と3の準州がある ▪ 州政府税又は準州府税は、納税者が所得を生み出した州（準州）又は納税者の居住している州（準州）が課す税金 ▪ 徴収主体：カナダ歳入庁（CRA）（アルバータ州・ケベック州以外）が徴収の上、州政府に支払い ▪ 税率：州・準州政府のいずれにおいても累進税率 — 各州又は準州は、独自の税率及び対応する基準額を設定 — 最低税率：11.5%（ヌナブト準州） — 最高税率：25.75%（ケベック州）
特別規定（ケベック州税）	▪ ケベック州は、独自の納税申告書を利用（ケベック州以外のカナダの納税者は、一元化された所得税徴収システムの元、一つの納税申告書を作成） ▪ 徴収主体：ケベック州歳入庁（ARQ： Association des radiologistes du Québec）

2021年の連邦政府歳入源



- 連邦課税制度における最大の源泉となってる項目は、個人所得税である。
- 2021年、連邦税歳入総額の36.9%にあたる31兆9,200億円（CA$3,068億）が個人所得税である。

（出典） State Individual Income Taxes; Self-Employed Individuals Tax Center, U.S. Taxation, United States – Taxation of international executives, Federal Income Tax Calculator; Estimated Taxes

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（2/3）

- **カナダ連邦政府では個人単位で一定の基準を満たす場合に申告義務が発生し、夫婦世帯での共同申告は認められていない。**

個人課税制度（カナダ連邦政府）

カナダ連邦政府による個人所得税の概要は、以下の通りである。

- 源泉別適用対象所得：全世界所得
- 夫婦共同申告：不可
- 申告要件：以下のいずれかの基準を1つ以上満たす場合には申告書の提出必要
 - ✓ （年齢・金額にかかわらず、）給与所得・投資またはその他所得等の所得がある
 - ✓ カナダ居住者（留学生、海外旅行中の個人も含む）
 - ✓ 自営業者であり、カナダ年金計画 (CPP：Canada Pension Plan) および雇用保険 (EI：Employment Insurance)等の支払い義務がある
 - ✓ 配偶者または内縁のパートナーと、別の収入がある
 - ✓ 住宅金融公庫プラン（HBP：Home Buyer's Plan）又は生涯学習プラン (LLP：Lifelong Learning Plan) を利用し、返済義務がある
 - ✓ 登録退職貯蓄年金 (RRSP) から資金を払戻した（HBP又はLLPの場合は不要）
 - ✓ 住宅・車両・その他資産等の資産を売却または処分（キャピタルゲインが発生しなかった場合にも申請必要）
 - ✓ 老齢保障（Old Age Security）又は雇用保険給付（Employment Insurance Benefit）の一部につき、返済が必要
 - ✓ 政府の社会保障、カナダ勤労給付（CWB：Canada Workers Benefit）等の経済的支援を受けている
 - ✓ カナダ歳入庁（CRA）から申告要請を受領
- 基礎控除制度：あり（基礎個人（BPA：Basic Personal Amount）税額控除制度）
- 課税年度：1月1日～12月31日（暦歴）
- 源泉徴収：雇用主は、賃金及びその他報酬の各支払額から税金の源泉徴収義務あり
 - — 対象：連邦所得税、州・準州所得税、カナダ年金計画（CPP）、雇用保険（EI）
- 申告方法
 - — 対象：カナダ居住者はすべて申告書「T1」提出義務あり
 - — 雇用主は、毎年2月末日までに源泉徴収額などを記載した「T4」の発行義務あり
 - — 各個人は「T4」に基づき、雇用収入・源泉徴収額を報告し、「T1」上で所得税が決定
 - — 所得税額が源泉徴収額を上回る場合、納税者個人は「T1」提出と同時に追加納税
 - — 所得税額が源泉徴収額を下回る場合は、税金還付
- 申告期限：通常、課税年度終了の翌年4月30日まで
- 予定納税
 - — 四半期ごとに分割納付
 - — 納付期限： 3月15日、6月15日、9月15日、12月15日
 - — 投資収入に基づいて支払われた所得税が年間31万2千円（CA$3,000）超の場合、カナダ歳入庁は、翌年から予定納税を求める通知を発行
 - — なお、ケベック州は、カナダ歳入庁とは別に、州所得税の支払金額が年間18万7千円（CA$1,800）超の場合、予定納税の支払いを課している

（出典） Add/Remove data - Revenue, expenditure and budgetary balance - General governments (statcan.gc.ca); Who Should File Income Tax Return in Canada? - Consolidated Canada (consolidatedcreditcanada.ca)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（3/3）

- **課税所得は、一般所得、事業所得、投資所得、キャピタルゲインの合計から所得控除額を差し引いて算定される。**
- **総合課税のため適用される税率は単一であり、課税所得の水準に基づき税率が決定される。**

連邦個人所得税の基本計算式（カナダ連邦政府）

	総所得合計	**一般所得、事業所得、投資所得、キャピタルゲインの合計（標準所得）**
（－）	控除額	例： — 自営業等所得のカナダ・ケベック州年金制度（CPP/QPP）への拠出に係る控除 — 登録年金制度 — 登録退職貯蓄年金（RRSP）及びプール型退職年金（PRPP）に係る控除 — 普遍的保育手当（UCCB）の払戻し — 養育費用控除 — 障害者支援控除 — 雇用費用控除
＝	**純所得**	
（－）	控除	例： — カナダ軍人及び警察官の控除 — 従業員住宅移転ローン — 過年度の有限責任パートナーシップの損失 — 過年度のキャピタルロス以外の損失 — 過年度の純キャピタルロス — キャピタルゲイン控除
＝	**課税所得**	
×	税率	***5段階の累進税率（15%～33%）***
＝	**総税負担額**	
（－）	税額控除／最低課税額（Income Threshold）*1	例：**税負担額から直接控除可能な金額（控除可能金額×15%：連邦政府最低税率）** — 連邦基礎個人税額控除 — 配偶者控除・扶養控除 — GST/HST控除 — カナダ児童手当（CCB） — 児童障害手当（CDB） — 障害控除（DTC） — カナダ介護者控除（CCC） — 医療費（所得3%と政府年間医療費額のいずれか低い額） — 大学授業料 — 住宅アクセシビリティ控除（HATC） — カナダ勤労給付（CWB） — カナダ訓練控除
＝	**納税額または還付税額**	

*1：最低課税額（income threshold）：課税所得に税率を乗じた総税負担額から控除する金額である。

（出典） Add/Remove data - Revenue, expenditure and budgetary balance - General governments (statcan.gc.ca); What are tax deductions, credits and benefits? - FREE Legal Information | Legal Line

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

総所得の主要な決定要素

- **カナダ連邦では、多様な源泉から生じる収入について、大きく一般所得、事業所得、投資所得、キャピタルゲインの4つの区分を設定している。**

総所得の主要な決定要素には以下のものが含まれる：

一般所得

- 一般所得とは、雇用、年金その他の社会的給付等から生ずる所得である。
 - 課税対象所得：雇用主のために働いている間に得たすべての金銭とその他の給付金（手数料・チップ・謝礼）が含まれる。（車の利用、無料の健康保険、旅行など、仕事を通じて得られる恩恵なども含まれる）
 - 雇用者が、カナダ歳入庁（CRA）に源泉徴収払で納付。
 - 雇用保険及び障害者手当も、収益があった場合には、給与所得と同様、課税対象

事業所得

- 事業所得とは、自営業収入をいい、自ら商売やビジネスをすることにより得られる収入である。
- 事業所得は、一般所得（賃金・給与）と同様に、総所得に含めて課税される。
 - 課税対象所得：総所得から事業運営費を控除した純所得
 - 原則、自営業者は、四半期ごとに年4回納税

【課税対象外】

贈与・相続所得、一時所得、保険金、くじ及びゲーム賞金、退役軍人に対する給付金、児童に対する給付金、組合によるストライキ手当等

投資所得

- 配当所得とは、企業が株主に支払っている利益のことである。
 - 課税対象所得：配当金受取額
 - 配当控除あり（カナダの企業は利益に対して法人税を支払っているため、同一利益に対して二重課税を回避するために、配当金に対して金額調整のための控除制度がある）
- 賃貸所得とは、事業として不動産を賃貸することによって得られる所得のことである。
 - 課税対象所得：賃貸総収入から維持修繕費、融資費用、固定資産税などの事業運営費を控除した賃貸純収入
- 預金や債券の受取利息は、控除等はなく、受取額がそのまま課税対象所得となる。

キャピタル・ゲイン

- キャピタル・ゲインとは、資本資産を売却した場合に、売却金額と資産の修正基準の差額から生じる所得である。
 - 資本資産の例：住宅、家具などの個人用アイテム、投資として保有される株式や債券
- 課税対象：実現純キャピタル・ゲイン

（出典） 8.2.3 Main groups of income - Canada.ca

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：税率

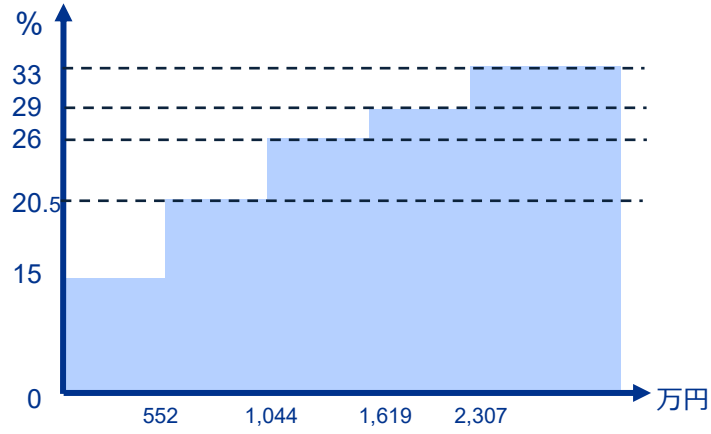
- **源泉徴収される所得以外の全ての所得の合計に対して、個人ごとに5段階の累進税率が設定されている。**

個人課税制度（連邦政府）

- 税率【総合課税】
 - 対象：源泉徴収払いの税金以外のすべての所得
 - 税率構造：5段階の累進税率
 - 一定の課税所得未満：課税所得×最低税率（15%）を税額控除

所得の範囲		税率	最低課税額（Income Threshold）
下限	上限		
0 円	522万円（CA$50,197）	15.0%	0 円（CA$0）
522万円（CA$50,197）	1,045万円（CA$100,392）	20.5%	28万7千円（CA$2,761）
1,045万円（CA$100,392）	1,620万円（CA$155,625）	26.0%	86万2千円（CA$8,282）
1,620万円（CA$155,625）	2,307万円（CA$221,708）	29.0%	135万8千円（CA$12,951）
2,307万円（CA$221,708）	左記以上	33.0%	227万1千円（CA$21,819）

【税率構造】



（出典）Add/Remove data - Revenue, expenditure and budgetary balance - General governments (statcan.gc.ca)

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得の基本的事項

- **総所得合計の計算に際して、投資所得のうちの配当所得とキャピタルゲインは調整がなされる。**
- **配当所得は適格配当と非適格配当でグロスアップ率及び連邦控除率が設定されており、調整後の金額が総所得合計に加算される。**
- **キャピタルゲインはその50%の金額が総所得合計に加算される。**

主な税目

配当所得

- 課税対象：下記グロスアップ後の配当所得から連邦控除率を控除した金額（配当からの純所得）
 - 国外源泉からの配当所得は控除対象外。ただし、二重課税回避のための外国税額控除適用の場合あり。
- 源泉徴収対象外
- グロスアップ額
 - 適格配当：38%グロスアップ
 - 非適格配当：15%グロスアップ

適格配当	非適格配当
純所得が5,203万円（CA$50万）超のカナダ上場または非上場会社から受領した配当	純所得が5,203万円（CA$50万）以下の小規模事業控除を受けているカナダ小規模会社から受領した配当金

例）納税者が適格配当として2万円（CA$200）受領した場合、2万9千円（CA$200×1.38＝CA$276）がグロスアップ後の金額となる。

- 連邦控除率：グロスアップ後の金額に対し、 以下の通りである。
 - 適格配当所得：15.02%
 - 非適格配当所得：9.03%

（出典）When do you have a capital gain or loss? - Canada.ca; When do you have a capital gain or loss? - Canada.ca; What is the difference between eligible and non-eligible dividends? (truenorthaccounting.com); What is the difference between eligible and non-eligible dividends? (truenorthaccounting.com); What is the capital gains deduction limit? - Canada.ca、Understanding the lifetime capital gains exemption | Advisor's Edge

キャピタルゲイン

- 課税対象：キャピタルゲインの50%のみ
- 源泉徴収対象外
- 課税要因
 - 財産同士の交換
 - 贈与としての財産（現金以外）の受領
 - 株式またはその他の有価証券の転換
 - 債務者による負債の清算または取消し
 - 財産の収用・盗難・破壊
 - 財産を売買するオプションの失効
 - 財産の信託
 - 企業による保有株式またはその他有価証券の償還・消却
 - 国外転出
 - 所有者の死亡
 - 財産の用途の全部または一部変更

【適格中小企業株式（QSBCS：Qualified Small Business Corporation Stock）の非課税措置】

- 概要：特定の中小企業経営者及び家族に対して、中小企業支援を目的として、事業株式売却時のキャピタルゲインにつき、累積永年キャピタルゲイン免税（LCGE：Lifetime Capital Gain Exemption）適用可能である。
- 開始年：1986年（1994年から適格中小事業株式等に限定）
- 免税限度額（2022年）：9,507万7千円（CA$913,630）
- 繰越の有無：未使用免税金額につき、生涯にわたって繰越可能

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

課税の公平性を促す税制

- **高所得者の過度な税制優遇措置を用いた節税を防止し、最低納税額を確保する代替ミニマム税が創設された。**
- **代替ミニマム税は、通常の方法で計算した課税所得に一定の項目を加算した金額が、基礎控除額を上回った場合に適用される。**

主な税目

代替ミニマム税 (AMT)

- 代替ミニマム税（AMT：Alternative Minimum Tax）は、カナダの税制の公平性を確立するために、個人の所得に基づき個人が支払うべき税金の最低額を計算し、高所得者が、優遇税制の適用分を控除した税負担額を支払う連邦税である。
- 開始年：1986年
- 計算方法：①通常の方法で計算した課税所得に、②優先的所得控除項目を加算し、代替的な最低課税所得を計算後、③AMT用の所得控除等を減算の上、④最終的な課税数値を決定し、⑤AMT税率を乗じた金額が通常の税額より上回る金額が税額となる
- 主な優先的所得控除項目
 - キャピタル・ゲインの30％を課税所得に加算（キャピタル・ゲインの80%が課税対象）
 - 配当グロスアップ部分控除
 - 合資会社持分及びタックスシェルターに係る損失及び控除
 - 石油・カス等の資源資産による損失
 - ストックオプションの控除額
 - 従業員住宅移転ローンの控除
 - 連邦政治献金税控除
 - 投資税額控除
- AMT基礎控除額：416万3千円（CA$40,000）
 - 優先的所得控除項目を加算し、代替的な最低課税所得を計算後に適用し、マイナスの場合はAMT課税対象外
- AMT税率（2022年）：15%
- AMT計算上の留意点
 - AMT支払金額は、7年間繰越控除可能
 - AMT用基礎控除あり

（出典）Minimum tax - Canada.ca、Alternative Minimum Tax (AMT) - Overview, How To Calculate, Example (corporatefinanceinstitute.com)、The Tax-Free Savings Account - Canada.ca、Tax-Free Savings Account (TFSA), Guide for Individuals - Canada.ca

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

投資促進及び資産形成支援制度

- **一般的なカナダ居住者を対象とする投資支援目的で、非課税貯蓄口座（TFSA）制度が整備されている。拠出時は所得控除対象外であるが、運用の結果生じた利息、配当や売却益等が非課税となる。**

主な税制優遇措置

【非課税貯蓄口座（TFSA：Tax-Free Savings Account）】

- 概要：カナダ人を対象とする投資支援目的で、生涯を通じて非課税で貯蓄可能とする連邦政府プログラムである。貯蓄目的に制限はなく（上場投資信託、株式、債券等の投資目的保有も可）、拠出時、所得控除の対象外ではあるが、運用（利息）・引き出し時は非課税の制度である。
- 開始年：2009年
- 年間拠出限度額（2022年）：62万4千円（CA$6,000）
 - 複数のTFSA口座を保有することは可能だが、各TFSA口座の拠出合計金額は年間拠出限度額以内でなければならない。
- 対象者条件：
 - カナダ居住者
 - 18歳以上
 - 社会保険番号（SIN）保有者
- 口座開設方法：発行者（金融機関・信用組合・保険会社等）に、社会保険番号（SIN）と生年月日を提供し、発行者とTFSA登録契約を実施。

【2023年開始予定の初回住宅貯蓄口座（FHSA：First Home Savings Account）】

- 概要：住宅価格高騰の中、カナダ人居住者のファースト・ホーム購入支援のために開発され、対象者は、当該口座に、最大416万3千円（CA$4万）貯蓄し、住宅購入に充てることが可能である。拠出時、所得控除の対象、成長時（利息）・引き出し時は非課税の制度である。
- 控除可能年度：原則、拠出した課税年度に、課税所得控除
- FHSA年間拠出限度額：83万3千円（CA$8,000）(ただし、未使用拠出金の繰越：不可)
- 対象者条件：
 - カナダ居住者
 - 18歳以上
 - 初めて住宅を購入する者

（出典） 2022 Instructions for Schedule D (2022) | Internal Revenue Service (irs.gov)、Understanding Section 1202: The Qualified Small Business Stock Exemption | Wilson Sonsini (wsgr.com)、Qualified Small Business Stock: Considerations for 100% Gain Exclusion (thetaxadviser.com) , Design of the Tax-Free First Home Savings Account - Canada.ca

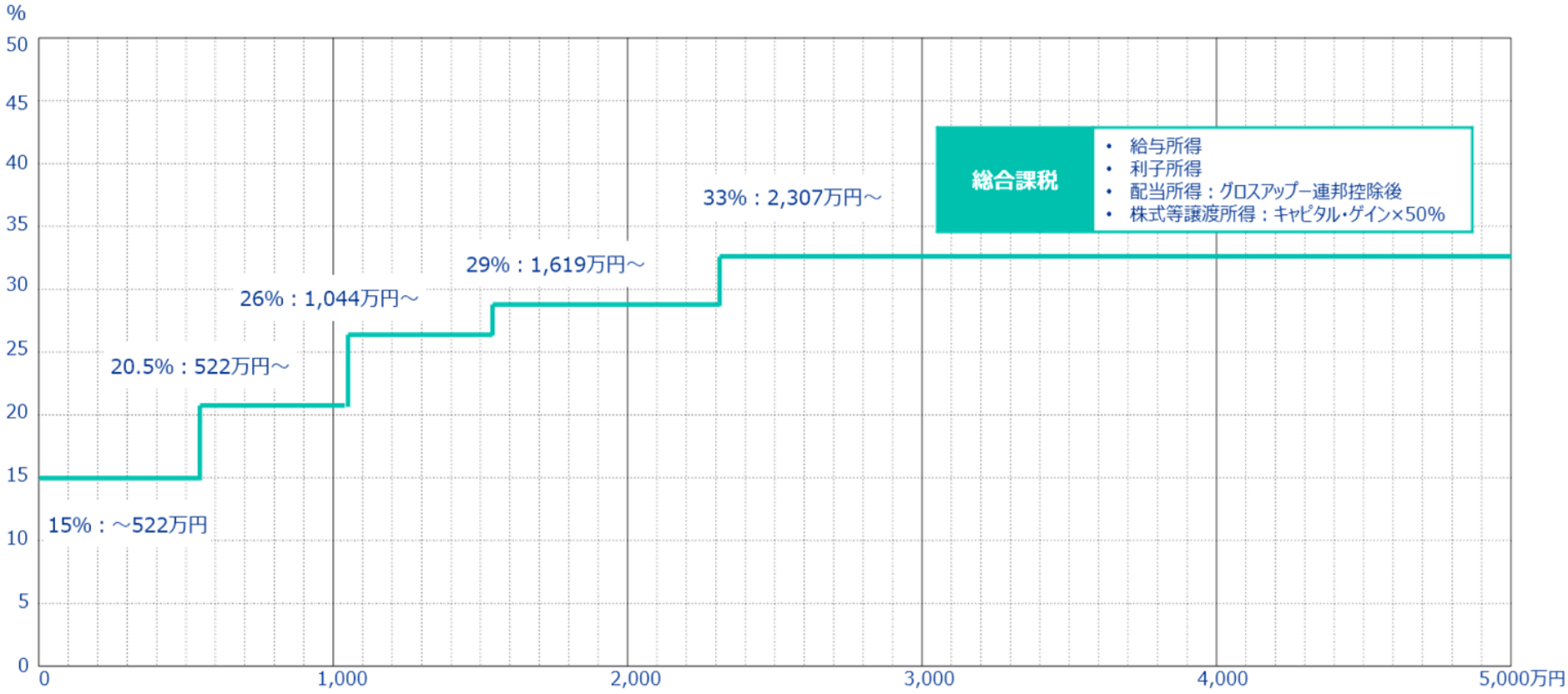
KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得に係る課税方式・税率構造

- **カナダは金融所得を含む全ての所得について総合課税を適用している。ただし、配当所得については、グロスアップ率と連邦控除率の適用後の金額が、キャピタルゲインについてはその50%相当額が総所得合計に合算された上で、累進課税が適用される 。**



© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

所得控除（Tax deductions）（1/2）

- **総所得合計から一定の条件を満たす退職貯蓄額、未就学児の保育・幼児教育費用、雇用されるために支払った費用などの控除が可能である。**

主な所得控除

RRSP控除

- 登録退職貯蓄年金（RRSP：Registered Retired Savings Plan）は、カナダ歳入庁（CRA）が、退職後の生活のために貯蓄することを奨励するプログラムである。拠出・成長時は非課税であり、脱退時にのみ課税される制度である。
- 控除可能年度：原則、拠出した課税年度に、課税所得控除
 - 未使用拠出枠は、無期限繰り越し可能
- RRSP拠出限度額（2021年）
 - 前年度の労働所得×18%
 - 最大289万6千円（CA$27,830）から前年度の年末調整額控除した金額
- 年齢制限：71歳
 - 71歳になる年度末までに、RSPを登録退職所得基金（RRIF：Registered Retirement Income Fund）に変換する必要
- 住宅購入資金利用：条件を満たした場合、非課税で引き出し可能
 - 年間最高引出額：364万2千円（CA$35,000）
 - 返済条件：15年

子女養育費控除

- 子女養育費（Child care expense）とは、保護者が、以下のいずれかの行為が可能となる目的で、他者に子供の世話を依頼したために支払った金額である。
 - 仕事（雇用される）
 - 自営又は、パートナーとして事業経営
 - 特定の教育プログラムに参加するために通学
 - 助成を受けた研究等に参加
- 控除可能な金額（年間限度額以内）
 - 7歳未満：年間最大83万3千円（CA$8,000）
 - 7歳以上16歳以下：年間72万8千円（CA$7,000）
- 控除対象費用：以下のサービス機関に支払った費用
 - 育児サービス機関、保育園、教育機関、デイキャンプ、デイスポーツ学校、寄宿学校、夜間スポーツ学校、キャンプ等
- 申請条件
 - 課税年度内に、子供が16歳以下であったこと
 - 費用発生時に、同居している子供にかかった費用であること
 - 原則、国内で提供しているサービスに係った費用

雇用費用控除

- 雇用費用控除では、雇用所得を得るために支払った車両経費で、雇用主から支払われなかった費用の一部を控除可能な制度である。
 - 控除対象費用：ガス代、修理・保守代、保険料、清掃代、リース料等

（出典） Child Care Expenses Deduction for 2021 (canada.ca) ; FWH Chartered Professional Accountants | Income Tax Deductions (fwhcpa.ca)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

所得控除（Tax deductions）（2/2）_損益通算

- **カナダでは、純所得の算定後に資本資産の売却により生じた損失（キャピタルロス）について、課税キャピタルゲイン（キャピタルゲインの50%相当額）との相殺が行われる。ただし、キャピタルゲイン以外の所得との相殺は認められていない。**
- **課税キャピタルゲインとの相殺後の残額には年限はなく、ゼロになるまで繰越が可能である。**

キャピタルロスに係る損益通算

キャピタルロス

- キャピタル・ロス：資本資産を原則として取得原価を下回る金額で売却した、または売却したとみなされる場合に発生
- 控除可能なキャピタル・ロスの金額の算定：キャピタル・ロス合計額×算入率
 - 課税キャピタル・ゲインに対して適用できる過年度の純キャピタル・ロスの金額は、当該の損失発生年度の算入率を使用。
- 算入率の変遷

純キャピタルロスの発生時期	算入率（%）
1985年5月22日まで	50
1985年5月23日以降1987年まで	50
1988年及び1989年	66.66
1990年から1999年まで	75
2000年	なし
2001年から2021年まで	50

- 相殺対象：当該課税年度の課税キャピタル・ゲインに対してのみ可能。相殺後も残っているキャピタルロスは、当該課税年度の純キャピタル・ロスの計算に含まれる。
- 遡及可能性：過去3年間または将来課税年度のいずれかの課税キャピタル・ゲインを減額可能。
- 僅少資産の取扱：価値がなくなった、または極めて小さい資産を保有している場合についても、損失申請可能

- キャピタル・ロス申請不可の場合：
 - 配偶者又は同性市民パートナーへの贈与は、通常非課税であり、損失申請不可。
 - 家族又は関係者への資産の贈与、売却または処分からの損失控除は、同一の相手から得た利益を相殺する場合を除き、不可。
- キャピタル・ロスの算定事例

2021年、ジョン・ドウ氏が2つの異なる有価証券を売却した結果、課税キャピタル・ゲインが300円（600円×50%）、控除可能キャピタル・ロスが500円（1,000円×50%）発生。
課税キャピタルゲインに、控除可能キャピタル・ロスを適用すると、相殺後も控除可能キャピタルロスが200円（500円－300円）残存。

当該200円は、2021年の他の源泉からの所得から控除出来ないが、2021年の純キャピタル・ロスの計算に含まれ、過去3年間または将来のいずれかの年の課税キャピタル・ゲインに対する純キャピタル・ロスに適用可能。

（出典） Topic No. 409 Capital Gains and Losses; Topic No. 559 Net Investment Income Tax; 2021 Capital Gains Tax Rates and Rules

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

税額控除（Tax credits） （1/4）

- **主な税額控除には、基礎控除のほか、配偶者控除、扶養控除、介護者控除など、家族またはパートナーに関するものがある。**

主な税額控除

連邦基礎個人税額控除

- 連邦基礎個人税額控除：いわゆる連邦税の基礎控除であり、全ての個人が請求可能な税額控除である。
 - 目的：課税所得が基礎個人額（BPA： Basic Personal Account）を下回るすべての個人に対して、連邦所得税を減税し、課税所得がBPAを上回る納税者には一部減税すること
 - BPAの金額（2022年）：以下の通りである。

純所得	BPA（円）
1,619万1千円（CA$155,625）以下	149万8千円（CA$14,398）
1,619万1千円（CA$155,625）超 2,307万2千円（CA$221,708）未満	段階的引き下げ
2,307万2千円（CA$221,708）超	132万3千円（CA$12,719）

- 控除可能金額：BPA×15%（最低税率）

配偶者控除

- 配偶者控除（Spouse or Common-Law Partner Amount）は、配偶者又は内縁のパートナーを扶養[*1]し、当該配偶者等の純収入が一定限度額以内（2022年：149万8千円（CA$14,398））の場合に利用可能な、税額控除である。
- 控除可能金額：（最大限度額（2022年：149万8千円（CA$14,398）） －配偶者等純収入）×15%
- 内縁関係の条件：以下のいずれかに該当
 - 最低1年以上、同居していること（同性も可）
 - 子どもを有している

扶養控除

- 扶養控除（Amount for an Eligible Dependent）は、同居する家族を扶養している場合、控除可能な税額控除である。
- 控除可能金額：基準額（2022年：149万8千円（CA$14,398））×15%
- 条件：
 - 同居していること
 - 対象：親・祖父母、18歳未満の子ども/孫/兄弟、心身に障害を有する18歳以上の子ども/孫/兄弟
 - 配偶者控除を申請していないこと（配偶者控除と扶養控除はいずれか一つのみ請求可能）

カナダ介護者控除（CCC）

- カナダ介護者控除（CCC：Canada Caregiver Credit）とは、身体または精神に障害を有する配偶者、内縁のパートナーまたは扶養家族を扶養している者への給付の付かない税額控除である。
- 控除可能金額

被扶養者の状況		控除可能金額
原則		23万9千円（CA$2,295）
例外	• 配偶者又は内縁のパートナー • 18歳以上の被扶養者である • 純所得が76万7千円（CA$7,368）から256万円（CA$24,604）の間であること	上限金額 76万5千円（CA$7,348）

*1：個人が衣食住などの基本的な生活必需品の一部または全部の供給につき、通常かつ一貫して他者に依存している場合、当該個人は当該他者の支援を受ける被扶養者とみなされる。

（出典） 2022 Personal Tax Credits Return (canada.ca); Basic personal amount - Canada.ca ; Child Care Expenses Deduction for 2021 (canada.ca) ; Line 30300 – Spouse or common-law partner amount - Canada.ca ; FWH Chartered Professional Accountants | Family (fwhcpa.ca)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

税額控除（Tax credits） （2/4）

- **カナダには給付付き税額控除制度があり、カナダ児童手当（CCB）、児童障害手当（CDB）、カナダ勤労給付（CWB）、障害控除（DTC）、GST/HST控除、カナダ訓練控除などがある。**
- **給付の付かない税額控除には、カナダ介護者控除（CCC）などがある。**

主な給付付き税額控除

カナダ児童手当（CCB）

- カナダ児童手当（CCB：Canada Child Benefit）は、18歳未満の子どもの養育費用の支援を目的とし、対象世帯に毎月支給される「給付付き税額控除（控除額が税額を上回る場合、差額分を給付する制度）」である。
- 該当児童が障害者控除の対象の場合：カナダ児童手当に、児童障害手当（CDB）を加算
- 受給資格：以下の基準に全て該当する必要あり
 - 18歳未満の子どもと同居
 - 子どもの養育に一義的な責任がある
 - 税務上のカナダ居住者
 - 配偶者または内縁のパートナーのうち少なくとも一方がカナダの国民、永住権取得者、保護対象者、過去18ヶ月間カナダに居住している一時的居住者またはインディアン法に基づき登録（若しくは登録される資格を有する）個人である
- 最大支給額

子の年齢	年額最大支給額
6歳未満	72万8千円（CA$6,997）
6～17歳	61万4千円（CA$5,903）

- 減額条件：調整後世帯所得（AFNI）と子どもの数による
 - 支給額は、調整後世帯所得（AFNI）が3,413千円（CA$3万2,797）超で逓減
- 共同親権の場合の支給金額：子の親権を完全に有していた場合に受給したであろう金額の50%を支給。支給額は各共同親権者のAFNIに基づき計算。
- 一部の州・準州では家族を扶養する費用についてさらなる支援を提供。

児童障害手当（CDB）

- 児童障害手当（CDB：Child Disability Benefit）は、身体または精神機能に重度かつ長期にわたる障害を有する18歳未満の子どもを養育する家庭に毎月支払われる「給付付き税額控除」である。
- 申請資格：以下の基準を満たす個人
 - カナダ児童手当（CCB）の受給資格を有する
 - 子どもが障害者控除（DTC）*1の対象
- 最大支給額（ケベック州居住者は異なる）：年額31万円（CA$2,985）／人
- 減額条件：調整後世帯所得（AFNI）、子どもの数、配偶者の有無
 - 支給額は、調整後世帯所得（AFNI）が、739万5千円（CA$71,060）を超えると、対象となる子の数に応じて減額開始

状況	給付が減額となるAFNI限度額	限度額超の場合の減額率
子が1人	739万5千円（CA$71,060）	3.2%
子が2人以上	739万5千円（CA$71,060）	5.7%

*1：60ページ参照

（出典） Canada child benefit (CCB) - Canada.ca; Child disability benefit - Canada.ca

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

税額控除（Tax credits） （3/4）

主な給付付き税額控除

カナダ勤労給付(CWB)

- カナダ勤労給付（CWB：Canada Workers Benefit）所得の低い勤労者または世帯を対象とする「給付付き税額控除」である。
- 申請資格：以下の基準を満たす個人
 - 労働所得がある
 - 年間通じてカナダ居住者である
 - 12月31日時点で19歳以上である、または配偶者、内縁のパートナー若しくは子と同居している
- 受給対象外の者：フルタイムの学生、刑務所または類似の施設に収容されている者及びカナダでの納税が不要な者
- 事前利用：対象個人・世帯は、納税時前に、CWBの半額まで利用可能
- カナダ歳入庁に、障害者控除証明書が登録されている者は、障害付加控除を受領可能。
- 申告ステータス別のカナダ勤労給付年額は、以下の通りである。（※ケベック州居住者のCWB最大額は異なる）

申告ステータス	年額	給付減額となる所得限度額	給付対象外となる所得限度額
単身者	14万9千円（CA$1,428）	244万5千円（CA$23,495）	343万6千円（CA$33,015）
世帯	25万6千円（CA$2,461）	278万9千円（CA$26,805）	449万7千円（CA$43,212）
障害者（単身者）	7万7千円（CA$737）	343万6千円（CA$33,018）	394万7千円（CA$37,932）
障害者（世帯）	7万7千円（CA$737）	449万7千円（CA$43,210）	500万8千円（CA$48,124）（配偶者のいずれもが障害者である場合は551万9千円（CA$53,037））

障害者控除(DTC)

- 障害者控除（DTC：Disability Tax Credit）とは、障害に関連して追加で発生する費用の一部相殺を目的とする「給付付き税額控除」である。
- 受給資格：以下のいずれかにつき医師の証明がある場合
 - 1つ以上の区分で重度かつ長期的な障害がある
 - 2つ以上の区分で重大な制限がある
 - 生命機能の維持のための治療を受けている
- 遡及申請：DTC適格にもかかわらず、申請していなかった場合には過去10年遡及可能。
- 対象者：連邦または州・準州の他のプログラム（登録障害者貯蓄制度、カナダ勤労給付、児童障害手当等）も利用可能
- 年齢別の年次障害者控除

年齢	年額
18歳未満	146万1千円（CA$14,044） (障害児童の付加控除53万8千円（CA$5,174）を含む)
18歳以上	92万3千円（CA$8,870）

（出典）Canada workers benefit – Overview - Canada.ca; Disability tax credit (DTC) - Canada.ca

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

税額控除（Tax credits） （4/4）

主な給付付き税額控除

GST/HST控除

- GST/HST控除とは、中・低所得の個人または世帯による物品サービス税（GST）または統一売上税（HST）の負担を軽減する四半期ごとの「給付付き税額控除」である。
- 受給資格
 - — カナダ歳入庁が、給付する月の前月及び月初に所得税上のカナダ居住者である
 - — かつ、以下の基準のいずれかに該当
 - ✓ 19歳以上である
 - ✓ 配偶者または内縁のパートナーがいる（又はいた）
 - ✓ 現在（または過去に）親権者であり、子と同居（または過去に同居）
- GST/HST控除金額

状況	年額
単身者	4万9千円（CA$467）
配偶者または内縁のパートナーがいる個人	6万4千円（CA$612）
19歳未満の子1人につき	1万7千円（CA$161）

カナダ訓練控除（CTC）

- カナダ訓練控除（CTC：Canada Training Credit）とは、適格な訓練の受講料についてカナダ人を支援するための「給付付き税額控除」である。
- 控除可能金額：以下のいずれか少ない金額
 - — 課税年度のカナダ訓練控除限度額（CTCL：Canada Training Credit Limit）：最高52万円（CA$5,000）
 - — 当年度に受講したコースにつき、カナダ国内の適格な教育機関に支払った適格な受講料及びその他の費用の50%、または当年度に受験した職業試験、業界試験若しくは専門技能試験について特定の機関に支払った受験料

（出典）GST/HST credit - Overview - Canada.ca; Canada caregiver credit - Canada.ca, Canada training credit - Canada.ca

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

オンタリオ州個人所得税：概要（1/2）

- **OT州は、個人所得課税制度において、連邦政府と同じく、全ての所得に対して総合課税制度を採用している。**

OT州　個人所得に係る課税制度

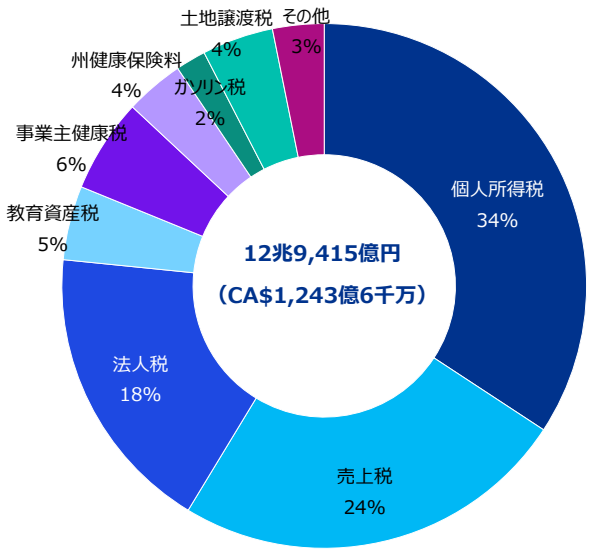
課税方式：総合課税

OT州税	▪ 所得税共同徴収制度（joint income tax collection system）：原則、カナダ全土の国民は、連邦政府と共通の納税申告書に記入 ▪ 徴収主体：カナダ歳入庁（CRA：Canada Revenue Agency） ▪ 税率：累進課税であり、個人の所得に応じて5.05-13.16%

OT州住民は、連邦政府の所得税の申告要件に該当する場合、連邦政府と共通の納税申告書を通じて、申告書を提出

- 州個別の申告要件はない
- 課税年度：連邦政府と同じ（1月1日～12月31日（暦歴））
- 申告期限：連邦政府と同じ（通常、課税年度終了の翌年4月30日まで）

OT州政府　税収内訳（2021年）



（出典）9.2.1 Who charges you income tax - Canada.ca; 9.2.5 Provincial and territorial income tax - Canada.ca ; 2021-22 Third Quarter Finances | ontario.ca

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

オンタリオ州個人所得税：概要（2/2）

- 連邦政府個人所得税申告時の課税所得を州、準州の「課税所得」として取り扱い、「課税所得」に州固有の税率を乗じることで州政府個人所得税の「総税負担額」が算定される。
- 州では固有の税金及び税額控除が設定されており、「総税負担額」から税額控除、減税額を減算、州固有の税金を加算することにより納税額または還付金額が算定される。

OT州の個人所得税の基本計算式

	総所得合計
（－）	控除額
＝	**純所得**
（－）	控除
＝	**課税所得**
×	州税率
＝	**州総税負担額**
（－）	州税額控除（provincial tax credits）／最低税額控除（Income Threshold）
（＋）	州税
（－）	州税額減税（provincial tax reduction）
＝	**納税額または還付税額**

連邦政府、州政府、準州政府は同一の課税所得（taxable income）を利用（ケベック州を除く）

州に固有の所得控除なし

課税所得を基準に5段階の累進課税（*5.05%～13.16%*）

税負担額から直接控除可能な金額
（控除可能金額×*5.05%*(州政府最低税率)）

州固有の税金
- 州健康保険料
- 州付加税金

税金負担額から減額可能な金額

（出典）Payroll Deductions Tables - CPP, EI, and income tax deductions - Ontario - Canada.ca

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

オンタリオ州個人所得税：税率

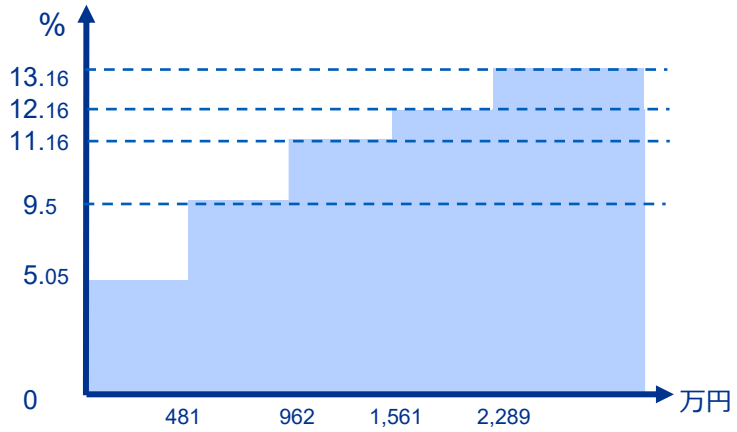
- **OT州では連邦とは別途、税率表が設定されており、課税所得を基準に5.05%-13.16%の5段階の累進課税である。**

個人課税制度（OT州政府）

- 税率【総合課税】
 - 対象：源泉徴収払いの税金以外のすべての所得
 - 税率構造：5段階の累進税率
 - 一定の課税所得未満：課税所得×最低税率を税額控除

課税所得の範囲		税率	最低課税額（Income Threshold）
下限	上限		
0 円	481万円（CA$46,226）	5.05%	0円（CA＄0）
481万円（CA$46,226.01）	962万1千円（CA$92,454）	9.15%	19万7千円（CA$1,895）
962万1千円（CA$92,454.01）	1,561万円（CA$150,000）	11.16%	39万1千円（CA$3,754）
1,561万円（CA$150,000.01）	2,289万4千円（CA$220,000）	12.16%	54万7千円（CA$5,254）
2,289万4千円（CA$220,000.01）	左記以上	13.16%	77万6千円（CA$7,454）

【OT州税率構造】



（出典）Add/Remove data - Revenue, expenditure and budgetary balance - General governments (statcan.gc.ca)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

オンタリオ州独自の税制

- **OT州では、州固有の税金として、一定の州税以上を納付する納税者に対して付加税を賦課、徴収している。**
- **居住地、扶養家族、婚姻状態、州税納付額の条件を満たす納税者に対して、州税の減税措置が設定されている。**

税目

OT州 付加税

- OT州付加税（Surtax）は、OT州の所得税とは別に、一定の州税以上の納税者に対して課される州政府の税金である。
- 付加税（2022年）の税額は、以下の通りである。

基本州税		税額
下限	上限	
0 円	51万9千円（CA$4,991）	0円（CA$0）
51万9千円（CA$4,991）	66万5千円（CA$6,387）	州税51万9千円（CA$4,991）超の金額×20%
66万5千円（CA$6,387）	左記以上	2万9千円（CA$279.2）＋州税66万5千円（CA$6,387）超の金額×36%

OT州 税額減税

- OT州税額減額（Ontario Tax Reduction）は、OT州個人所得税を減額・控除可能なOT州政府の税額減税制度である。
- 資格：以下、いずれも充たす必要がある
 - 居住地：課税年度の期首においてカナダ居住者、かつ期末にOT州居住者
 - 扶養家族：18歳以下の子ども、及び精神的・身体的障害を有する被扶養者
 - 婚姻状態：
 - ✓ 12月31日に配偶者等がいた場合：純所得が高い方が請求可能
 - ✓ 課税年度内に離婚：カナダ児童手当（CCB）の受給者が請求可能
 - ✓ 両方の親がカナダ児童手当（CCB）を受給している場合：高い金額を受領している親が、請求可能
 - ✓ 両方の親が同額のカナダ児童手当（CCB）を受給している場合：純所得が低い親が請求可能
 - 所得税：OT州の付加税を支払っていない
- 税額減税金額：
 - 基準額
 - ✓ OT州減税基礎個人基準額（BPA：Basic Personal Amount）：2万7千円（CA$257）
 - ✓ OT州減税扶養家族基準額：4万9千円（CA$475）/人
 - ✓ OT州減税障害者基準額：4万9千円（CA$475）/人
 - 算出方法：以下のいずれか小さい金額（ただし、（ii）課税所得金額が、（i）基準額の2倍、よりも大きい場合、減税不可）
 - ✓ （i）基準額×2
 - ✓ （ii）課税所得金額

（出典） Payroll Deductions Tables - CPP, EI, and income tax deductions - Ontario - Canada.ca

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

オンタリオ州税額控除（Tax credits） （1/2）

- **OT州では、基礎控除のほか、配偶者控除、扶養控除、子女養育費税額控除、高齢者在宅介護税額控除など、家族またはパートナーに関する州固有の税額控除が設定されている。**
- **上記に加えて、低所得労働者税額控除や職業訓練税額控除など、低所得者や労働者を支援する税額控除も独自に設定している。**

主な税額控除

OT州 基礎個人税額控除

- OT州の基礎個人税額控除（Basic Personal Amount）：いわゆる州の基礎控除
- 控除可能金額（2022）：
 - 基準額（BPA)116万円（CA$11,141）×5.05%（OT州最低税率）

OT州 配偶者控除

- OT州の配偶者控除（Spouse or common-law partner amount）は、配偶者又は内縁のパートナーを扶養している場合に、控除可能となるOT州政府の税額控除である。
- 控除可能金額（2022）：
 - 基準額（最大98万4千円（CA$9,460））×5.05%（OT州最低税率）

OT州 扶養控除

- OT州の扶養控除（Amount for an eligible dependent）は、扶養家族を有している場合に、控除可能となるOT州政府の税額控除である。
- 控除可能金額（2022）：
 - 基準額（最大98万4千円（CA$9,460））×5.05%（OT州最低税率）

OT州 子女養育費税額控除

- OT州子女養育費税額控除（Ontario Child Care Tax Credit）は、低・中所得世帯を対象に、連邦政府とは別個に設定された、OT州政府固有の税額控除である。別名、Ontario Childcare Access and Relief from Expenses (CARE) Tax Creditである。
- 控除可能金額：世帯年収2,081千円（CA$20,000）以下の場合、対象支払費用×75% 控除可能

年齢/ステータス	上限金額
7歳未満	62万4千円（$6,000）/人
7歳以上16歳未満	39万円（$3,750）/人
重度障害者	85万9千円（$8,250）/人

- 申請資格：以下、すべてを充たしている
 - OT州に居住
 - 世帯年収：15,610千円（CA＄150,000）以下
 - 連邦政府の子女養育費控除（Child Care Expense Deduction）の申請資格を有している
- 対象費用：
 - 育児サービス提供機関
 - 保育園・保育所
 - 寄宿学校、宿泊を伴うキャンプ・スポーツ学校
 - 教育機関（保育に関する部分のみ）

（出典） Payroll Deductions Tables - CPP, EI, and income tax deductions - Ontario - Canada.ca; Ontario Child Care Tax Credit | ontario.ca

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

オンタリオ州税額控除（Tax credits） （2/2）

主な税額控除

OT州 低所得労働者税額控除

- OT州の低所得労働者税額控除（Low-Income Workers Tax Credit）とは、OT州健康保険料を除く、OT州個人所得税を減額・控除可能なOT州政府の税額控除である。通称、LIFT（Low-Income Individuals and Families Tax）である。
- 控除可能金額（2022）：以下のいずれか低い方
 - 9万1千円（CA$875）
 - 給与所得×5.05%（OT州最低税率）
- 受給資格
 - 課税年度開始時、カナダ居住者
 - 課税年度末、OT州居住者
 - OT州個人所得税納税
 - 個人調整後純所得（individual adjusted net income）：5,203千円（CA$50,000）以下
 - 世帯調整後純所得：8,585千円（CA$82,500）以下
 - 刑務所に6か月以上いない

OT州 職業訓練税額控除

- OT州職業訓練税額控除（Ontario Jobs Training Tax Credit）とは、労働者が必要な訓練を支援する目的のOT州政府の税額控除である。
- 控除可能金額（2022）：
 - 課税年度支払額×50%
 - 年間最大控除額20万8千円（CA$2,000）
- 受給資格：連邦政府のカナダ訓練給付（CTC）と同じ要件

OT州 高齢者在宅介護税額控除

- OT州高齢者在宅介護税額控除（Ontario Seniors Care at Home Tax Credit）は、低・中所得高齢者を対象に、自宅での医療費を支援するための払い戻し可能な、OT州政府の税額控除である。
- 控除可能金額（2022）：

最大控除額	5%減額 対象世帯純所得	対象外 世帯純所得
15万6千円（CA$1,500）	364万2千円（CA$35,000）超	676万4千円（CA$65,000）超

- 受給資格：
 - 課税年度内に70歳以上、又は70歳以上の配偶者を有する
 - OT州居住者
- 対象経費：
 - 認定を受けた介護・付き添い
 - 理学療法士、作業療法士ケア
 - 歯科・視力・聴力ケア（例：眼鏡、義歯、補聴器）
 - 歩行補助具
 - 浴室補助具（例：つかまり棒、レール）
 - おむつ・使い捨てパンツ
 - 酸呼吸補助装置
 - 住宅内の機能改善・建設

（出典） Low-Income Workers Tax Credit | ontario.ca ; Ontario Seniors Care at Home Tax Credit | ontario.ca ; Ontario Jobs Training Tax Credit | ontario.ca

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

（参考）州・準州政府の個人所得税率（1/3）

州・準州	下限	上限	税率
ニューファンドランド・ラブラドール州 （Newfoundland and Labrador）	0円（CA$0） 407万4千円（CA$39,147） 814万8千円（CA$78,294） 1,454万6千円（CA$139,780） 2,036万5千円（CA$195,693） 2,601万6千円（CA$250,000） 5,203万3千円（CA$500,000） 1億406万5千円（CA$1,000,000）	407万4千円（CA$39,147） 814万8千円（CA$78,294） 1,454万6千円（CA$139,780） 2,036万5千円（CA$195,693） 2,601万6千円（CA$250,000） 5,203万3千円（CA$500,000） 1億406万5千円（CA$1,000,000） 左記以上	8.7% 14.5% 15.8% 17.8% 19.8% 20.8% 21.3% 21.8%
プリンスエドワードアイランド州 （Prince Edward Island）	0円（CA$0） 332万8千円（CA$31,984） 665万7千円（CA$63,969）	332万8千円（CA$31,984） 665万7千円（CA$63,969） 左記以上	9.8% 13.8% 16.7%
ノバスコシア州 （Nova Scotia）	0円（CA$0） 307万9千円（CA$29,590） 615万9千円（CA$59,180） 967万9千円（CA$93,000） 1,561万円（CA$150,000）	307万9千円（CA$29,590） 615万9千円（CA$59,180） 967万9千円（CA$93,000） 1,561万円（CA$150,000） 左記以上	8.79% 14.95% 16.67% 17.5% 21%
ニューブランズウィック州 （New Brunswick）	0円（CA$0） 467万1千円（CA$44,887） 934万2千円（CA$89,775） 1,518万9千円（CA$145,995） 1,730万4千円（CA$166,280）	467万1千円（CA$44,887） 934万2千円（CA$89,775） 1,518万9千円（CA$145,995） 1,730万4千円（CA$166,280） 左記以上	9.4% 14.82% 16.52% 17.84% 20.3%

（出典） Canadian income tax rates for individuals - Canada.ca

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

（参考）州・準州政府の個人所得税率（2/3）

州・準州	下限	上限	税率
ケベック州 （Quebec）	0 円（CA$0） 481万8千円（CA$46,295） 963万4千円（CA$92,580） 1,172万3千円（CA$112,655）	481万8千円（CA$46,295） 963万4千円（CA$92,580） 1,172万3千円（CA$112,655） 左記以上	15% 20% 24% 25.75%
オンタリオ州 （Ontario）	0 円（CA$0） 481万円（CA$46,226） 962万1千円（CA$92,454） 1,561万円（CA$150,000） 2,289万4千円（CA$220,000）	481万円（CA$46,226） 962万1千円（CA$92,454） 1,561万円（CA$150,000） 2,289万4千円（CA$220,000） 左記以上	5.05% 9.15% 11.16% 12.16% 13.16%
マニトバ州 （Manitoba）	0 円（CA$0） 358万3千円（CA$34,431） 774万4千円（CA$74,416）	358万3千円（CA$34,431） 774万4千円（CA$74,416） 左記以上	10.18% 12.75% 17.4%
サスカチュワン州 （Saskatchewan）	0 円（CA$0） 486万7千円（CA$46,773） 1,390万7千円（CA$133,638）	486万7千円（CA$46,773） 1,390万7千円（CA$133,638） 左記以上	10.5% 12.5% 14.5%
アルバータ州 （Alberta）	0 円（CA$0） 1,365万5千円（CA$134,238） 1,638万6千円（CA$161,086） 2,184万9千円（CA$214,781） 3,277万3千円（CA$322,171）	1,365万5千円（CA$134,238） 1,638万6千円（CA$161,086） 2,184万9千円（CA$214,781） 3,277万3千円（CA$322,171） 左記以上	10% 12% 13% 14% 15%

（出典） Canadian income tax rates for individuals - Canada.ca

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

（参考）州・準州政府の個人所得税率（3/3）

州・準州	下限	上限	税率
ブリティッシュコロンビア州 （British Columbia）	0 円（CA$0） 448万2千円（CA$43,070） 896万4千円（CA$86,141） 1,029万2千円（CA$98,901） 1,249万8千円（CA$120,094） 1,694万5千円（CA$162,832） 2,363万2千円（CA$227,091）	448万2千円（CA$43,070） 896万4千円（CA$86,141） 1,029万2千円（CA$98,901） 1,249万8千円（CA$120,094） 1,694万5千円（CA$162,832） 2,363万2千円（CA$227,091） 左記以上	5.06% 7.7% 10.5% 12.29% 14.7% 16.8% 20.5%
ユーコン準州 （Yukon）	0 円（CA$0） 522万4千円（CA$50,197） 1,044万7千円（CA$100,392） 1,619万5千円（CA$155,625） 5,203万3千円（CA$500,000）	522万4千円（CA$50,197） 1,044万7千円（CA$100,392） 1,619万5千円（CA$155,625） 5,203万3千円（CA$500,000） 左記以上	6.4% 9% 10.9% 12.8% 15%
ノースウェスト準州 （Northwest Territories）	0 円（CA$0） 473万1千円（CA$45,462） 946万2千円（CA$90,927） 1,538万4千円（CA$147,826）	473万1千円（CA$45,462） 946万2千円（CA$90,927） 1,538万4千円（CA$147,826） 左記以上	5.9% 8.6% 12.2% 14.05%
ヌナブト準州 （Nunavut）	0 円（CA$0） 498万円（CA$47,862） 996万2千円（CA$95,724） 1,619万5千円（CA$155,625）	498万円（CA$47,862） 996万2千円（CA$95,724） 1,619万5千円（CA$155,625） 左記以上	4% 7% 9% 11.5%

（出典） Canadian income tax rates for individuals - Canada.ca

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得捕捉の仕組（共通番号制度）

- **納税識別番号（TINs：Tax Identification Numbers）として、社会保険番号（SIN)と個人納税番号（ITN）の2種類を運用している。いずれも利用範囲は限定され、公的年金制度及び税務目的でのみ使用する番号であるが、子ども手当の支給等の税務プロセスに利用するため、子どもに対しても付与される。**

税法の執行においてカナダ税務局（CRA）が使用する識別番号：

社会保険番号（SIN：Social Insurance Number）

- 概要：雇用・社会開発省（Employment and Social Development Canada）が発行する9桁の国民識別番号であり、公的年金制度（カナダ年金計画（CPP）及び雇用保険プログラム（EI））及び税務処理目的で利用される。カナダで労働する場合や、政府プログラムのサービスや便益を受けるために必要である。
- 開始年：1964年
- 対象：カナダの国民、永住権取得者または一時的居住者である納税者（カナダの国民・永住権取得者でない場合：識別番号は「９」から始まる）
- 子どもの取扱
 - 12歳未満の子ども：親権者または保護者が申請
 - 12歳以上の子ども：本人申請
- 雇用主の義務：原則として、雇用後3日以内に、従業員のSINを取得・記録しなければならない。雇用主・従業員ともに罰則規定あり（罰金1万円（CA$100））。

個人納税番号（ITN：Individual Tax Number）

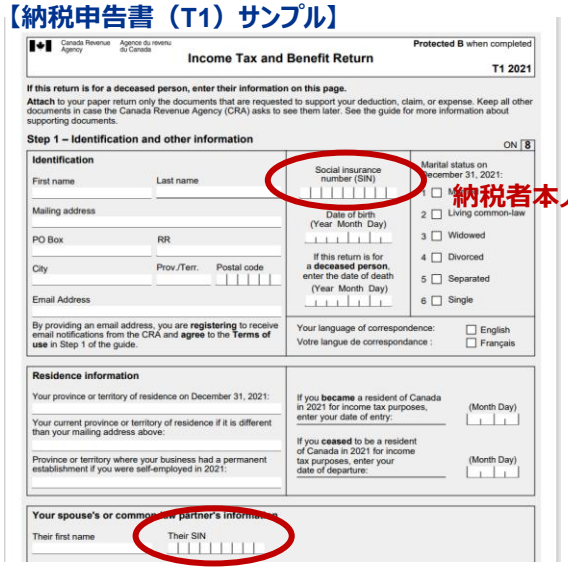
- 概要：SINの取得資格がない場合に、納税目的でカナダ税務局（CRA：Canada Revenue Agency）が識別するための9桁の固有の識別番号である。
- 対象：SINの取得資格がない非居住者である個人にのみ発行
 - SINが取得可能な場合、既にITN番号を保有している場合、一時的な納税者番号を有している場合には、ITN番号の取得不可
- ITN利用事例
 - カナダに居住の留学生（教育目的）
 - 家事労働者（乳母・介護者等）で納税義務を有するものの、SIN取得資格がない場合
 - カナダの源泉徴収税を免除・軽減申請する非居住者（例：映画、テレビ業界）
 - 課税対象のカナダにある資産を処分する非居住者（かつ個人の納税申告書が必要なもの）
 - カナダの所得税申告書を提出する必要がある（予定である）非居住者

【社会保険番号（SIN）カード　サンプル】



←2014年3月30日以前に社会保険番号 (SIN) を申請したカナダ人は、SINカードを受領。
2014年3月31日にカードは生産中止。
ただし、発行済みのSINカードは有効。

【納税申告書（T1）サンプル】



納税者本人のSIN番号

（出典） Taxpayer Identification Numbers (TIN)、Backup Withholding | Internal Revenue Service (irs.gov)

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

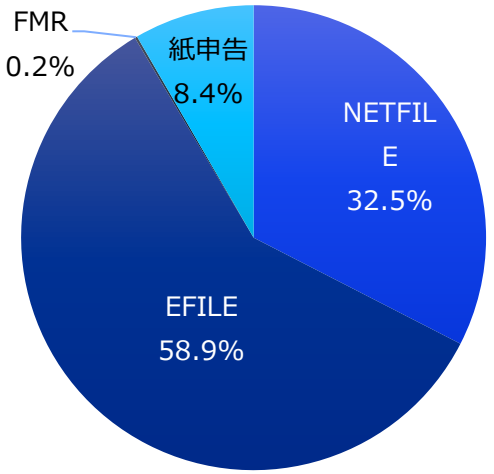
（参考）金融所得捕捉の仕組（電子的納税申告書自動記入システム）

- **共通番号制度を利用し、特定の電子申告の利用した場合に、支払者情報の入力済みの申告書の利用が可能である。納税申告書提出者の内、全体の約3割が、電子的納税申告書自動記入システム（NETFILE）を利用している。**

提出手法	概要
紙	• 伝票情報（T-slips）50件未満の場合、紙申告可 • カナダ歳入庁 (CRA) の申告書をプリンタで印刷し、手動で申告書を作成・提出 • 過去に紙の納税申告書を提出した納税申告者は、郵便で税金一括申告書を２月末までに受領
File my Return (FMR)	• 専用の自動電話サービス • 低所得者や固定収入が前年と変わらない人が、短い質問に答えたり、個人情報を提供したりすることで、納税申告可能な制度 • 対象者には、２月中旬までに案内が郵送される
EFILE	• 電子的納税申告書提出システム • 通常、税理士・会計事務所等の専門家に申告を依頼した場合、当該手法で申告 • CRAに登録の上、EFILE認定ソフトウェアの使用が必須 • 還付は、電子的に送金される
NETFILE (2015～)	• 電子的納税申告書自動記入（Auto-Fill my Return）システム • 納税者は、３月中旬までに、全ての伝票情報にアクセス可能となる • 入手可能な情報 ✓ 伝票情報：T3、T4（報酬報告）、T4 A、T4 A (OAS)、T4 A (P)、T4 E、T4 RIF、T4 RSP、T5（投資収益報告）、T5007、T5008（証券取引報告） ✓ 福利厚生伝票 ✓ RRSP拠出金 ✓ 授業料・教育費・教科書給付の未使用額等 • 支払機関側の情報が、納税申告書「T1」に自動入力されることで、納税者による人的エラーの最小化を図ってる • CRAに登録の上、NETFILE認定ソフトウェアの使用が必須 • 還付は、通常２週間以内に電子的に送金される

NETFILE（電子的納税申告書自動記入システム）の運用状況

【「T 1」納税申告書の提出手法（2022年度）】



- 2022年度、カナダ歳入庁 (CRA) に提出された「T 1」納税申告書の内、全体の9割超（NETFILEとEFILEの合計）が電子的に納税申告書を提出。
- また、「T1」納税申告書を提出者の内、電子的納税申告書自動記入システムを利用しているのは、全体の32.5%である。

（出典） Filing methods - Canada.ca ; Individual income tax return statistics for the 2022 tax-filing season - Canada.ca ; The Complete Guide to Auto-Fill my Return (AFR) | 2022 TurboTax® Canada Tips (intuit.ca) ; Individual income tax return statistics for the 2022 tax-filing season - Canada.ca

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得捕捉の仕組（法定資料制度）

- **金融機関は特定の支払が生じた場合、法定資料を税務当局及び支払先（納税者）に提出しなければならない。納税者は、受領情報に基づき納税申告書「T1」を記入の上、確定申告を行う。ただし、電子申告（NETFILE）を利用した場合には、支払機関の有する情報が、「T1」に自動入力され、納税者による人的エラーの最小化が図られている。**

金融所得等の種別	給与	利子　配当	株式譲渡
提出書類	T4（報酬報告） (Statement of Remuneration Paid (canada.ca))	T5（投資収益報告） (État des revenus de placement (canada.ca))	T5008（証券取引報告） (Statement of Securities Transactions (canada.ca)) (Return of Securities Transactions (canada.ca))
主な作成者	雇用主 ・ 支払報酬52千円（CA$500）超の場合 ・ 給与所得に係る源泉徴収をした場合	カナダ居住者に対する投資所得の支払者	• 証券のトレーダー又はディーラー • 有価証券の発行者又はその代理人
主な受領者	• CRA • 従業員	• CRA • 受領者	• CRA • 取引者
主な報告対象	• 給与又は賃金 • チップ • 賞与 • 各種手当（例：休暇・退職） • 特定の状況における収入（例：美容師・運転手・職業紹介所） • 雇用手数料	• 全ての適格配当金（みなし配当金含む） • 以下からの利子・利息 ✓ 登録社債又は社債 ✓ 法人・信託等への貸付金又は預金 ✓ 年金又は保険契約 ✓ 投資ブローカー又はディーラーの口座 • その他、以下の支払い ✓ 手形の譲渡等に伴い発生した利息 ✓ 保険契約者の所得 ✓ ロイヤルティ	• 公開株式 • 公募債 • 以下の債務、又は保証債務 ✓ カナダ政府（例：財務省短期証券） ✓ 州政府 ✓ 地方自治体 ✓ 公共機関 ✓ 外国政府等 • 公開信託利益 • 金融先物、外貨又は貴金属のための公開オプション又は契約
主な記載内容	① 雇用主情報（会社名・会社給与口座番号） ② 従業員情報（氏名・住所・SIN番号） ③ 雇用地域（州、OT州の場合は市） ④ 給与の支払年度 ⑤ 従業員が、雇用保険（EI)掛金の支払免除の有無 ⑥ 従業員がカナダ年金プラン（CPP）への拠出免除の有無 ⑦ 課税年度内の給与総額 ⑧ 課税年度内の従業員給与控除金額（CPP拠出金） ⑨ 課税年度内の従業員給与控除金額（EI掛金） ⑩ 課税年度内の従業員給与控除総額	① 受領者の氏名・住所・SIN番号 ② 支払者 の名前(会社名)・住所・会社事業番号 ③ 配当金等の受領年度 ④ 支払済配当が、適格か不適格か ⑤ 課税年度内の取得配当数 ⑥ 課税対象となる実際の配当金額 ⑦ 配当税額控除額	【取引伝票】 ① 取引者情報（受領者種別・SIN番号） ② （外国取引の場合）外貨 ③ 証券取引の個別情報（取引日・証券種別コード・有価証券総数・証券番号・ISIN/CUSIP番号*1・額面価額・取得価額*2・決済価額・決済時の証券種別コード・決済証券の数量等） 【サマリー情報】 ① 証券会社等情報（会社名・住所・会社口座番号） ② 総取引情報（総取引金額・総取引数） ③ 担当者情報（氏名・電話番号）

*1：ISIN番号は、International Securities Identification Numberの略で、全世界共通の12桁の国際証券コードである。CUSIP番号は、Committee on Uniform Securities Identification Proceduresの略で、米国・カナダ等で発行される９桁の証券識別コードである。
*2：取得価額は、償還価格等を反映している場合としていない場合があるため、納税者は、キャピタルゲイン・ロスの確定に際して、調整が必要な場合がある。
（出典） Employers' Guide – Filing the T4 Slip and Summary - Canada.ca ; How to Prepare a T4 Slip in 12 Easy Steps - Madan CPA (madanca.com) ; How to prepare a T5 Slip - Accounting Firm Toronto | GTA Accounting Professional Corporation ; T5008 Guide - Return of Securities Transactions - Canada.ca ; Filing methods - Canada.ca ; untitled (cchwebsites.com)

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

非居住者の課税

- **非居住者については、カナダを源泉とする所得についてのみ課税される。他国の居住者となりうる場合にも、国際条約により、二国間の租税条約の規定が優先され、居住者としてみなされた国でのみ税金が課される。**

非居住者の課税

- **非居住者の定義：次のいずれかに該当する納税者は、自動的に非居住者に該当**
 - 通常、習慣的に、または日常的に他国に居住しており、カナダの居住者とみなされない者
 - カナダに重要な居住関係（residential tie）がなく、以下のいずれかに該当する者
 - ✓ 課税年度を通じて、カナダ国外に居住している
 - ✓ 課税年度におけるカナダでの滞在日数が183日未満

- **申告対象所得**
 - カナダにおけるすべての労働所得
 - その他のカナダを源泉とする所得（奨学金、研究助成金等）
 - カナダに所在する事業からの所得
 - カナダの不動産の売却から得たキャピタルゲイン
 - パートナーシップからの純所得（有限責任パートナー及び非業務執行パートナーのみ）

- **労働所得・自営業所得の税率等**
 - 現行の連邦税率で課税
 - 付加税：連邦税額の48%が追加で課税（カナダに恒久的施設を有する事業からの所得の場合：付加税ではなく州・準州税が課税）

- **その他所得の税率等**
 - 対象：カナダにおける配当、賃貸料、年金及び老齢保証制度（OAS）の給付金、並びに登録退職貯蓄年金（RRSP）制度の給付金による所得
 - 税率：25%
 - 源泉徴収税による納付（還付なし）

- **非課税貯蓄口座（TFSA）**
 - 非居住者も、有効な社会保険番号（SIN）を有し、18歳以上であれば、口座開設可能
 - 税率：非課税ではなく、毎月税率1%
 - 年間拠出限度額は、居住者と同じ

（出典）The Ultimate Tax Guide For Non-Residents | 2022 TurboTax® Canada Tips (intuit.ca)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策（一般的租税回避否認規定）

- **租税回避行為への対策として1988年に一般的租税回避否認規定（GAAR：General Anti-Avoidance Rule）を導入している。**

一般的租税回避否認規定（GAAR）

- 導入時期：1988年4月13日（同年9月13日以降の取引に適用）
- 根拠条文：所得税法第245条
- 概要
 - 目的：税金の支払いの回避・軽減・繰延、または還付・還付金額の増加などを目的として行われる取引から利益を得ることを防止すること
 - 取引が、GAARの全体的な「理念と意図」に反するようなものである場合、タックス・プランニングの戦略が所得税法の規則に抵触していない場合であっても適用可能
- カナダ歳入庁（CRA）のGAAR使用目的：潜在的な租税回避や濫用を識別し、調査する能力を高めること
- カナダ最高裁判所は、GAAR適用のための3項目の判断基準を策定。
 - **第1**：取引または一連の取引によって税制上の便益が発生するか
 - **第2**：当該取引は租税回避取引として識別されているか
 - ✓ 当該テストでは、取引の主な目的が税制上の便益を受けることであったかどうかを確認。取引にそれ以外の目的がある場合、当該テストの条件は満たされない可能性あり
 - **第3**：当該取引は、濫用行為であるか
 - ✓ 納税者の取引が、税制上の便益を得るために、税法の趣旨、目的または理念に反していないかをテスト

（出典） The Ultimate Tax Guide For Non-Residents | 2022 TurboTax® Canada Tips (intuit.ca); Modernizing and Strengthening the General Anti-Avoidance Rule - Canada.ca; Anti-avoidance Rules - Canada.ca

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策（義務的開示制度（MDR：Mandatory Disclosure Regime））

- **所得税法第237.4条に基づく義務的開示制度（MDR）により、「特定の取引」について、カナダ歳入庁 (CRA)への報告を義務付けている。**

概要

「特定の取引」とは、取引の主な目的が税務上の便益を得ることである「（租税）回避取引」であり、かつ、所得税法に規定する3つの特徴（①偶発手数料、②秘密保護、③契約上の保護）の内、少なくとも2つを充たしている取引である。

- 開始年：1989年
- 2021年：連邦予算計画において、所得税法上の義務的開示制度につき拡張を提案
- 2022年：財務省は、パブリック・コメント法案を公開
- 報告義務者：プロモーター（租税回避専門家集団）及び納税者
- 報告期限：報告対象取引となった年の翌年6月30日

報告対象取引：以下の3つの特徴のうち、少なくとも2つ以上を充たしている。

偶発手数料

プロモーター/税務アドバイザーは、取引に応じた、直接又は間接の手数料を受ける権利がある。

- 税制上の優遇措置/偶発的な税務上の便益
- 取引に参加した納税者の数/取引の税務上の影響について助言

秘密保護

プロモーター/税務アドバイザーは、租税回避取引を含め、回避取引の秘密保護を要求する権利がある。

- （国税大臣含め）いかなる人物にも、取引の税務処理の詳細を開示することが禁止される場合あり

契約上の保護

プロモーターによる保険/保証を含む取引に関する契約上の保護は、納税者/プロモーター/アドバイザーに提供される。

- 契約上の保護は、回避取引に関する税務上の取り扱いに拡張すべき

罰則

原則、プロモーター又は税務アドバイザーが受領する手数料の合計額である。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

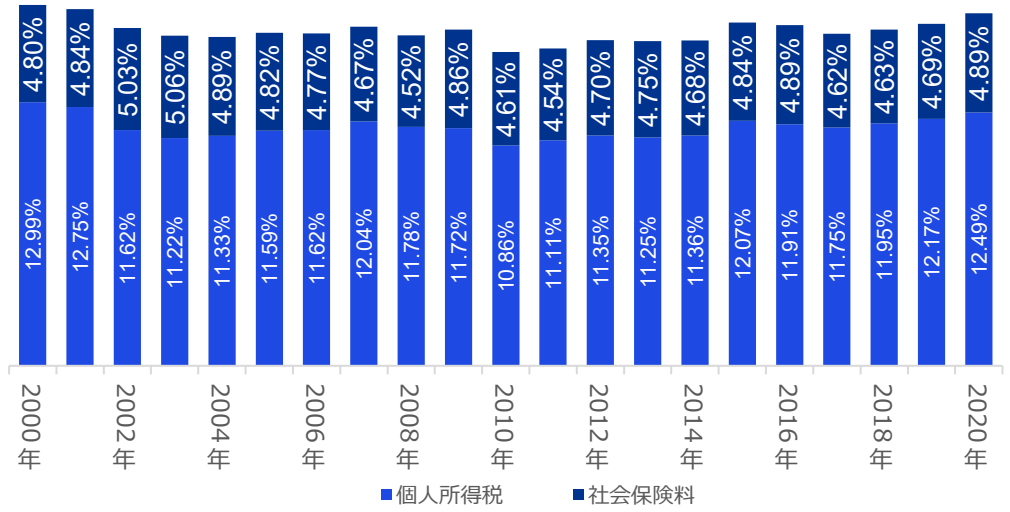
個人所得税統計データ（1/2）

- **2020年におけるGDPに占める個人所得税割合は12.49%、社会保険料の割合は4.89%であり、2000年からの10年で減少傾向だったものの、2010年からの10年間では増加傾向にある。**
- **2021年の個人所得税に係る歳入（45兆1,900億円）の内、70.64%が申告所得税である。**

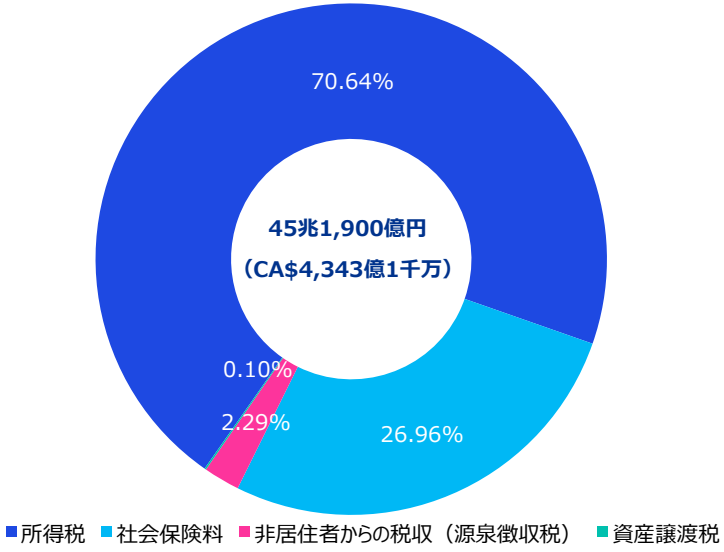
基礎データ（2020年）

GDP	157兆29百億円	人口	3,803万人	一人当たり所得	603万円	失業率	9.5%

GDPにおける個人所得税及び社会保険料割合（2000-2020年）（%）



個人所得税の内訳（2021年）



（出典） Unemployment, total (% of total labor force) (modeled ILO estimate) - Canada | Data (worldbank.org); Unemployment, total (% of total labor force) (modeled ILO estimate) - Canada | Data (worldbank.org); Details of Tax Revenue - Canada (oecd.org); Population estimates, quarterly (statcan.gc.ca); Add/Remove data - Revenue, expenditure and budgetary balance - General governments (statcan.gc.ca)

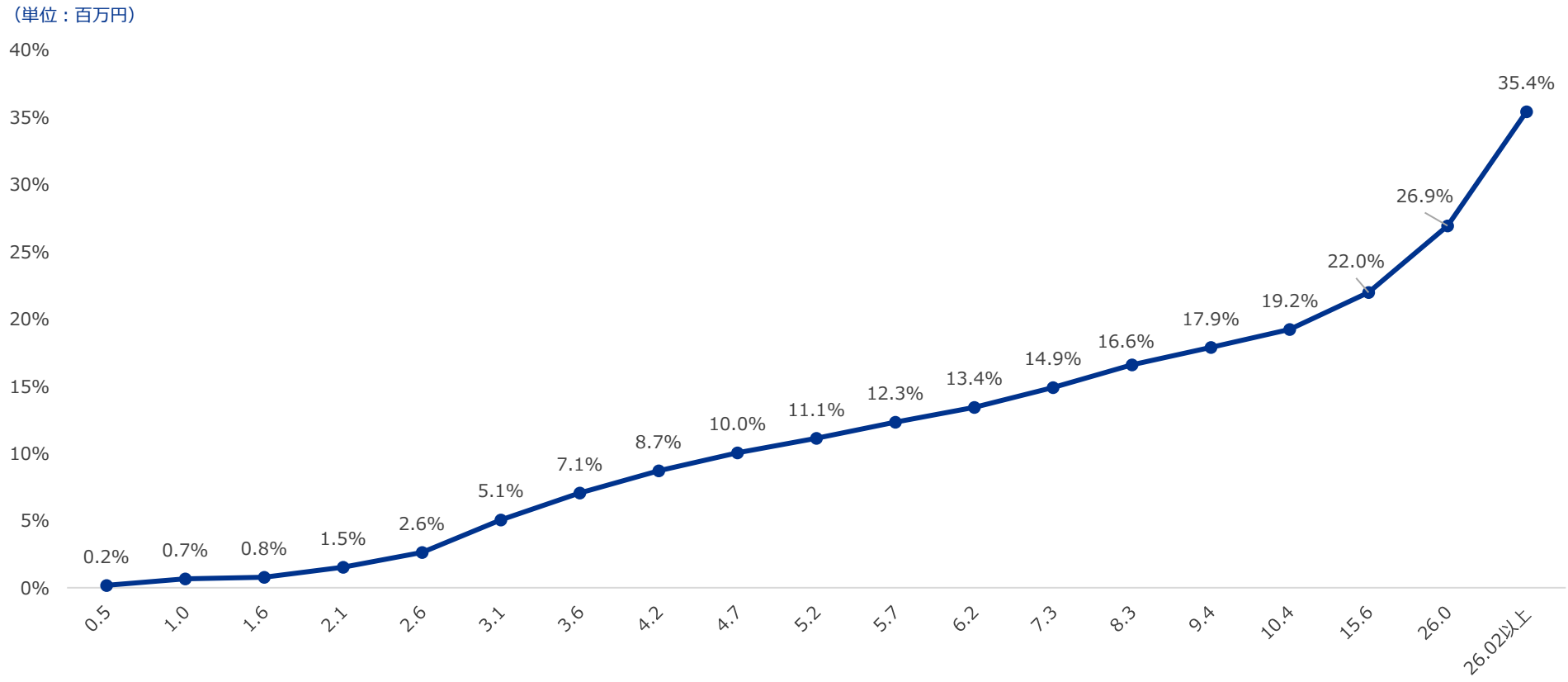
KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税統計データ（2/2）

- **カナダは総合課税のため、税額は所得と正の相関関係にある。**
- **2,600万円超の所得では、520万円の所得に比べて3.2倍、310万円の所得に比べて6.9倍税負担率が上昇する。**

所得区分別の調整後総所得に占める税額の割合（2019年度）



（出典） Selected T1 Statistics 2020 edition (for the 2019 tax year) - Canada.ca

KPMG

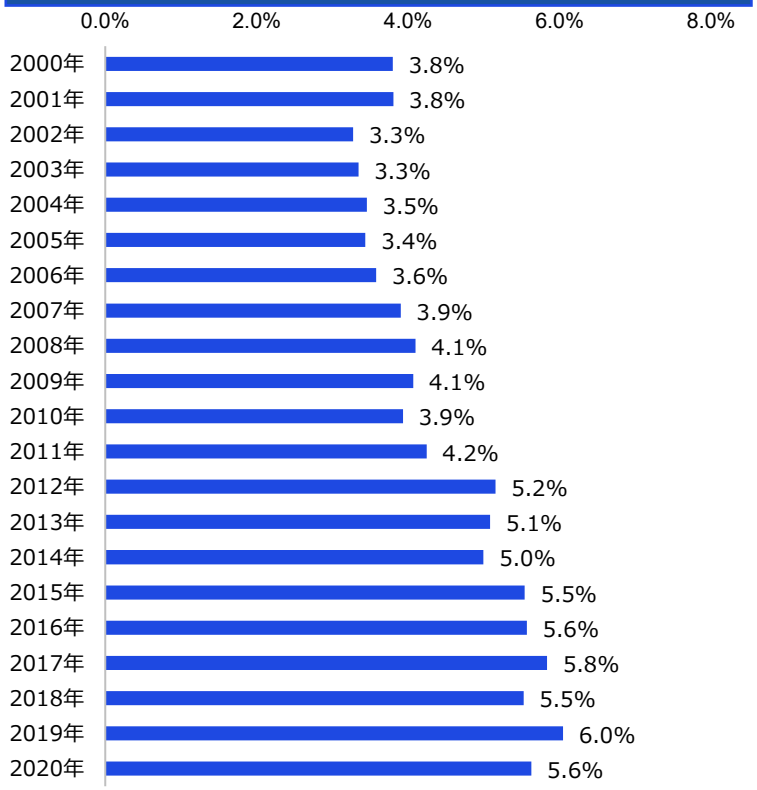
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

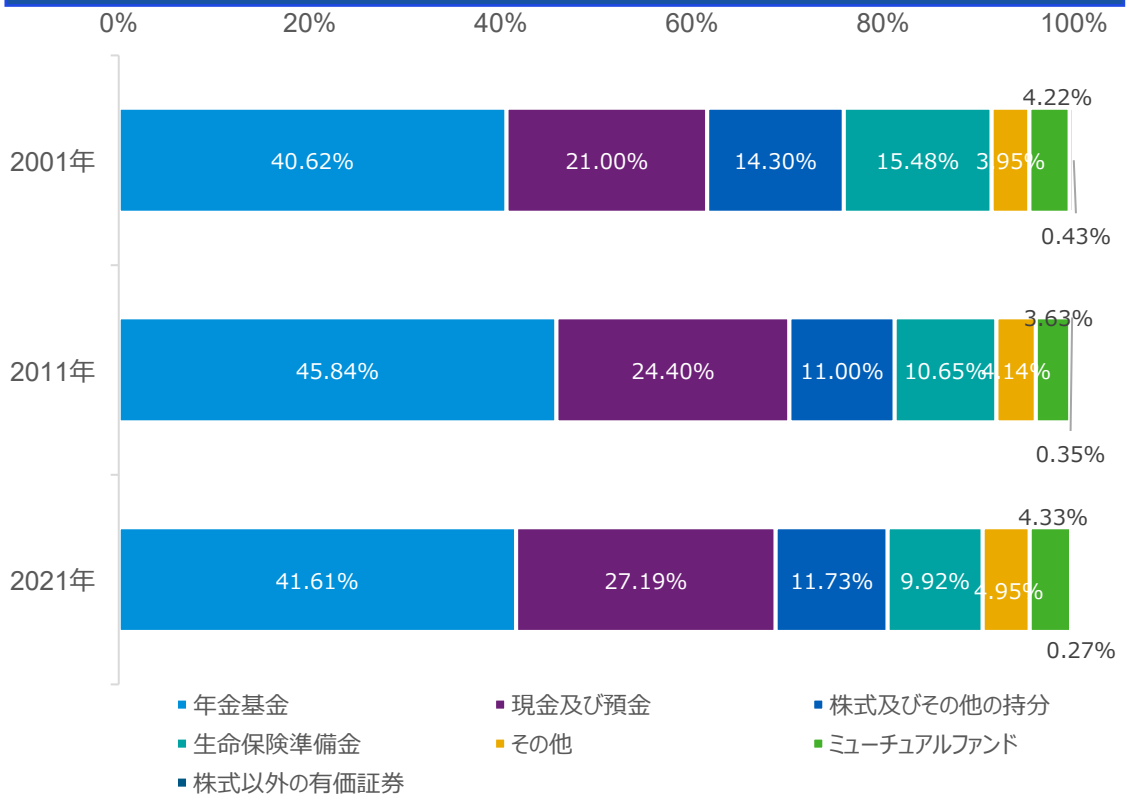
金融資産の保有状況

- **金融所得が家計総所得に占める割合は2000年から2020年の間に1.8%増加した。**
- **2021年の家計金融資産の内訳では年金基金が最も多く41.6%、次いで現金及び預金が27.1%であり、両者ともに2001年から増加している。一方で、株式及びその他の持分については、2021年は11.7%であり、2001年から減少している。**

金融所得が総所得に占める割合（2000～2020年）



家計金融資産の保有状況（2001～2021年）



（出典） Income of individuals by age group, sex and income source, Canada, provinces and selected census metropolitan areas (statcan.gc.ca); Add/Remove data - Revenue, expenditure and budgetary balance - General governments, provincial and territorial economic accounts (statcan.gc.ca)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

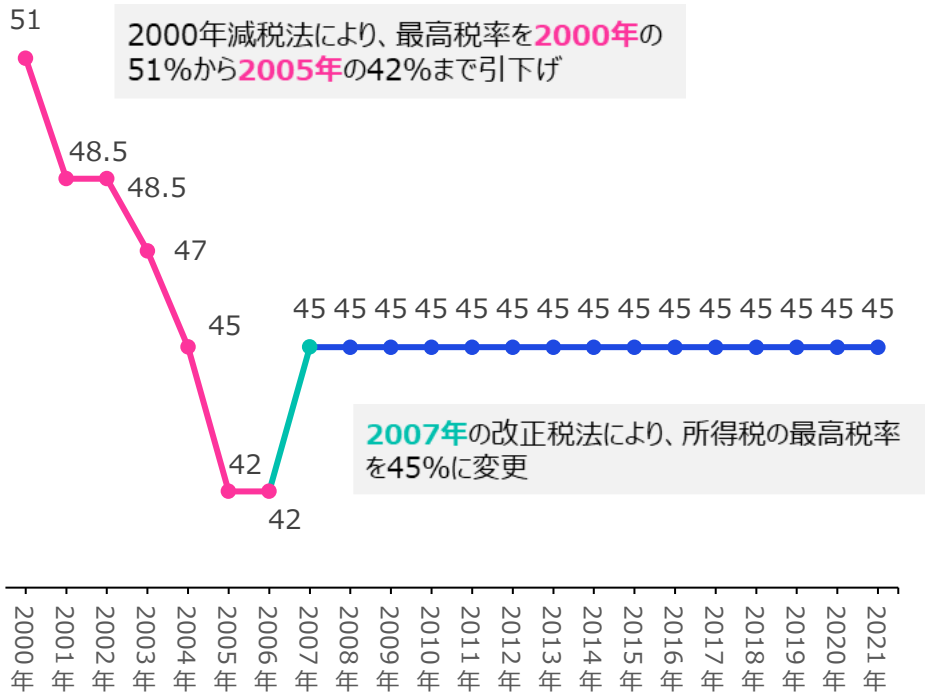
04 ドイツ

2000年以降のドイツ税制の主要動向

- **2000年減税法により最高税率を2000年の51%から2005年の42%まで引下げが行われた。**
- **その後、過度な税率引き下げの修正と課税の平等感を高めるため、2007年の税制改正により所得税の最高税率が45%に引き上げられた。**

2000年以降の主な所得税法改正

連邦個人所得最高税率（%）（2000～2022年）*1



2000年税制改正

- 個人所得税の主な改正は、2001-2005年の個人税率の引下げ関連と2001年と2004年における年金制度維持を目的とした大きな年金制度改革である。
- 個人の非課税限度額は、2001年は98万5千円（€7,235）、2003年は101万1千円（€7,426）、2005年には104万4千円（€7,664）と段階的に引き上げられた。他方、所得税の最低税率は、2001年の19.9%から、2005年には15%に低減。
- 2000年税制改正では、重要性のない保有の基準値が1%に引き下げられたため、キャピタルゲインが非課税となる可能性が低減した。
- 非課税で処分可能なキャピタルゲインは、主として、上場企業における小規模保有の株式のみである。

所得が比較的低い納税者に対する連帯付加税がほぼ廃止に

- 2021年1月1日現在、連帯付加税の適用は大幅に縮小。
- 課税所得が約953万円（€7万）以下の個別申告を行う個人には連帯付加税は課税されない。
- スライド式の基準が適用され、最大で5.5%の連帯付加税が適用されるのは、課税所得が約1,362万円（€10万）超の個別申告を行う個人のみである。
- 最大税率の適用は、総合課税の対象となる投資所得と、一律の税率が適用される労働所得である。
- 自営業者のうち、88%は連帯付加税免除、6.8%は最大税率より低い税率で課税

*1：グラフ内の税率には、連帯付加税及び教会税が含まれていない。

（出典） Germany Personal Income Tax Rate - 2022 Data - 2023 Forecast - 1995-2021 Historical (tradingeconomics.com); A Closer Look At Germany's New Reduction Tax Act 2001 - - Germany (mondaq.com);

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

連邦政府・州政府・地方政府の行政機構

- **ドイツは連邦制を採用する国家であり、それぞれが主権を有する16の州から構成される。**
- **市町村や郡といった地方政府は各州の下部組織とされ、各州が定める州憲法や市町村法により組織形態や事務が規定されるものの、憲法に相当する連邦共和国基本法において自治権が保障されている。**
- **ドイツの租税は共有税、連邦税、州税、市町村税に区分され、共有税以外の租税について、各税目に係る収益権・立法権・徴収権が連邦、州、市町村それぞれに配分されている。**

ドイツ統治の仕組み（立憲連邦共和制）

- 連邦制：連邦政府（中央政府）と13州と3都市州（ベルリン州・ハンブルク州・ブレーメン州）の州政府にて構成される。憲法に相当する連邦共和国基本法において、連邦政府及び州政府の権限について定めており、連邦政府・各州政府はそれぞれ主権を有する。州・準州政府は連邦政府の監督下に置かれておらず、州政府は、連邦政府の下位組織には当たらない。ただし、連邦共和国基本法において、連邦法は、州法に優先する旨、規定している。
- 地方政府は、州政府の下位組織であり、各州の州法において地方自治制度は規定される。

連邦政府（Bundesregierung）

- 3 つの別個の部門、すなわち立法府（内閣・連邦首相）・行政府（連邦大統領）・司法府（連邦裁判所）から構成される。
- 権限・責任：連邦共和国基本法において明確に付与されているものに限定される。
- 権限の例：
 - 外交・国防
 - 通貨
 - 関税
 - 郵便
 - 労働法
 - 交通法
 - 民法、刑法
 - 財政法など

州政府（Landersregierungen）

- 全ての州政府は、連邦政府同様、立法府（州議会）・行政府（州内閣・州首相）・司法府（州裁判所）の3部門にて構成される。
- 権限・責任：連邦共和国基本法において連邦政府に付与されているもの以外につき権限を有する。州政府の立法権として、教育制度、文化政策、地方自治制度、警察制度などを有するが、州政府の立法権は連邦政府に比して、非常に限定的である。一方で、行政権の分野では、連邦政府と比して、州政府に重点のある権力配分となっている。
- 各州は独自の憲法・法律を有するとともに、徴税、自治権及び公安管轄権を有する。また州の行政機関は州法の他に原則として連邦法の執行も担当する。

地方政府（Städte/Gemeinden）

- 各州法において、地方政府の設置を規定している。
- 地方政府には、都市区（Gemeinden： Stadtstaat/Kreisfreie Stadt/Stadt など）と地方区（Gemeinde：Amtsangehörige Gemeinde/Amtsfreie Gemeinde）がある。

（出典）ドイツ連邦共和国概略 - ドイツ外務省 (diplo.de)、世界の法制度　～欧州編～ (bizlawjapan.com)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（1/4）

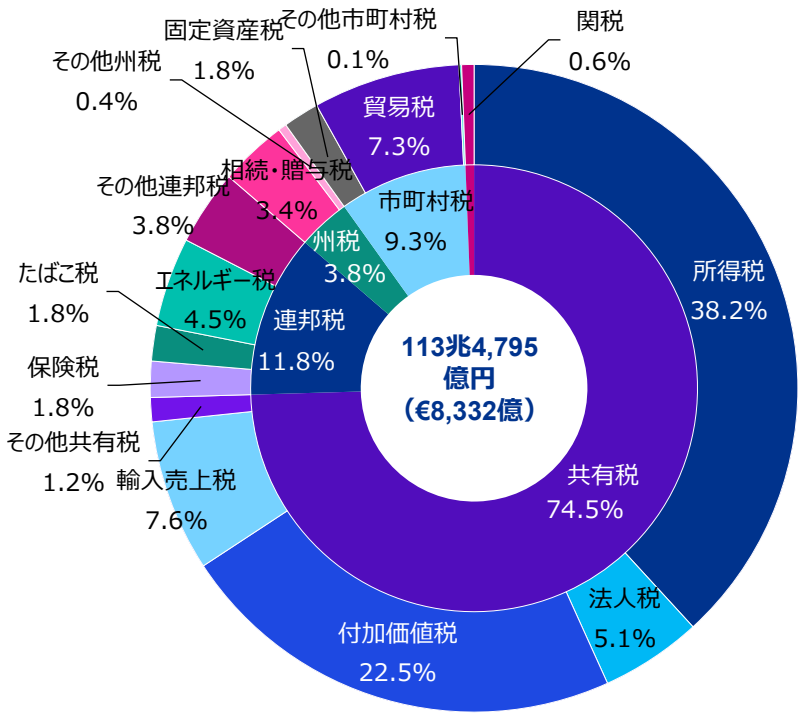
- **ドイツ連邦政府では、金融所得は源泉分離課税、それ以外の所得は累進税率による総合課税制度を採用している。**
- **州税としては所得税を賦課しておらず、共有税として所得税を賦課徴収し、連邦政府、州政府、各地方自治体に配分している。**

個人所得全般に係る課税制度

課税方式：総合課税と分離課税の組み合わせ

共有税	▪ 共有税は、ドイツ基本法第106条第3項の規定に基づき、連邦、州及び地方自治体が共同で徴収。共有税として徴収後、連邦政府・州政府・市町村に配分する。 ▪ 共有税の主な内訳項目は、所得税、法人税、付加価値税（VAT）、及び輸入売上税である。 ▪ 徴収主体：連邦中央税務庁（Budeszentralamt für Steurun） ▪ 税収総額に占める共有税の割合は、7割超
連邦税	▪ エネルギー税、たばこ税、保険税等を徴収 ▪ 連邦税として金融所得に係る税金を賦課していない
州税	▪ 16州あり、相続・贈与税、不動産取得税を徴収 ▪ 州税として金融所得に係る税金を賦課していない
市町村税	▪ 約11,000の市町村があり、固定資産税、貿易税等を徴収 ▪ 市町村税としては金融所得に係る税金を賦課していない

連邦政府　税金配分前の歳入内訳（2021年）



- 連邦課税制度における最大の源泉となってる項目は、所得税である。
- 2021年、連邦政府税金配分前の歳入の内、所得税は全体の38.2%（43兆3,249億円（€3,181億）である。

（出典） Statistisches Bundesamt Deutschland - GENESIS-Online: Tabelle abrufen (destatis.de)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（2/4）

- **ドイツ連邦では夫婦世帯について、共同申告と個別申告を選択でき、共同申告は個別申告の2倍の金額が基準値として設定されている。**
- **金融所得に係る税金は、原則として金融機関が源泉徴収することによって納付される。**

個人課税制度（ドイツ連邦政府）

ドイツ連邦政府による、個人所得税の概要は以下の通りである。

- 源泉別適用対象所得：全世界所得
- 共同課税：夫婦が離婚しておらず、双方とも給与支給がある場合、共同課税が可能
 - 課税所得区分の基準値が2倍
- 申告要件
 - ✓ 免税限度額（2022年：個人課税140万9千円（€10,347）共同課税281万9千円（€20,694）を超える所得を有する自営業者及びフリーランス
 - ✓ 雇用者は、以下のいずれかの場合、申告が必要（所得税法第46条第1項）
 - ① 複数の源泉から所得を得た場合で、補助所得（例：賃貸所得、年金、外国投資所得）が年間5万6千円（€410）超ある
 - ② 賃金代替手当（例：失業給付、疾病給付、出産給付）が年間5万6千円（€410）超ある
 - ③ 賃金税控除（Lohnsteuerabzug）又は諸手当（Freibeträge）を申請した場合、翌年度に申告必要（ただし、給与所得総額が、個人課税1,709千円（€12,550）共同課税3,255千円（€23,900）より小さい場合は申告不要）
 - ④ 国内配偶者の一方が、個人評価を申請した場合、再婚の未亡人、離婚した人
 - ⑤ 雇用主から特別手当（例：退職手当、勤続年数手当、休日手当）がある場合、翌年度に申告必要
 - ⑥ 実際の保険料が、源泉徴収された健康保険及び介護保険を上回った場合、申告可能。下回った場合には、給与所得総額が、個人課税 1,709千円（€12,550）共同課税3,255千円（€23,900）超の場合、要申告
- 基礎控除制度（Grundfreibetrag）：あり
- 課税年度：1月1日～12月31日（暦歴）
- 源泉徴収：雇用主は、賃金及びその他報酬の各支払額、金融機関は金融所得について源泉徴収義務あり
 - — 雇用主：連邦・州所得税（賃金税）、社会保険料、
 - — 金融機関：配当・利子にかかる税金、キャピタルゲイン税
- 申告納付：申告書記載の税額の支払義務あり
 - — 対象：「無制限納税義務者（Unbeschränkt Steuerpflichtige）」、すなわちドイツ国内に居住し、賃金税の課税対象となる賃金所得とは別の月額5万6千円（€410）以上の所得がある者
 - — 対象外：被用者が雇用主以外からの収入源を持たず、さらに自営業者ではなく、被用者としての労働だけに従事している場合は申告義務なし
- 申告期限 ：通常、課税年度終了の翌年**5月15日まで**
 - — 税務署に、申告期限の6週間延長申請可能
 - — 申告義務者が、申告期限までに申告書を提出しない場合、6～8週間の間に1カ月以内の提出を要求する通知が届く。
 - — なお提出しない場合には、罰金2万～4万1千円（€150～300）通告
- 予定納税
 - — 年4回（四半期ごとに分割納付）
 - — 納付期限： 3月10日、6月10日、9月10日、12月10日
 - — 課税年度の年間総収入予想の上、当該予測に基づき、四半期ごとに分割納付
- 還付特別審査（ Günstigerprüfung ）
 - — 申告義務者ではない者が、税務当局に対して、申告書の提出を通じて、優遇税制テストの依頼可能。税務当局は、納税者にとって税額が低くなる方を採用の上、税額を計算し、通知。
 - — 申請可能対象制度：投資所得（個人適用税率/一律税率）、児童手当 （児童手当/所得控除）、年金（特別控除/州手当）、交通費（発生費用/距離料金）

（出典） German tax system - Santandertrade.com; German tax system - Santandertrade.com、Mandatory Tax Assessment: Who has to file a tax return? (germantaxes.de)、What is the beneficial tax check? (Günstigerprüfung) (germantaxes.de)

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（3/4）

- 課税所得は、総合課税の対象となる7種類の所得の合計額から高齢者免除額、特別支出、所得控除を差し引いて算定される。
- 金融所得については、源泉分離課税により各所得に係る一律税率を乗じた金額が源泉徴収されることにより所得税が納付される。

個人所得税（総合課税）の基本計算式（ドイツ連邦政府）

	所得合計	7種類の所得（給与・事業・自営業・農林業・資本・賃貸・その他所得）の合計額から高齢者免除額*2を控除した金額
（－）	特別支出	所得税法第10, 10h, 33, 33c条等に規定する、事業支出・所得関連経費ではない支出（優遇措置付き私的年金、寄付金、病気などによる突発的な支出等）
＝	**調整後総所得**	
（－）	所得控除	例： — 勤務関連控除 — 人的控除 — 特定支出控除 — 賃貸所得控除 — 欠損金
＝	**課税所得**	
×	税率	金融所得は源泉分離課税で一律税率が適用される 上記以外の所得は、単身世帯、夫婦世帯ごとに4段階の税率（0%～45%）
＝	**総税負担額**	
（－）	税額控除	外国税額控除等（所得税法準則第4条1項）
（＋）	連帯付加税（Solidaritätszuschlag）	一定の限度額を超過した納税者が追加的に支払う税金
（＋）	教会税*1（Kirchensteuer）	教会メンバーの納税者が追加的に支払う税金
（＋）	営業税*1（Gewerbesteuer）	フリーランス・個人事業主が追加的に支払う税金
＝	**納税額または還付税額**	

*1：教会税及び営業税は、該当する場合のみ
*2：高齢者免除額（Altersentlastungsbetrag）：課税年度開始前に64歳以上の給与所得者が、控除可能な金額（所得税法第24条a）。控除金額の算定方法は、賃金及び他のすべての所得合計の14.4%（限度額2022年9万3千円（€684））。2005年から2040年満期までに、控除限度金額は段階的に減額。
（出典） German tax system - Santandertrade.com; Altersentlastungsbetrag - Tabelle, Berechnung 2022 und 2021 (mehrwertsteuerrechner.de)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：概要（4/4）

- **ドイツ連邦では、個人所得税を共有税として徴収し、連邦政府・州政府・市町村に対して、既定の配分比率で配分の後、各州間において徴税地主義に基づき再配分している。**

税収の分配

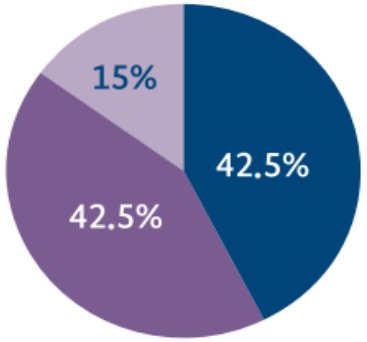
- 共有税（Gemeinschaftsteurn ）
 - 以下の税金については、連邦政府、州政府及び市町村の「共有税」として、税目別に定められた配分比率に応じて、連邦政府、州政府、市町村に配分。
 - ✓ 所得税
 - ✓ 法人税（連邦政府及び州政府のみに分配）
 - ✓ 付加価値税
 - ✓ 輸入売上税

- 税収総額に占める「共有税」の割合：74.5% （2021 年）

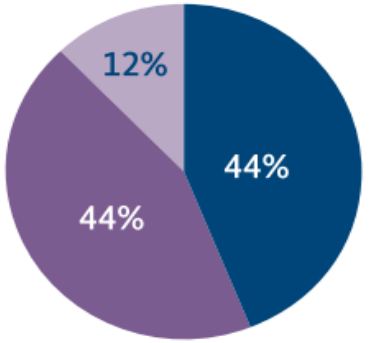
- 所得税の配分手法
 - 第一段階：垂直的分配
 - ✓ 既定の配分比率で、連邦・州・市町村に配分
 - ✓ 所得税（給与等）：42.5%・42.5%・15%
 - ✓ 所得税（キャピタルゲイン）：44%・44%・12%
 - 第二段階：水平的分配
 - ✓ 各州に帰属する税収につき、税収の一極集中を防止するため、州間で再配分する
 - ✓ 所得税は、徴税地主義（重要原則：居住地及び事業所原則）に基づき各州間で配分するため、州の財政力格差を調整する機能は有していない

共有税　配分比率

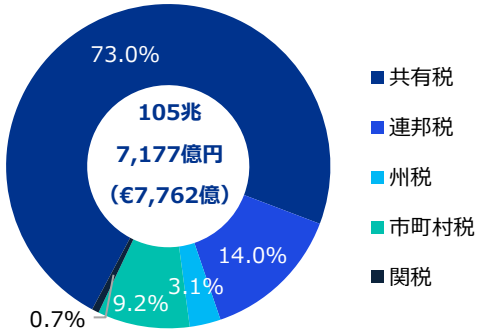
所得税（給与等）



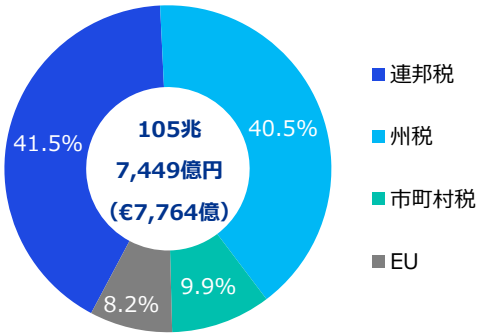
所得税（キャピタルゲイン）



共有税分配前　税収内訳 (2018)



共有税分配後　税収内訳 (2018)



（出典） WHAT ARE TAXES AND WHAT ARE THEY USED FOR? (bundesfinanzministerium.de) , Statistisches Jahrbuch 2019 (destatis.de), Finanzen der Bundesländer: Im Schatten des Bundes - Deutsche Bank Research (dbresearch.com) 、海外調査報告書 (mof.go.jp)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

ドイツ連邦独自の税制

- **ドイツ連邦独自の税金として、連帯付加税、教会税、営業税がある。**
- **旧東独地域支援を目的とするものや教会グループに所属している場合に課されるものがあり、独自性が強い。**
- **営業税はフリーランス、個人事業主を対象とする税制で、各地方自治体が最終的な課税責任を負う。**

主な税目

連帯付加税

- 連帯付加税（Solidaritätszuschlag）とは、東西ドイツ統一にあたり旧東独支援を目的として創設された、全国民に課される税金である。
- 税率：所得税額の5.5%
- 非課税制度：非課税適用条件は、以下の通りである。

時期	適用条件
～2020年12月31日	個別申告：13万2千円（€972） 共同申告：26万5千円（€1,944）
2021年1月1日～	個別申告：230万9千円（€16,956） 共同申告：461万9千円（€33,912） • 非課税限度額が引き上げられ、納税者の約90%が非課税、約6.5%は軽減 • 非課税限度額を超過した場合、スライド式の基準を適用し、5.5%が適用されるのは個別申告1,318万7千円（€96,820）、共同申告2,637万4千円（€193,641）の場合）

- 連帯付加税の非課税適用除外：一般的な投資所得に課される一律25%の所得税は免除とならない

教会税

- 教会税（Kirchensteuer）とは、代表的な教会グループ（プロテスタント・カトリック等）に所属している場合に課される税金である。
- 税率：居住地により異なる
 - Bavaria州・Baden-Württemberg州：所得税額の8%
 - その他の州：所得税額の9%
- 適用対象者：教会のメンバー*1である場合にのみ適用

営業税

- 営業税（Gewerbesteuer）とは、事業所得納税者に対して課される地方税である。
- 対象：フリーランス・個人事業主（医師・弁護士・芸術家等の自由業者は納税義務なし）
- 非課税額：個人及びパートナーシップに対し、333万7千円（€2万4,500）適用
- 最終的な課税責任：各地方自治体

*1：教会法により、洗礼を受けた場合には自動的にキリスト教会のメンバーとなる。教会税の支払いを停止したい場合には、地元の裁判所にパスポートと手数料（€30）を提示し、脱退申し立てをする必要がある。
（出典） German tax system & Taxes in Germany (iamexpat.de); Social security in Germany (Sozialversicherung) (iamexpat.de)、Bundesfinanzministerium - Fragen und Antworten zur weitgehenden Abschaffung des Solidaritätszuschlags

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

総所得の主要な決定要素（1/2）

- **ドイツの個人所得には、給与所得、事業所得、自営業所得、農林業所得、資本財産所得、賃貸所得、その他の所得の7種類が所得税法にて規定されており、原則として資本財産所得は源泉分離課税、それ以外の所得は総合課税にて税額が算定される。**

総所得の主要な決定要素には以下のものが含まれる（所得税法第2条第１項）：

給与所得

- 給与所得とは、従業員が雇用主から受け取る給与等に係る所得であり、以下のものが含まれる。
- 賃金、雇用関係に伴う現物給付、退職金、孤児及び寡婦年金、病気休暇手当、印税等
- 課税対象：超過所得収入（総所得から所得関連費用を控除した純所得）
- 雇用主は、従業員の納税者識別番号をもとに、税務当局に、毎月、源泉徴収払で納付（年間所得税の前払い）
- 源泉徴収額：①給与、②税率区分、③各種手当（労働関係経費、特別経費、特別負担金等）に基づき計算

【非現金給付（Sachzuwendungen）】（所得税法第9条8項（２））

- 概要：雇用主は従業員に非現金給付として、月額最大6万8千円（€50）支給可能であり、当該金額は（社会保険料を含め）非課税である。
- 対象：食品、燃料、公共交通機関、ドイツ語コース、健康増進目的のジム等費用、育児関連費用
- 罰則：最大限度額より1セントでも多く支払った場合には、全額課税対象となる

事業所得

- 事業所得は、①独立して、②継続的に、③利益を得る目的で行われる、④一般的な経済活動であり、所得税法上の他の所得（農林業、自営業、資本財産）に該当しないものである。
 - 例：商業施設、人材派遣会社（保険代理店等）、レストラン、カフェ、サービス企業等
 - 課税対象：利益（事業収入から事業経費を控除し、利益を決定）
 - 原則、納税者による申告納付

自営業所得

- 自営業所得は、所得税法上の構成要素は事業所得と同じだが、以下のものが含まれる。
 - フリーランス収入（教育・科学・芸術等の従事者、医師・税理士・建築士等の専門職）、州宝くじ収入、他の自営業主からの収入、PEファンド報酬
 - 課税対象：「利益」
 - 原則、納税者による申告納付

農林業所得

- 農林業所得は、農業及び林業から得る所得であり、以下のものが含まれる。
 - 農業、林業、園芸、苗床経営、漁業、養殖業、養蜂、種苗生産、狩猟収入、畜産、森林組合等の収入等
 - 課税対象：「利益」
 - 原則、納税者による申告納付

（出典） WHAT ARE TAXES AND WHAT ARE THEY USED FOR? (bundesfinanzministerium.de); EStH 2021 - § 2 – Umfang der Besteuerung,… (bundesfinanzministerium.de); ▷ Einkünfte aus Kapitalvermögen: Definition, Erklärung & Beispiele (studienretter.de) ; Einkünfte aus Land- und Forstwirtschaft ⇒ Lexikon des Steuerrechts – smartsteuer; Sachzuwendungen an Mitarbeiter – Das hat sich 2022 geändert (das-unternehmerhandbuch.de)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

総所得の主要な決定要素（2/2）

- **資本財産所得は、主に利子、配当、株式譲渡益から構成され、利子・配当所得と株式譲渡所得でそれぞれ一律の税率を乗じて税額が算定される。**

総所得の主要な決定要素には以下のものが含まれる（所得税法第2条第１項）：

資本財産所得

- 資本財産所得とは、（金銭）資本の使用の移転に伴うすべての支払いであり、資本の使用による成果である。金融所得（利子所得・配当所得・株式譲渡所得）はここに含まれる。
 - 例：法人株式からの収入、投資ファンドからの株式配当、抵当権からの利息、土地手数料、親戚との融資契約、有価証券の複利計算・割引計算、年金債務からの年金等
 - 「移転」事由：株式取得、抵当権設定、年金債務付与、為替手形取得等
 - 事業投資からのキャピタルゲインは、事業所得として課税（事業所得の税率適用）
 - 課税対象：「売却益」
 - 原則、納税者による申告納付

賃貸所得

- 賃貸所得とは、①賃貸料、及び②賃借人が支払う追加的な光熱費である。
 - 課税対象：「利益」
 - 広告経費の控除：賃貸住居物件を地域の家賃相場の50%未満の家賃で提供した場合、貸主は広告経費を家賃収入から控除して所得金額を算出できる優遇措置がある
 - 原則、納税者による申告納付
 - 非課税措置あり

その他所得

- その他所得は、所得税法第22条に定義された、以下のものである。
 - 法定年金制度からの年金・終身年金、保険料収入、国会議員報酬、私有財産の賃貸（芝刈り機の少額賃貸）等
 - 課税対象：「利益」
 - 原則、納税者による申告納付

（出典） Household accounts - Household financial assets - OECD Data; WHAT ARE TAXES AND WHAT ARE THEY USED FOR? (bundesfinanzministerium.de); EStH 2021 - § 2 – Umfang der Besteuerung,… (bundesfinanzministerium.de);) ▷ Sonstige Einkünfte » Definition, Erklärung & Beispiele + Übungsfragen (bwl-lexikon.de) ; ▷ Einkünfte aus Kapitalvermögen: Definition, Erklärung & Beispiele (studienretter.de)、【ドイツ】[立法情報]2020年税制法の制定（小特集 新型コロナウイルス感染症対策（11）） (ndl.go.jp) 、Wie Alterseinkünfte besteuert werden (bundesfinanzministerium.de)

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税：税率

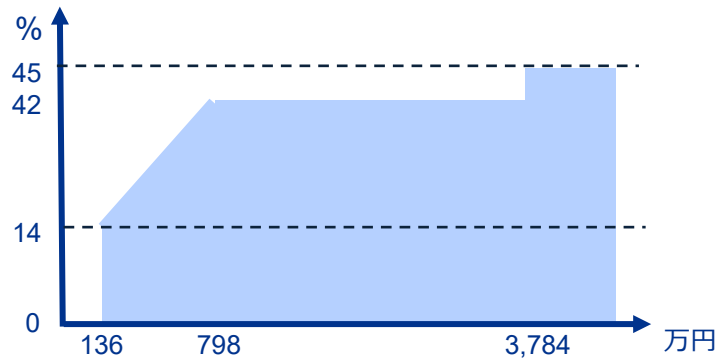
- **源泉分離課税がなされる資本財産所得を除く給与所得、事業所得、自営業所得、農林業所得、賃貸所得、その他の所得の6種類の所得の合計に対して、単身世帯、夫婦世帯ごとに4段階の累進税率が設定されており、夫婦世帯では合算申告と個別申告が選択できる。**
- **連邦政府による個人所得税の所得範囲別の総合課税の税率は、以下のとおりである。**

個人課税制度（連邦政府）

- 税率【総合課税】
 - 対象：所得税法第2条第1項記載の7種類の所得
 - 136万円以下の課税所得：ゼロ税率（非課税）
 - 136万円超799万以下の課税所得者：累進税率
 - 799万円超の課税所得者：限界税率

個別申告の課税申告区分		共同申告の課税所得区分		税率
下限	上限	下限	上限	
0円 (€0)	136万円 (€9,984)	0円 (€0)	272万円 (€19,968)	0%
136万円 (€9,985)	798万円 (€58,596)	272万円 (€19,969)	1,596万円 (€117,192)	14-42%
798万円 (€58,597)	3,784万円 (€277,825)	1,596万円 (€117,193)	7,568万円 (€555,651)	42%
3,784万円 (€277,826)	左記以上	7,568万円 (€555,652)	左記以上	45%

【税率構造】



（出典）German tax system - Santandertrade.com

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得の基本的事項

- **利子・配当所得とキャピタルゲインそれぞれに一律の税率が設定されている。**
- **損益通算には、実現株式損益と実現一般損益の2種類の区分があり、第1段階では区分ごとに損失と利益の相殺がなされる。第2段階では相殺しきれなかった実現一般損失を実現株式利益と相殺することができるが、実現株式損失を実現一般利益と相殺することはできない。**

主な税目

利子・配当所得

- 配当・利子所得とは、投資ビークルとしてドイツ企業が株主に分配する配当金、銀行預金利息等である。
- 源泉分離課税（所得税法第32d条）
 - 2009年改正前は、他の所得と同様、配当所得・利子所得ともに、総合課税であった
 - （改正前）配当所得の課税所得：受取額×50%
- 税率：原則一律25%（該当する場合、税額に対し5.5%の連帯付加税が併せて適用され、実効税率は26.375%＋教会税となる）
- 関連経費の控除不可
- 投資家年間控除（Freistellungsauftrag）*1：対象
- 還付特別審査（Günstigerprüfung）*2の申請：可
 - 投資家年間控除（Freistellungsauftrag）が十分に活用されていない：超過支払税額につき、還付可能
 - 個人所得税率が25%未満：一律税率の25%と適用個人税率との差額につき還付申請
 - 法人株式を25%以上所有（勤務している会社の場合：1%以上）：配当金の60%につき、個人所得税率による課税可

キャピタルゲイン

- キャピタルゲイン税（Kapitalertragsteuer）とは、価値が上昇した資産の売却または処分によって生じた利益に対する税金であり、対象資産は、株式・債権・類似の投資に限定される。
- 源泉分離課税
- 税率（所得税法第43a条）
 - 原則一律25%（該当する場合、実効税率は26.375%＋教会税）
 - 2009年1月1日より前に取得した資産：非課税
 - 農業・事業等に付随するキャピタルゲイン：その所得に含めて課税されるため、当該所得に係る税率が適用
- 損益通算の範囲・繰越等：同種の金融商品間で損益通算。原則、損失は無期限繰り越し
- 投資家年間控除制度：対象
- 還付特別審査の申請：可
- 取得価格の計算方法：先入先出法

（その他のキャピタルゲイン（andere Wirtschaftsgüter）に係る税金）

- 対象資産：不動産・動産（金・絵画等）
- 税率：通常の総合課税
- 課税税対象：最低保有期間以上保有している資産

資産の種類	最低保有期間	非課税
不動産	10年 (自宅：居住期間2年)	左記以外 (自宅：取得から売却までの全期間居住)
動産	1年	左記以外

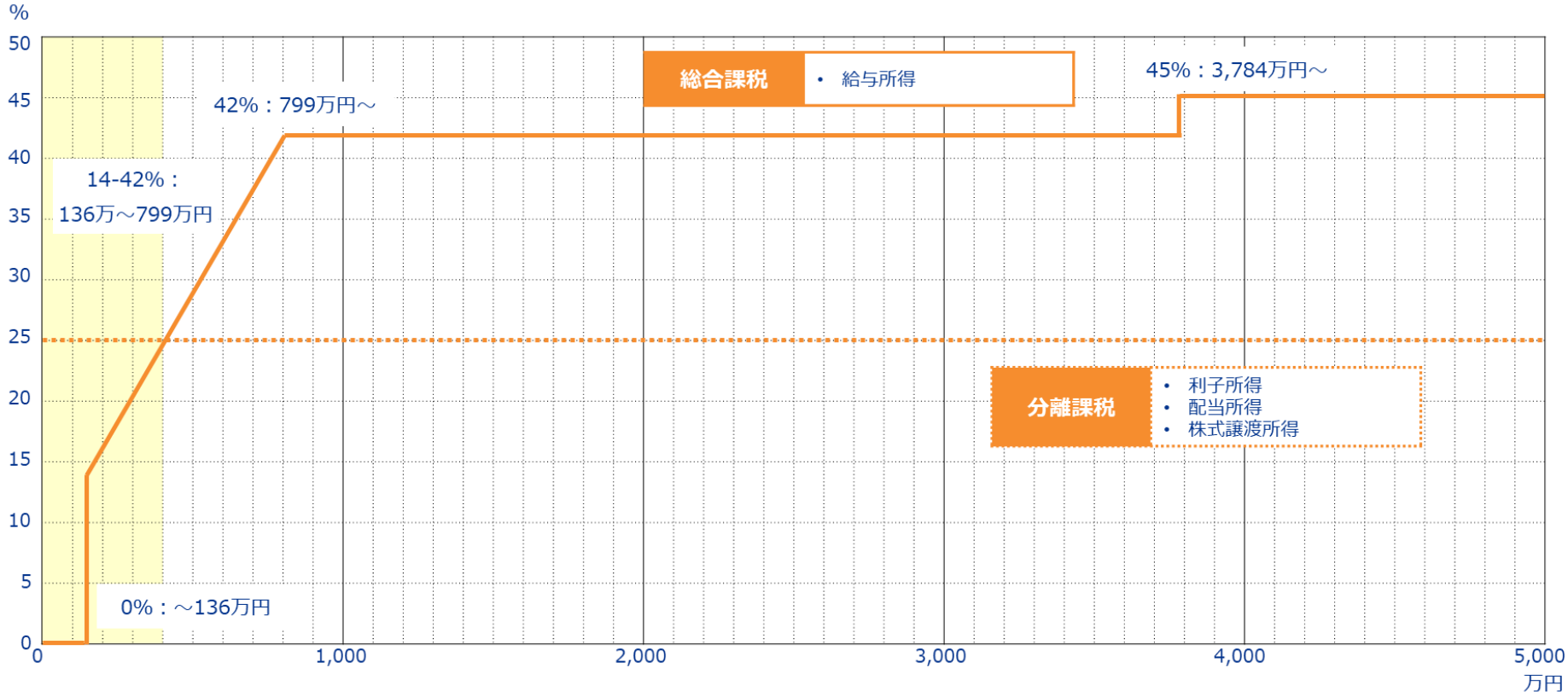
*1：93ページ参照
*2：94ページ参照
（出典）Taxation and Investment in Germany 2017 (deloitte.com)；German tax refund - Steuerkanzlei Pfleger (expertise.tax)；ExpatFinance.us - Investment taxes、https://www.finanzfluss.de/geldanlage/verlusttoepfe/

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得に係る課税方式・税率構造

- ドイツでは、金融所得につき源泉分離課税を採用し、一律の税率を適用している。そのため、低所得者（グラフ薄黄色の所得層）は、源泉分離課税を採用している金融所得に対して、申告により総合課税を選択することにより、より有利な税率を適用できる。
- 一方で、一定水準を超える所得者（グラフ白色の所得層）は、全所得に占める金融所得の割合が増加するにつれて、個人所得税負担率が低下する。



© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

所得控除（Steuerabzug）（1/3）

- **所得合計から特別支出を差し引いた調整後総所得から、勤務関連費控除、賃貸所得控除、特定支出控除、欠損金控除、人的控除を差し引いて課税所得を算定することが可能である。**

主な所得控除

勤務関連費控除

- 全ての従業員は、課税所得から勤務関連経費を控除可能
 - — 控除可能上限額（2022年）：経費16万3千円（€1,200）まで申告書の提出なく控除可能（上限金額を超過する経費：申告書を提出義務あり）
 - — リモート特例：在宅勤務1日681円（€5）控除可能（最大年間8万2千円（€600））
 - — 税務署から証拠書類（請求書等）の提出を要求される場合あり
 - — 経費の払戻しを受けている場合は、控除不可
- 控除可能な経費：出張費、作業設備費、保険料、引っ越し費用、研修費用、専門機器購入費、自動車距離料金（年間限度額61万3千円（€4,500））、公共交通費、（別都市で勤務のため）二か所住宅維持賃貸費用等

賃貸所得控除

- 非課税・軽減税率が適用される場合は、以下の通りである。

年間賃貸所得	取扱い
～5万6千円（€410）	非課税（貸主の主たる住居の賃貸の場合：約7万8千円）
5万6千円（€410）～11万2千円（€820）	軽減税率適用
11万2千円（€820）超	控除の適用なし

特定支出控除

- 追加児童手当（キンデルズシュラグ/Kinderzuschlag）：全世帯向けの児童手当（キンダーゲルド/Kindergeld）に追加して、低所得世帯向けに給付される所得控除付きの児童手当
 - — 対象：低所得世帯に適用
 - — 規則が複雑なため、控除には相談が必要
 - — 年間限度額：128万1千円（€9,408）
- 教育控除
 - — 対象：保護者と同居していない19歳以上の学生
 - — 海外留学中の子女にも適用可能（ただし、控除額減額の場合あり）
 - — 年間限度額：12万6千円（€924）
- 投資家年間控除（Freistellungsauftrag）：
 - — キャピタルゲイン（株式等）・配当金・利子控除額：単身10万9千円（€801）、夫婦共同申告21万8千円（€1,602）
 - ✓ 当該控除額は、全金融機関を通じての上限合計額
 - ✓ 利用には、金融機関への申請（2011年1月1日以降は、納税者識別番号（IdNr）の提出義務あり）が必要

 （例）単身者、銀行2行から配当所得
 1つの銀行に、€500の投資家年間控除を申請した場合、もう1つの銀行には、€301の投資家年間控除しか申請できない。
 - — キャピタルゲイン（株式以外）控除額：8万2千円（€600）

欠損金控除

- 課税年度において発生した事業に係る欠損金は、最大1億3,619万9千円（€100万）を翌年に繰り越しまたは前年に繰り戻すことが可能。

（出典） Social security in Germany (Sozialversicherung) (iamexpat.de)、https://tranio.com/articles/income-tax-in-Germany; Germany - Individual - Income determination (pwc.com)； German tax refund - Steuerkanzlei Pfleger (expertise.tax)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

所得控除（Steuerabzug）（2/3）

- **人的控除には教育費や育児費用、児童手当に相当するものなどのほか、政府補助付き私的年金や優遇税制付き私的年金に係る控除制度もある。**

主な所得控除

人的控除

以下の特別経費（Sonderausgaben）の控除が可能である

- 慰謝料支払い：離婚後の元配偶者に対する支払い
 - 年間限度額：188万円（€13,805）
- 子の教育費：EU又はEEA加盟国が認可した私立学校の授業料対象
 - 年間限度額：授業料の30%又は（ドイツ国内の学校の場合）子1人につき68万円（€5,000）
- 育児費用：14歳未満の子または障がいを持つ子が対象
 - 年間限度額：子1人につき54万5千円（€4,000）
- 児童手当所得控除（キンダーフレイベトラグ/Kinderfreibetrag）：比較的収入の高い世帯は、還付特別審査（Günstigerprüfung ）を申請することで、非課税の児童手当（キンダーゲルド/Kindergeld）よりも税金優遇額が大きい場合がある（計算方法：右参照）
 - 年間控除額：子一人につき、114万2千円（€8,388）
 - 児童手当（キンダーゲルド/Kindergeld）の月次受領金額は、以下の通りである。

子供の人数	月次金額
1人目、2人目	各自、30千円（€219）
3人目	31千円（€225）
4人目、以降	各自、34千円（€250）

- 慈善団体への寄付：ドイツの慈善団体または認知されている国際的な慈善団体への寄付
 - 年間限度額：調整後総所得の20%
 - 教会税も全額控除可能



（出典） Social security in Germany (Sozialversicherung) (iamexpat.de)、https://tranio.com/articles/income-tax-in-Germany; Germany - Individual - Income determination (pwc.com) ; German tax refund - Steuerkanzlei Pfleger (expertise.tax)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

所得控除（Steuerabzug）（3/3）

主な所得控除

【年金制度改革（2001年改革／2004年改革）】

少子高齢化の中、年金制度維持を目的として、2000年代に、大きな年金制度改革を2回実施
2001 年：老齢資産法 （AVmG：Altersvermögensgesetz ）により、若い世代の長期的な年金保険の活用を目的として、保険料率上昇を抑制するため公的年金給付水準を引き下げる代わりに、優遇税制年金であるリースター年金（Reister Rente）を導入
2004年：年金課税方式の段階的変更（拠出時課税・給付時非課税方式→拠出時非課税・給付時非課税方式）及びリュースター年金の対象外となった自営業者等向けの新たな優遇税制年金のリューリップ年金（Rürup Rente）を導入
また、公的年金の不足を補う資産形成支援の一環として、公的及び私的年金保険からの年金受給額につき、課税方式を変更し、従来は完全非課税であったが、2005-2040年までの間に徐々に完全課税に変更する一方で、従来拠出時課税であった保険料につき、拠出時非課税とし、2005-2025年までに段階的に所得控除割合を増加（60-100%）させている。
対象：公的年金、政府補助のある私的年金(ルースター年金・リュールップ年金・企業年金)

受給額の課税率：年金支給開始の最初の年度に応じて、課税率と非課税の固定額が決定される
2005年まで：課税率50%、2006年～2020年まで：課税率年2%上昇、2021年～2039年：課税率年1%上昇、2040年～：100%課税

人的控除

- リュースター年金（Reister Rente）
 - 概要：政府の直接補助金（対象：加入者の保険料）又は所得控除を通じた間接的な補助金のいずれか有利な方を税務署が選択する、政府補助付き私的年金制度である。
 - 開始年：2002年
 - 経緯：公的年金の給付水準引き下げに伴うマイナス部分を私的年金で補完
 - 受給資格：公的年金制度加入者
 - 所得控除上限額：年間保険料支払額28万6千円（€2,100）
 - 保険料：政府補助金満額受領には総所得の4%
 - 政府補助金：一人当たりの金額は、以下の通りである。

	大人	子ども	
		2008年以前	2009年以降
補助金額	2万4千円（€175）	2万5千円（€185）	4万1千円（€300）

- リューリップ年金（Rürup Rente）
 - 概要・経緯：リュースター年金の対象とならなかった層（自営業者・フリーランス等）向けの、優遇税制付き私的年金制度である。
 - 開始年：2005年
 - 受給資格：公的年金に加入しておらず、リュースター年金の受給資格がない者
 - 最大年間所得控除（2022年）：納税区分に応じて、以下の通りである。

納税区分	最大年間所得控除金額
単身	349万2千円（€25,639）
夫婦共同	698万4千円（€51,278）

 - 特徴：
 - ✓ 途中解約不可、保険料支払停止可（最低保険料金額の規定はない）のため、収入が安定的でないフリーランスに便利
 - ✓ 退職時以降毎月払い（一括払い不可）

（出典） BZSt - Altersvorsorge、Riester Rente | Riester policy in Germany (mw-expat.com)、Rürup pension in Germany | For employees & self employed (2023) (ngontinh24.com)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

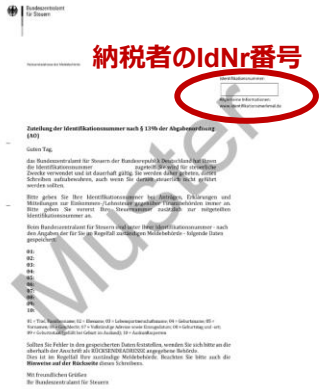
金融所得捕捉の仕組（共通番号制度）

- **ドイツの納税者識別番号（IdNr）は、2008年に導入され、すべての納税者に対して付与される11桁から成る番号であり、子ども手当の支給等の税務プロセスに利用するため、子どもに対しても付与される。利用範囲は、雇用者源泉徴収額計算、金融機関への投資家年間控除の申請、入力済みの電子納税申告書や電子文書の自動処理等の税務目的に限定される。**

納税者識別番号（IdNr：Steuertichen Identifikationsnummer）

- 概要：ドイツ連邦財務省（Bundesministerium der Finanzen）が、課税その他の事務手続きを簡素化するために、ドイツで納税するすべてのものに対して付与する11桁の固有の番号
 - 開始年：2008年
 - Steuernummer（税番号）：税務署が申告に際して自動付番する13桁の番号。引っ越し等で管轄税務署が変更するごとに番号も変更。
 - 2022年、14桁の電子納税者識別番号（e-TIN）*1との併用終了
 - 電子申告（ELSTER）を利用した場合の入力済みの電子納税申告書の作成や電子文書の自動処理等の税務管理サービス等の課税プロセスに利用
 - 雇用主が、従業員への賃金支払及び源泉徴収税額の計算に際して利用（従業員がIdNrを提出しない場合、最高税率で源泉徴収）
 - 2011年1月1日以降の投資家年間控除の申請に際して、金融機関に提出義務化
- 対象：ドイツの市民登録簿に住民登録しているすべての納税者及び住民登録がない場合であってもドイツで納税しているすべての納税者
 - 永久に有効(例：引っ越し、結婚による姓変更、婚姻状況の変更等により変更なし)
- 子どもの取扱：取得必要
 - 所得税法に基づき、ドイツに住民登録又は居住する自然人は、出生時に対象
 - 子ども手当の給付、免除命令、ドイツ年金基金からの給付金（孤児年金）の支給等の税務プロセスにおける識別に必要
- IdNrデータ保護
 - 税務当局のみ、個人データの利用可能（財政法第139b(2)条）
 - 法律上、健康保険会社など、税務目的でデータを提出することが義務付けられている場合（健康保険会社など）のみ伝達可能。ただし、個人データは受領不可。
 - データ保存期間：納税者死亡した暦年の末日後、20年以内に削除
 - 不正使用の場合：罰金あり（最高136万円（€10,000））
- 個人データの主な内容：連邦中央税務庁（BZSt）が保管（財政法第139 b条(3)）
 - 雇用者識別番号
 - 姓
 - 名
 - （該当する場合、旧姓）
 - 学位
 - 生年月日及び出生地
 - 性別
 - 現在又は最後の住所
 - 管轄税務署
 - 死亡年月日
 - 入国日及び出国日

【IdNr 通知書サンプル】



- 追加データ内容：雇用主に対して、賃金税額控除に関する情報を提供する目的で、連邦中央税務庁（BZSt）が保管（所得税法第39e(2)条 ）
 - 宗教
 - 婚姻状況（扶養配偶者等有りの場合：配偶者/パートナーのIdNr追加）
 - 未成年の子どものIdNr
- 従業員による非開示選択：従業員の申請に基づき電子税控除情報は発行され、婚姻状況・控除関連情報につき、雇用者に開示したくない場合には、申請により納税者区分の自動設定や電子情報の転送は解除され、雇用主に開示されないことが保証されている。（所得税法第38b(3)条）

*1：電子納税者識別番号（e-TIN：elektronische Transfer-Identifikations-Nummere）は、所得税法第41b条第2項に基づき、ELSTER電子申告導入に際して、雇用主が（従業員の納税番号を知らない場合に）管轄税務署に給与データを送信するに際して、生成する番号である。

（出典）BZSt - tax identification number、BZSt - Steuerliche Identifikationsnummer、BMF_Monatsbericht.pdf、What is the German VAT ID number? (consultinghouse.eu)、BZSt - Questions and answers、Tax ID Germany (steuerliche Identifikationsnummer) (iamexpat.de)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得捕捉の仕組（法定資料制度）

- **ドイツにおける、個人の金融所得に係る税金は、全て一律25%の源泉分離課税（Abgeltungsteuer）であり、金融機関等が直接、税務当局に納税する。金融機関等は、所得税法（EStG）第45a条第2項に基づき、納税者に対して、納税証明書（Steuerbescheinigung）を交付しなければならない。**

金融所得等の種別	給与		利子	配当	株式譲渡
提出書類	様式なし	賃金税証明書（Lohnsteuerbescheinigung）	納税証明書（Steuerbescheinigung）		
根拠条文	所得税法 第38-39f条	租税基本法 第93条 第1項	所得税法 第45a条第2項		
主な目的	2013年以降、雇用契約開始に伴う、従業員登録及び電子賃金税源泉機能（ELStAM：Elektronische LohnSteuerAbzugsMerkmale）*1確立	2013年以降、年1回、管轄税務署に電子データを転送するとともに、印刷版を従業員に通知	2009年以降、年1回、管轄税務署に電子データを転送するとともに、すべての個人口座の納税証明書を発行		
主な作成者	• 雇用主	• 雇用主	• 国内銀行 • 金融機関 • 保険会社		
主な受領者	• 連邦中央税務庁（Bundeszentralamt für Steuern） • 管轄税務署（Finanzverwaltung）	• 管轄税務署（Finanzverwaltung） • 従業員	• 管轄税務署（Finanzverwaltung） • 納税者		
主な記載内容	① 身分証明書（ID/パスポート） ② 居住地情報 ③ 納税者識別番号（IdNr） ④ 社会保障番号 ⑤ （該当する場合）軍隊等経歴 ⑥ （該当する場合）前職離職証明書 ⑦ （該当する場合）居住許可証/査証 ⑧ 健康保険基金会員証 ⑨ 結婚証明書・子供の出生証明書 ⑩ 銀行情報（IBAN/BICコード）*2	① 雇用者情報（氏名・住所・生年月日） ② 雇用者税務関連情報（IdNr・e-TIN・個人番号・納税者区分・扶養家族人数・教会税詳細・年間税控除金額・追加年間報酬） ③ 雇用者詳細情報（雇用期間・無給期間） ④ 賃金情報（総課税所得金額・源泉賃金税・教会税等・社会保険料・年金給付・短期労働給付・COVID関連補償情報・非課税雇用給付・退職手当・賞与）	① 金融機関等情報（会社名・住所） ② 納税者情報（氏名・住所・IdNr） ③ 資産情報（キャピタルゲイン総額・株式売却益・未実現損失・証券識別番号/ISIN番号等） ④ 税金情報（源泉徴収キャピタルゲイン税・連帯付加税・教会税額等）		

*1： Einkommensteuergesetzes（EStG）：所得税法
*2：IBANとは、 International Bank Account Numberの略であり、主に欧州・中東諸国で使われる銀行口座の所在国・支店・口座番号を特定するための英数字で表示される最大34桁の統一規格のコードである。BIC（ビック）とは、世界の主要金融機関が加盟する通信ネットワークが、ネットワーク加盟各行に割り当てた英数字で表示される、8桁又は11桁の銀行・支店識別用コードである。SWIFTコードと称されることもある。

（出典） § 45a EStG - Einzelnorm (gesetze-im-internet.de)、BZSt - ELStAM 、 https://www.atozserwisplus.de/service/germany-employer-of-record-overview、 Kapitalertragsteuer: In der Anlage KAP Kapitalerträge angeben - Finanztip 、 ELSTER - ELStAM (Arbeitgeber)

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

非居住者の課税

- **非居住者については、ドイツを源泉とする所得についてのみ課税される。約100か国と二重課税防止条約を締結し、非居住者に対する二重課税から保護している。**

非居住者の課税

- **非居住者の定義：通常、ドイツ国内における連続した滞在期間が6か月未満の者**
 - ドイツへの長期出張者は、ドイツに連続して6が月以上滞在する場合を除き、税務上の非居住者とみなされる可能性が高い
 - ✓ 週末の一時帰国や休暇旅行等による短期間の中断は考慮しない

- **申告対象所得：**通常、ドイツを源泉とする所得に対してのみ課税
 - 給与所得
 - キャピタルゲイン
 - 監査委員への報酬
 - プロスポーツ選手及び俳優等への報酬
 - 年金受給額：：2005年1月1日開始の老齢資産法 （AVmG：Altersvermögensgesetz ）により、非居住者の年金受給者も納税義務あり

- **税率（すべて源泉徴収払いで納付）**
 - 給与税：当該納税者が属する区分の税率
 - キャピタルゲイン税：一律25%
 - 監査委員への報酬に対する源泉税：30%
 - プロスポーツ選手及び俳優等への報酬に対する源泉税：15%
- **二重課税のリスク**
 - 非居住者に対する二重課税を回避するため、ドイツは約100の国・地域と二重課税防止条約を締結。
 - ドイツと他の国・地域の税務当局がそれぞれの税法に基づく強制執行に協力することも可能。

（出典） Thinking Beyond Borders: Management of Extended Business Travelers - Germany (kpmg.com), リンク; German tax system - Santandertrade.com; German tax system - Santandertrade.com

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策（一般的租税回避否認規定）

- **租税回避行為への対策として2008年に一般的租税回避否認規定（GAAR： Allgemeine Anti-Vermeidungsregel）を導入している。**

一般的租税回避否認規定（GAAR）

- 導入時期：2008年
- 根拠条文：租税基本法（AO：Abgabenordnung）第42条「法的取り決めの濫用（Missbrauch von rechtlichen Gestaltungsmöglichkeiten）」
- 対象：全ての種類の税金（所得税・法人税・付加価値税等）
- 概要
 - 目的： 納税者が節税だけを目的として行う不正な活動に従事するのを防止すること
 - 取引や協定が不正行為とみなされた場合、税務当局は法的形態を無視し、代わりに取引の経済的実質に従って納税者に課税することが可能
- 連邦財務裁判所（Bundesfinanzhof）による、「法的取り決めの濫用」の判断要素（4項目）
 - **第1**：納税者が選択した法的取り決めが不十分・不適切であることの証明
 - ✓ 「不十分・不適切」の立証：客観的な第三者が、納税者と同じ状況で、同じ経済的目的で、納税者と同じ行為を選択したかどうかで判断する。第三者が異なる選択をした場合は、当該法的取り決めは不適切と判断される
 - **第2**：当該法的取り決めが節税効果を有していたことの証明
 - ✓ 適切な法的取り決めが選択された場合に、不適切な法的取り決めを選択した場合よりも高い税金をもたらすため、当該取り決めを選択する経済的理由があったという結論を導く必要がある
 - **第3：**不適切な法的取り決めと判断することが合理的であり、非経済的又はその他の重要な考慮事項によっても正当化されることを示唆する重要な理由がない場合に限り適用可能
 - **第4**：法的取り決めにおいて、納税者が、減税の意図又は動機を有していたことの証明
 - ✓ 各取引ごとに主観的意図を立証しなければならないが、通常、第1から第3の客観的要素が立証される場合には、主観的意図の存在が推測される
- 罰則：GAAR遵守違反に関して、具体的な罰則規定はない

（出典） Section 242 of the Burgerliches Gesetzbuch (the German Civil Code), the General Anti-Abuse Rule (wgtn.ac.nz)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策（義務的開示制度（MDR：Mandatory Disclosure Regime））

- **ドイツでは、EU加盟国に対する欧州改正指令６（DAC6）及びドイツ国内のガイダンスに基づく義務的開示制度（MDR）に従い、「特定の取引」について、EU加盟各国の税務当局及びドイツ連邦中央税務庁（Budeszentralamt für Steurun）への報告を義務付けている。**

概要

「特定の取引」とは、潜在的に租税回避に積極的であると看做す国境を越えた取引やアレンジメントであり、DAC６に基づく、「クロスボーダー・アレンジメント」の定義及び規定する特徴を少なくとも1つ以上有する取引である。

- 開始年：2019年（DAC６）
- 2019年12月12日、ドイツ連邦議会は、DAC6をドイツ国内法に置き換える法案を承認
- 2021年3月29日、ドイツ財務省は、DAC6に関する国内実施規則の適用に関するガイダンス（MDRガイダンス）を公表
- 報告義務者：仲介者（税務コンサルタント・銀行・弁護士等）又は納税者
- 報告期限： 原則、当該事象が発生してから30日以内に報告書を提出しなければならない
- 職業上の秘密保持者（仲介者）による報告、かつ秘密保持義務から解放されていない場合：納税者は、一定の条件（仲介者から必要な情報入手後等）充足後、報告
- 市場性のある租税協定の場合：当該暦四半期の終了後10日目までに通知

DAC6に規定する特徴

便益テストが必須なケース

- ✓ 機密保持条項
- ✓ 仲介者：業績連動報酬
- ✓ 標準化された文書
- ✓ 赤字経営企業の買収
- ✓ 低税率・免税資産への所得転換
- ✓ 相殺・取消効果のある循環取引
- ✓ 法人税0%地域へのクロスボーダー払い
- ✓ 非課税地域へのクロスボーダー払い
- ✓ 優遇税制地域へのクロスボーダー払い

便益テストが不要なケース

- ✓ 無国籍納税者
- ✓ 非協力的管轄区域
- ✓ 複数管轄区域における同一資産の減価償却
- ✓ 複数管轄区域における二重課税回避
- ✓ 重要な金額的差異のあるクロスボーダー資産移動
- ✓ マネロン対策の不適切利用
- ✓ セーフ・ハーバー・ルール
- ✓ 評価困難な無形資産
- ✓ グループ内のクロスボーダー移転

罰則：以下の場合、故意又は過失を問わず、罰金340万4千円（€25,000）

仲介者

- クロスボーダー・タックス・アレンジメントを報告しない
- 適時にクロスボーダー・タックス・アレンジメントを報告しない
- 報告可能な情報を提供しない

納税者

- （適時/適切に）クロスボーダー・アレンジメントを報告しない
- （適時/適切に）納税申告書上で、クロスボーダー・タックス・アレンジメントに言及しない

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

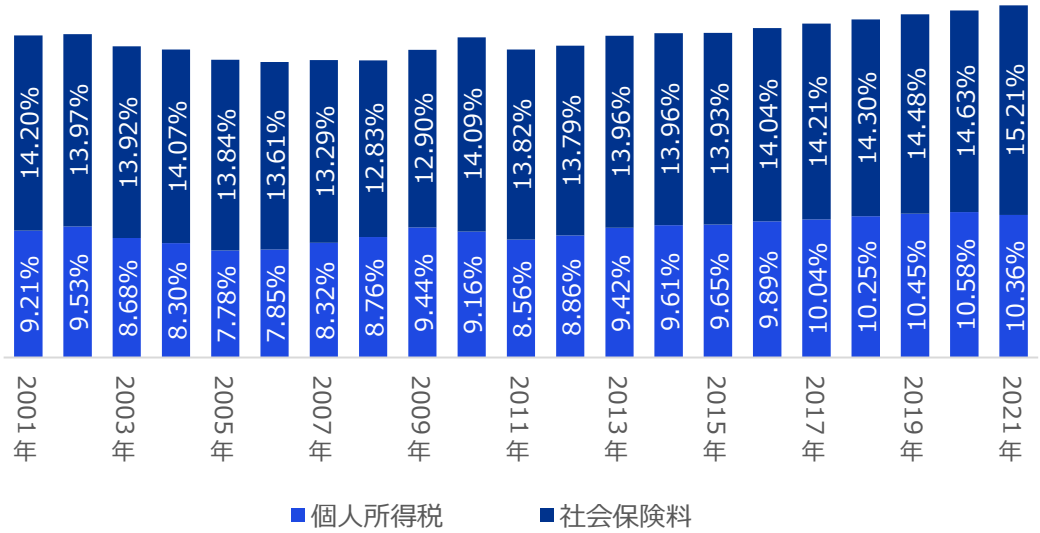
個人所得税統計データ（1/3）

- **2021年におけるGDPに占める個人所得税割合は10.36%、社会保険料の割合は15.21%であり、2001年からの10年で横ばいだったものの、2011年からの10年間では増加傾向にある。**
- **2020年の個人所得税の歳入（45兆5,300億円）の内、65.43%が賃金･給与税であり、70%以上が源泉徴収されたものである。**

基礎データ（2021年）

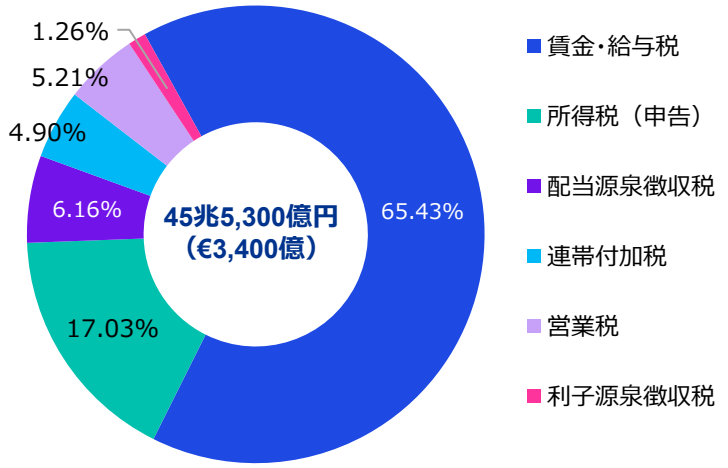
GDP	562兆6千億円	人口	8,323万人	一人当たり所得	712万円	失業率	3.5%

GDPに占める個人所得税及び社会保険料割合（2001-2021年）（%）



— GDPに占める税収割合は、2001年から2021年の間に20.5%から23.1%へ、約2.60%増加

個人所得税の内訳（2020年）



— 2020年個人所得税の内、最大項目は、賃金･給与税で全体の約65%を構成

（出典） Statistisches Bundesamt Deutschland - GENESIS-Online: Die Datenbank
des Statistischen Bundesamtes (destatis.de); Statistisches Bundesamt Deutschland - GENESIS-Online: Tabelle abrufen (destatis.de); , Unemployment, Unemployment rate - German Federal Statistical Office (destatis.de); Unemployment, Unemployment rate - German Federal Statistical Office (destatis.de); GDP per capita (current US$) - Germany | Data (worldbank.org)

KPMG

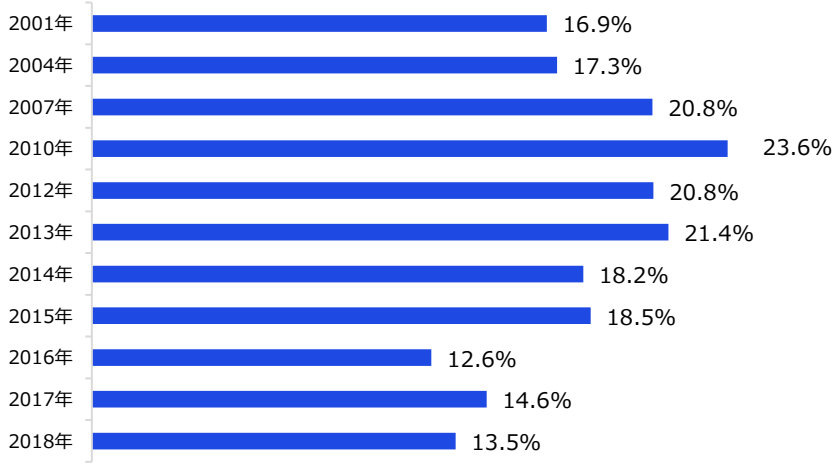
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

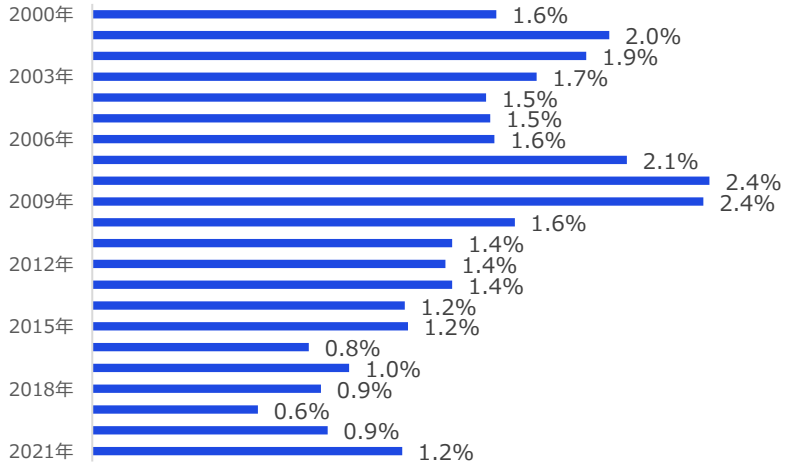
個人所得税統計データ（2/3）

- **2018年における金融所得合計に源泉徴収税が占める割合は13.5%であり、2001年からの10年で増加傾向だったものの、2011年からの7年間では減少傾向にある。**
- **2021年における源泉徴収税が税収に占める割合は1.2%であった。**

源泉徴収税が金融所得合計に占める割合（2001～2018年）*1



源泉徴収税が税収に占める割合（%）（2000～2021年）



- 源泉徴収税は、利息、配当、ファンドの分配金または為替差益に課税される
- 源泉税による税収に対する連邦政府、州及び地方自治体の2009年までは、キャピタルゲインのある者は、自己申告により、配当税の支払義務があった
- 割合は、44%、44%、12%である

*1：2001年から2012年のデータは入手状況は一定でない。

（出典） Statistisches Bundesamt Deutschland - GENESIS-Online: Die Datenbank
des Statistischen Bundesamtes (destatis.de); Statistisches Bundesamt Deutschland - GENESIS-Online: Tabelle abrufen (destatis.de); ; Unemployment, Unemployment rate - German Federal Statistical Office (destatis.de); Population by nationality and sex (quarterly figures) - German Federal Statistical Office (destatis.de)

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

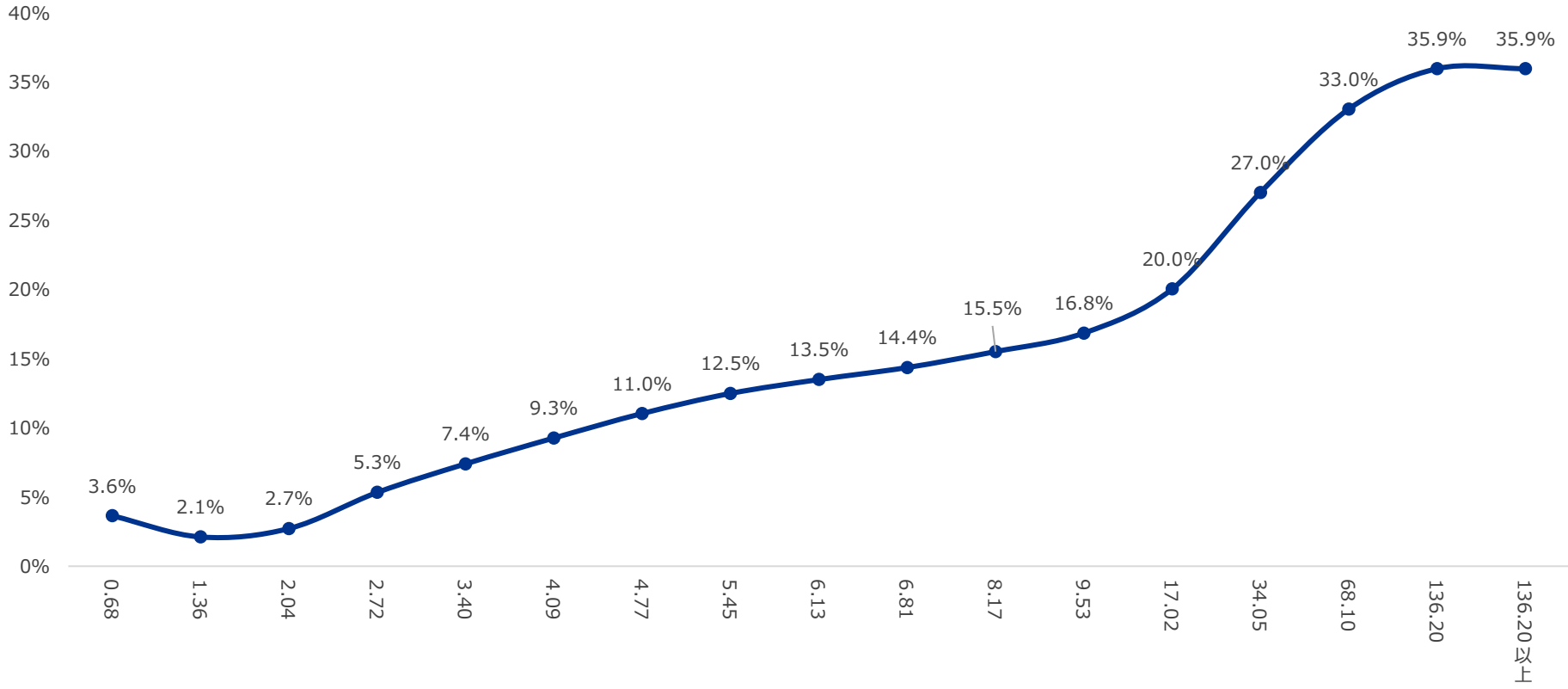
Document Classification: KPMG Confidential

個人所得税統計データ（3/3）

- １億3,600万円を超えると税額と所得の正の相関関係がなくなる。
- １億3,600万円の所得では、680万円の所得に比べて2.5倍、340万円の所得に比べて4.9倍税負担率が上昇する。

所得区分別の調整後総所得に占める税額の割合（2019年度）

（単位：百万円）



（出典）Triennal income tax statistics - German Federal Statistical Office (destatis.de)

KPMG

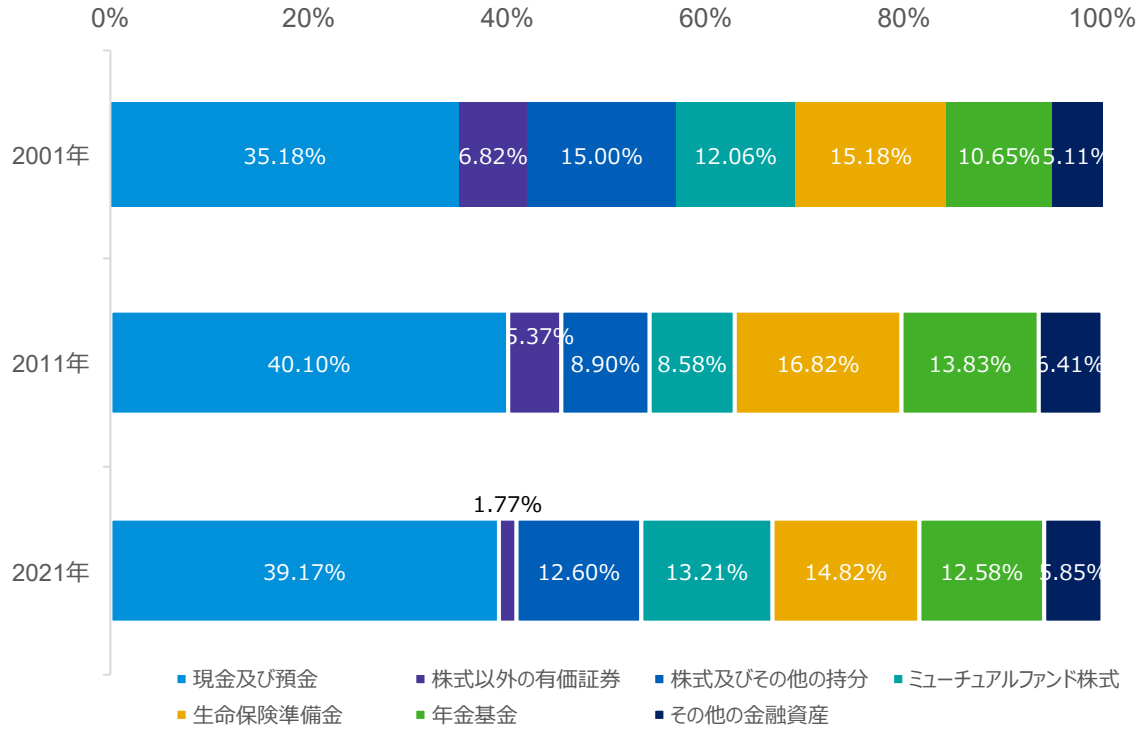
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融資産の保有状況

- **家計金融資産のうち、現金及び預金の割合が最も多く、2021年では39.1%であり、2001年と比較すると4%増加している。2001年から2021年にかけて増加しているのはミューチュアルファンド株式、年金基金、一方で株式以外の有価証券、株式及びその他の持分は減少している。**

家計金融資産の保有状況（2001～2021年）



（出典）Household accounts - Household financial assets - OECD Data

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

05　国際比較・考察

課税方式・税率

- **調査対象4か国の内、全ての所得に対して総合課税方式を適用しているカナダを除き、金融所得の課税方式については原則、分離課税を採用している。米国とカナダは、給与所得と金融所得ともに、累進課税を採用しているが、日本及びドイツは、給与所得は累進課税を採用する一方、金融所得は一律の税率を採用している。**

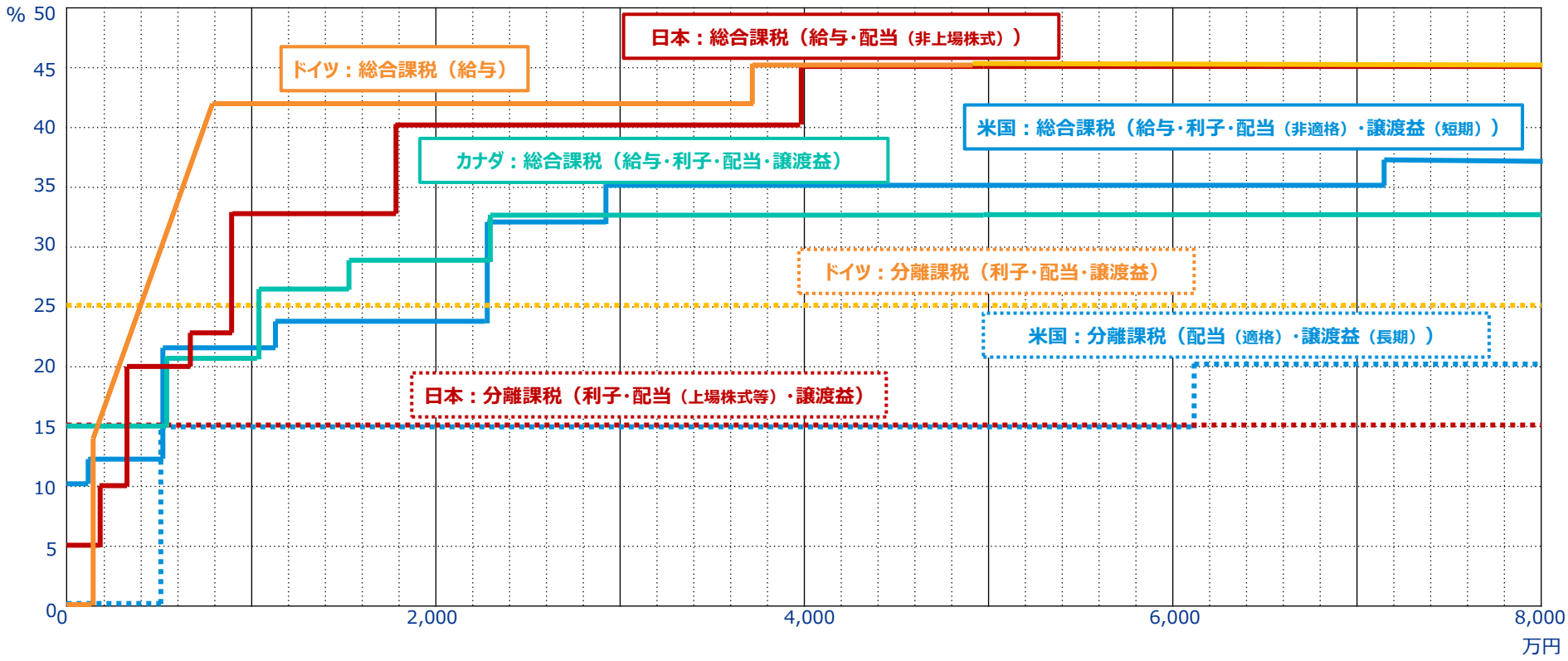
	給与等		利子		配当		株式譲渡益		
	課税方式	税率	課税方式	税率	課税方式	税率	課税方式		税率
日本	総合課税	所得税：5-45% 復興特別所得税：0.105-0.945% 都道府県民税：4% 市区町村税：6%	源泉分離課税	所得税：15% 復興特別所得税：0.315% 都道府県民税：5%	原則、源泉徴収課税 総合課税・申告分離課税の選択可 （少額の場合：申告不要可）	所得税：15% 復興特別所得税：0.315% 都道府県民税：5%	申告分離課税 申告不要：選択可		所得税：15% 復興特別所得税：0.315% 都道府県民税：5%
米国（NY州/NY市）		連邦：10-37% NY州：7.1-14.8% NY市：3.078-3.876%	総合課税	連邦：10-37% NY州：7.1-14.8% NY市：3.078-3.876%	連邦：分離課税＋ NY州/NY市：総合課税	連邦：0/15/20% NY州：7.1-14.8% NY市：3.078-3.876%	長期	連邦：分離課税＋NY州/NY市：総合課税	連邦：0/15/20% NY州：7.1-14.8% NY市：3.078-3.876%
							短期	総合課税	連邦：10-37% NY州：7.1-14.8% NY市：3.078-3.876%
カナダ（OT州）		連邦：15-33% OT州：5.05-13.16%		連邦：15-33% OT州：5.05-13.16%	総合課税（ただし、グロスアップ後連邦控除後の金額）	連邦：15-33% OT州：5.05-13.16%	総合課税（ただし、キャピタルゲイン×50%）		連邦：15-33% OT州：5.05-13.16%
ドイツ		所得税：0-45% 連帯付加税：0-2.475% 教会税：所得税額の8/9%	源泉分離課税（申告により総合課税の選択可）	所得税：25% 連帯付加税：1.375% 教会税：2/2.25%	源泉分離課税（申告により総合課税の選択可）	所得税：25% 連帯付加税：1.375% 教会税：2/2.25%	源泉分離課税（申告により総合課税の選択可）		所得税：25% 連帯付加税：1.375% 教会税：2/2.25%

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

税率構造

- 日本及びドイツは、金融所得に対して、給与所得に対する税率とは別のフラット税率を適用しており、所得が一定水準に達すると、全所得に占める金融所得の割合が増加するにつれて、個人所得税負担率が低下する。一方で、米国とカナダは、全ての所得に対して段階的な税率を適用しており、所得水準が高まるほど個人所得税負担率が上昇する。ただし、一部の金融所得に対して低い税率・控除を設定しているため、所得に占める該当金融所得の割合が増加するにつれて、個人所得税負担率は低下する。



© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得（キャピタルゲイン）金額階級別の税負担率

- **調査対象4か国でキャピタルゲイン金額階級別の税負担率を比較すると、米国は課税所得の金額に応じて3段階の累進税率が適用されるため、カナダは総合課税のため、所得と税負担率の間に相関がみられる。日本及びドイツは、キャピタルゲインに対する税率は一定であるため、低い所得帯では相対的に税負担率が大きくなり、高い所得帯では税負担率が低くなっている。**

金融所得（キャピタルゲイン）	区分	米国（NY市）		カナダ（オンタリオ州）		ドイツ		日本	
		税額	金融所得金額階級別の負担率	税額	金融所得金額階級別の負担率	税額	金融所得金額階級別の負担率	税額	金融所得金額階級別の負担率
500万円	単身	45万円	8.90%	50万円	10.03%	132万円	26.375%	102万円	20.315%
700万円		86万円	12.28%	70万円	10.03%	185万円		142万円	
1,000万円		160万円	16.05%	101万円	10.10%	264万円		203万円	
3,000万円		678万円	22.59%	484万円	16.14%	791万円		609万円	
5,000万円		1,268万円	25.36%	993万円	19.86%	1,319万円		1,016万円	
10,000万円		2,938万円	29.38%	2,266万円	22.66%	2,638万円		2,032万円	

【税負担率推計の前提】
- キャピタルゲインのみを対象として税負担率を推計する。
- キャピタルゲインのうち、米国は長期キャピタルゲインを対象とする。
- 単身世帯の税率を適用し、控除計算は行わない。
- 総合課税と分離課税の選択が可能な場合、分離課税を選択する。
- 各国固有の税制（例：米国ではAMT、純投資所得税、ドイツでは教会税など）は推計対象に含めない。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得捕捉の仕組（共通番号制度）1/2

- **共通番号制度において、米国は社会保障番号の利用範囲を特に限定していないが、他の3か国については、税務目的に限定又は、税務目的と社会保障関連のみの利用に限定している。また、日本・米国・カナダでは、共通番号の提出が義務化されているが、ドイツでは提出義務はない。**

	税務上の共通番号制度利用の有無	共通番号制度の具体的名称	対象	利用範囲	共通番号提出義務（提出相手）	提出しない場合の措置
日本	○	• 個人番号（通称、マイナンバー） • 整理番号 • 利用者識別番号	• 個人番号：住民票を持つ日本国内の全住民 • 整理番号：確定申告提出者（過去含む） • 利用者識別番号：電子申告利用者	• 個人番号：社会保障・税・災害対策分野に限定 • 整理番号及び利用者識別番号：税務目的に限定	○（雇用主）	罰則規定なし
米国（NY州/NY市）	○	• 社会保障番号（SSN） • 個人納税者番（ITIN） • 雇用者番号（EIN） • 申告書作成者番（PTIN） • 養子手続中納税者番号（ATIN）	• SSN：米国の市民、永住権を保持する居住者、及び適格非移民労働者 • ITIN：特定非居住者等、SSN取得できな人向け • EIN：事業者識別番号 • PTIN：専門家申告書作成時に発行 • ATIN：養子手続中	• 利用範囲は特に限定なし - SSNは、社会保障法（Social Security Act）において、「税・公的扶助・運転免許・自動車登録に係るあらゆる手続において、いずれの州も利用可能である」との趣旨の記載 - 利用範囲は分野レベルでの列挙はあるものの、具体的な制限はなく、日常生活に浸透	○（税務署）	• 納税者：予備源泉徴（Backup Withholding）として連邦所得税24%を源泉徴収
カナダ（OT州）	○	• 社会保険番号（SIN） • 個人納税番号（ITN）	• SIN：カナダの国民、永住権取得者、一時的居住者である納税者 • ITN：SINの取得資格がない非居住者	• 税務目的に限定 - 公的年金制度計算：カナダ年金計画（CPP）及び雇用保険プログラム（EI）） - 入力済みの電子納税申告書等	○（雇用主）	• 雇用主：1万円（罰金CA$100） • 従業員：1万円（罰金CA$100）
ドイツ	○	• 納税者識別番（IdNr）	• IdNr：ドイツの全納税者（ドイツ居住の子どもも含む）	• 税務目的に限定 - 雇用主源泉徴収額計算 - 金融機関へ投資家年間控除申請 - 入力済みの電子納税申告書作成 - 電子文書の自動処理　等	×	• 従業員：IdNrを通知するまで、雇用主は最高税率で源泉徴収 • 納税者：投資家年間控除利用不可のため、還付特別審査の申請により税金還付

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得捕捉の仕組（共通番号制度）2/2

- **共通番号制度を利用して、カナダとドイツでは、電子申告の利用した場合に、支払者情報の入力済みの申告書の利用が可能である。**

	入力済み申告書利用の可否	利用条件	開始年	電子申告システム名称	自動入力可能な情報
日本	×				
米国（NY州/NY市）	×				
カナダ（OT州）	○	特定の電子申告システムを利用した場合のみ	2015年	NETFILE（EFILE：不可）	• 伝票情報：T 3、T 4（報酬報告）、T 4 A、T 4 A (OAS)、T 4 A (P)、T 4 E、T 4 RIF、T 4 RSP、T 5（投資収益報告）、T 5007、T 5008（証券取引報告） • 福利厚生伝票 • RRSP拠出金 • 授業料・教育費・教科書給付の未使用額等
ドイツ	○	電子申告システムを利用した場合のみ	自動入力の開始年不明	ELSTER（BOP）	雇用関連情報（納税者区分・賃金税額控除関連情報） 金融所得関連（投資所得情報・投資家年間控除）

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

金融所得捕捉の仕組（法定資料制度）

- **4か国とも、金融所得に関する法定資料の作成が義務化されており、納税者は受領情報に基づき確定申告を行う。**

国名		金融所得		
		利子	配当	譲渡益
日本	提出先	税務署	税務署	税務署
	様式	利子等の支払調書合計表	配当、剰余金の分配、金銭の分配 及び基金利息の支払調書合計表	株式等の譲渡の対価等の支払調書合計表
米国（NY州/NY市）	提出先	IRA		
	様式	W-9 （納税者番号確認書）		
	提出先	• IRA • 受領者の州の税務当局 • 受領者	• IRA • 受領者の州の税務当局 • 受領者	• IRA • 取引者の州の税務当局 • 取引者
	様式	Form 1099-INT（利子明細書）	Form 1099-DIV （配当明細書）	Form 1099-B（株式証券等売却明細書）
カナダ（OT州）	提出先	• CRA • 受領者		• CRA • 取引者
	様式	T5（投資収益報告）		T5008（証券取引報告書）
ドイツ	提出先	• 国内銀行 • 金融機関 • 保険会社		
	様式	Steuerbescheinigung（納税証明書）		

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策

- 租税回避対策のうち、一般的租税回避否認規定について、日本の現行制度上は存在しないが、類似するものとして同族会社の行為または計算の否認（法人税法第132条、所得税法第157条(注) ）が設けられている。一方、米国では2010年内国歳入法7701条o項、カナダでは1988年所得税法245条、ドイツでは2008年租税基本法42条により一般的租税回避行為否認規定が制定されている。ただし、個人の金融所得にこれらが適用された事例について、カナダにおける「Lipson vs Canada」などが存在したものの、適用事例は多くない。
- 義務的開示制度について、我が国の現行制度上、法制化されていないが、米国では現行の内国歳入法6011-4に基づき、一定規模以上の法人・個人・信託・遺産・パートナーシップ等の申告時にForm 8886 を添付することを義務付けているほか、カナダでは所得税法237条に基づき、ドイツを含むEUではDAC6指令によりEU加盟国に対し税務当局に対し納税者やプロモーターによる租税回避策の開示が義務付けられている。

（注）所得税法第157条は、税務署長は、同族会社等の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主若しくは社員又はその特殊関係者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、更正又は決定に降し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、所得等の金紙を計算することができる旨規定している。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

租税回避対策_各国の義務的開示制度

	米国	カナダ	ドイツ
根拠法令等	1984年（2004年改正）：連邦規則集CFR1.6011-4	1989年：所得税法237.4条 （2022年：拡張法案を公開）	2019年：欧州改正指令6（DAC6） 2021年：MDRガイダンス
報告対象機関	内国歳入庁（IRA：Internal Revenue Agency）	カナダ歳入庁（CRA：Canada Revenue Agency）	• EU加盟各国の税務当局 • ドイツ連邦中央税務庁（Budeszentralamt für Steurun）
報告義務者	• 納税者 • 2004年10月22日以降に重要な援助・助言を行うアドバイザー	• プロモーター（租税回避専門家集団） • 納税者	• 原則：仲介者（税務コンサルタント・銀行・弁護士等） • 例外：納税者
報告対象 （特定の取引）	タックス・シェルター取引 ✓ 指定取引 ✓ 守秘義務 ✓ 契約上の保護 ✓ 損失 ✓ 特筆すべき取引	取引の主な目的が税務上の便益を得ることである「（租税）回避取引」であり、かつ、所得税法に規定する3つの特徴（偶発手数料・機機密保護・契約上の保護）の内、少なくとも2つを充たしている取引である。	潜在的に租税回避に積極的であると看做す国境を越えた取引やアレンジメントであり、DAC６に基づく、「クロスボーダー・アレンジメント」の定義及び規定する特徴を少なくとも1つ以上有する取引である。
報告期限	• 報告対象取引に該当した時から90日以内 • 次回の納税申告書提出時	報告対象取引となった年の翌年6月30日	原則、発端となった事象が発生してから30日以内に報告書を提出
義務違反	【報告対象取引の報告を怠った場合】 • 指定取引に該当する場合：罰金：（2,664万円（US$200,0000）又は重要な支援・助言により受領した総所得の50%のいずれか大きい額） • その他の報告対象取引：罰金666万円（US$50,000） 【必要なリストの作成を怠った場合】 • IRAの書面による要求に応じて、20営業日以内にリストを作成できなかった場合：罰金1日当たり133万円（$10,000）	罰金：原則、プロモーター又は税務アドバイザーが受領する手数料の合計額	罰金：以下の場合、故意又は過失を問わず、罰金340万円（€25,000） • 仲介者 ✓ （適時/適切に）クロスボーダー・タックス・アレンジメントを報告しない ✓ 報告可能な情報を提供しない • 納税者 ✓ （適時/適切に）クロスボーダー・タックス・アレンジメントを報告しない ✓ （適時/適切に）納税申告書上で、クロスボーダー・タックス・アレンジメントに言及しない

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

税制優遇措置及び格差是正措置

4か国とも資産形成支援策として、各種の老齢年金制度を設けている他、低・中所得者向けの税制優遇措置を講じている。米国・カナダでは、高所得者に対して、追加の課税や控除に制限を設けるなどにより、金融所得課税の所得層間の公平性を確保している。カナダ・ドイツでは、中低所得者の資産形成に配慮し、年間一定額まで金融所得が非課税となる制度を設けている。

（下線：州政府）	資産形成支援策	投資促進策	格差是正措置	
			高所得者向け	低・中所得者向け
日本	• 住宅・年金財形貯蓄 • 少額投資非課税制度（NISA） • 個人型確定拠出年金（iDeCo）			
米国（NY州/NY市）	• 確定拠出年金（Defined Contribution Plan）（通称：401(k)） • 個人退職制度（IRA：Individual Retirement Arrangements） • 529プラン	• オポチュニティ・ゾーンズ（Opportunity Zones） • 住宅の売却益控除制度	• 代替ミニマム税（AMT：Alternative Minimum Tax） • 純投資所得税（NIIT：Net Investment Income Tax） • 高所得者に対する所得控除の制限	• 勤労所得税額控除（EITC：Earned Income Tax Credit）（連邦・州・市） • 子女養育費税額控除（連邦・州・市） • 養子縁組税額控除
カナダ（OT州）	• 登録退職貯蓄年金（RRSP：Registered Retired Savings Plan）	• 非課税貯蓄口座 (TFSA：Tax-Free Savings Account) • 住宅アクセシビリティ控除（HATC：Home Accessibility Tax Credit） • 2023年開始予定初回住宅貯蓄口座非課税制度（FHSA：Tax-Free First Home Savings Account ）	• 代替ミニマム税（AMT：Alternative Minimum Tax）	• 連邦基礎個人税額控除 • カナダ児童手当（CCB：Canada Child Benefit） • 児童障害手当（CDB：Canada Disability Benefit） • カナダ勤労給付（CWB：Canada Workers Benefit）（連邦・州） • GST/HST控除 • 子女養育費税額控除（Ontario Child Care Tax Credit） • 高齢者在宅介護税額控除（Ontario Seniors Care at Home Tax Credit） • 税額減額（Ontario Tax Reduction）
ドイツ	• 老齢資産法（Altersvermögensgesetz）に基づく課税方式変更 • リュースター年金（Reister Rente） • リューリップ年金（Rürup Rente） • 非現金給付（Sachzuwendungen）	• 投資家年間控除（Freistellungsauftrag）		• キンデルズシュラグ児童手当（Kinderzuschlag）

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

※本考察は受託者によるものであり、必ずしも東京都の見解と一致するものではありません。

考察

本章の位置づけ

- 本章は、これまでに行った調査対象国の調査と各国比較を通じて、諸外国における個人の金融所得課税の仕組みを明らかにし、所得階層間の税負担の公平性を確保する観点及び中低所得者の資産形成に与える影響に配慮する観点等から調査・分析を行い、我が国における望ましい金融所得課税のあり方について検討することを目的として調査・考察を行ったものである。以下、諸外国における金融所得課税に関する考察のまとめるとともに、本調査における総合意見を付する。

税負担率等の公平性を促す仕組み

- 米国では、金融所得を含む全ての所得を合算した金額で適用される税率が決定されるとともに、適格配当所得および長期キャピタルゲインについて３段階の累進税率が設定されている。その結果、キャピタルゲインへの課税額で見ると、所得と税負担率との間にある程度の正の相関関係がみられ、一律税率の場合と比較して低所得者の税負担が軽減されている。カナダでは、金融所得を含む全ての所得を対象として累進税率が設定されているため、所得と税負担率との間に正の相関関係がみられ、低所得者層の税負担率は一律税率の場合と比較して低く抑えられている。
- 一方、日本では配当所得は総合課税との選択制であるものの、キャピタルゲインや利子所得について分離課税かつ一律の税率が定められているため、多段階の累進税率が設定されている場合と比較して低所得者層では税負担が高く、高所得者層では税負担が低くなっている。利子所得と分離課税を選択した場合の配当所得も単一税率が適用されているため、同様の結果となることが想定される。
- 日本においても、低所得者層の負担軽減を図り課税の公平性を強化するため、株式等の譲渡所得等や利子所得について、現行の分離課税の税率を引き上げた多段階の累進税率を導入するとともに、総合課税との選択制とすることが考えられる。
- 地方税の観点からみると、米国やカナダでは連邦税とは別途、州固有の税制が定められ、金融所得を含め、全ての所得を対象に総合課税にて個人所得税が賦課されている事例も見られた。これは、米国やカナダの州は連邦と同等の主権を有しており、徴税権もその一つであると解されているためである。
- 日本の地方公共団体では、地方税法において税率や所得控除、税額控除が一律で定められており、株式等の譲渡所得等に対する分離課税については、国税である所得税と地方税である個人住民税が一体として設計されている。
- この点、令和5年度税制改正大綱をみると、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」は、国税のみ適用するとされ、地方税は措置されていない。この制度は金融所得課税に特化したものではないものの、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられることに鑑み、地方税においても税負担のさらなる公平性を担保するため、引き続き国税と地方税一体となった制度設計を進めるとともに、地方税ではどのような方策が考えられるのか検討すべきであろう。

課税の公平性を促す税制

- 最高税率を引き上げ多段階税率の設定によって所得階層間の税負担率の公平性を確保したとしても、過度な租税回避行為により、税負担率を著しく低下させようとすることは、課税の公平性を損なうものとなりうる。
- 過度な租税回避行為への対策としては、代替ミニマム税のような最低納税額を確保する税制のほか、対抗手段としての一般的租税回避行為否認規定と予防策としての義務的開示制度などがある。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

※本考察は受託者によるものであり、必ずしも東京都の見解と一致するものではありません。

考察

- 米国やカナダで導入されている代替ミニマム税（AMT：Alternative Minimum Tax）は、高額納税者に対して、キャピタル・ゲインや配当所得控除に制限を設けるなど、通常の税額計算とは別の計算方式により算出した最低税金額を追加的に負担させる制度である。また、米国では、高額納税者の有する純投資所得（金融所得・賃貸料・不適格年金等）に対して、純投資所得税（NIIT：Net Investment Income Tax）として、一定の税率（3.8%）を賦課することや、高所得者の所得控除の計算に際して、住宅ローン利子や医療費等の項目別控除及び定額控除に制限を設けている。
- 代替ミニマム税は、所得控除や税額控除を過度に利用した節税を防止し、最低納税額を確保する税制であり、納税者と税務当局の税務手続に伴う負担を犠牲にしても課税の公平性を優先すべきとして導入されたものと推察される。創設当初こそ高所得者の納税額がゼロだったことを背景として、高所得者を主な対象としたものであったが、数々の改正を経て、現在では適用対象が中所得者層にまで広がりつつある。そのため、高所得者を対象とする税制か否かについては様々な解釈がみられる。
- 代替ミニマム税を導入するうえで課題となるのは、納税者の税務手続きに係る負担の増大である。代替ミニマム税の申告義務を負うかどうかは、実際に計算しないと判明しないため、代替ミニマム税の納税義務を負う者は、通常の所得税の計算に加え、代替ミニマム税の計算も行わねばならない。そのため、代替ミニマム税の導入を検討する際は、課税の公平性と納税者と税務当局の税務手続に伴う負担を比較衡量した上で、対象者が過度に広がらないようにするとともに、可能な限り簡素化を視野に入れて制度設計すべきであろう。
- この点、日本では、代替ミニマム税と類似する税制として、令和5年度税制改正大綱において、「きわめて高い水準の所得に対する負担の適正化（案）」として、基準所得金額*1から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が基準所得税額*2を超える場合に、その超える金額に相当する所得税を課す措置を、令和7年分以後の所得税から適用するとしている。
- この税制は、「極めて高い水準の所得」を有する納税者を対象とする制度であり、米国やカナダよりも極めて高額な控除金額が設定されている点で、適用対象が過度に広がらず、納税者と税務当局の税務手続の簡素化が図られているものと考えられる。
- 次に、一般的租税回避行為否認規定と義務的開示制度について、米国、カナダ、ドイツでは導入されているが、日本では包括的な一般的租税回避行為否認規定と義務的開示制度は法制化されていない。
- これらの制度は税制の国際的調和と過度な租税回避行為の予防に資するものであるが、制度設計にあたって留意点がある。
- 一般的租税回避行為否認規定とは、納税者の選択した法形式にかかわらず経済的実態に即した課税を行う規定で、全ての取引を対象とする。一般的租税回避行為否認規定の導入の際、課題として考えられるのは、税務当局による権限濫用の可能性である。一般的租税回避行為否認規定の性質上、取引に対する明確な課税要件が定められていないことからその発動要件が曖昧にならざるを得ないという問題が生じる。この点、カナダでは第三者委員会を設置して納税者の保護を図っている。
- 日本において一般的租税回避行為否認規定の導入を検討する際は、第三者委員会の設置が主要な検討事項になるものと考えられる。
- 義務的開示制度とは、納税者または立案者が、過度に課税を回避しようとする計画を立案した段階で、税務当局に報告する義務を課すことにより、法令・執行上の早期解決ひいては卑劣なスキームの販売・利用を抑止することを目的とするものである。

*1：基準所得金額とは、配当所得等の特例や上場株式等の譲渡による所得の特例による申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額（特別控除後の金額かつ源泉分離課税の対象となる所得を含まない）をいう。
*2：基準所得税額とは、基準所得金額に係る所得税額（外国税額控除を適用しない場合で附帯税等を除く）をいう。

KPMG
© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

※本考察は受託者によるものであり、必ずしも東京都の見解と一致するものではありません。

考察

- 日本において義務的開示制度の導入を検討する際は、立案者及び納税者に過度な事務負担を強いることのないよう、客観的な基準を用いて開示対象となる取引を特定することや、開示の対象範囲や罰則等について、他国の制度から大きく乖離しないようにすることが必要と考える。

中低所得者の資産形成を支援する仕組み

- 所得格差是正の観点からは、高所得者向けの税制を導入するだけでなく、中低所得者向けの資産形成を支援する仕組みを整備することも必要と考える。
- カナダでは、貯蓄目的に関係なく、年間一定金額につき、生涯を通じて、非課税で貯蓄・運用・引き出し可能な非課税貯蓄口座制度があり、ドイツでは金融所得及びそれ以外の投資所得に対する定額の所得控除であり、年間一定金額につき、投資所得が非課税となる投資家年間控除制度がある。
- 米国では、教育資金確保を支援するため、教育目的の積立金に対して、運用益の課税繰延、所得控除等の税制優遇措置を設けた529プランという制度があり、税制優遇措置に加えて、親の所得水準に応じて州が一定額を給付するなどの工夫を行っている事例もある。また、州が運営している点で、州税の恩恵を受けることができ、地方税の観点からも注目に値する。
- 日本では住宅・年金財形貯蓄や個人年金積立に係る非課税制度、子や孫の将来の資産形成を支援するジュニアNISAなどは整備されているが、教育資金積立に特化した税制優遇措置は導入されていない。
- 都道府県で教育資金の積立への税制優遇措置を検討する場合、教育資金口座の運用益に課される地方税部分を減税または非課税とすることが考えられる。加えて、親の所得水準に応じて自治体が一定額を給付するなどで、中低所得者向けの資産形成の支援を強化することが考えられる。

KPMG

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

06 参考

ヒアリング調査の概要

本調査では、現地の関係機関との対面インタビュー、オンライン会議またはメールによる文書回答を通じて、金融所得課税の基本的事項、納税者の所得情報を把握する仕組み、資産形成支援制度等について聞き取り調査を行った。

国名	年月日	聴取方法	対象機関
米国	2023年2月6日	対面インタビュー	大学、民間事業会社
	2023年2月7日	対面インタビュー、オンライン会議	大学、民間事業会社
	2023年2月8日	対面インタビュー	ニューヨーク州政府、民間事業会社
カナダ	2023年3月13日	オンライン会議	民間事業会社
ドイツ	2023年3月14日	オンライン会議	民間事業会社

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential

本報告書は、東京都の委託により有限責任 あずさ監査法人が実施した調査結果を取りまとめたものです。私たちは、調査時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めておりますが、本報告書の内容は、本調査の対象に含まれない特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものとは限らず、また、情報を受け取った時点及びそれ以降において、その情報の正確性や完全性を保証するものではありません。また、本報告書は委託者である東京都に対してのみ提出したものであり、本報告書を閲覧あるいは本報告書のコピーを入手閲覧した第三者の本報告書の利用に対して、有限責任 あずさ監査法人は直接ないしは間接の責任を負うものではありません。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.